

平成29年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
人事の紹介	4
表彰伝達並びに記念品の贈呈	5
議長報告事項	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案上程	7
議案第 1号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 2号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 3号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 4号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 5号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 6号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 7号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 8号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第13号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第14号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	

議案第 15 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 16 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 17 号	旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 18 号	専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）	
議案第 19 号	専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 20 号	専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
報告第 1 号	平成 28 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号	平成 28 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号	専決処分の報告について（損賠賠償の額の決定）	
報告第 4 号	専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）	
報告第 5 号	株式会社季楽里あさひの事業経営状況について	
提案理由の説明並びに政務報告		8
議案の補足説明及び報告の説明		17
散 会		28

第 2 号（6月13日）

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	30
事務局職員出席者	30
開 議	31
議案質疑	31
議案第 1 号から議案第 17 号直接審議（先議）	36
常任委員会議案付託	40
常任委員会請願付託	40
散 会	40

第 3 号（6月15日）

議事日程	4 1
本日の会議に付した事件	4 1
出席議員	4 1
欠席議員	4 1
説明のため出席した者	4 1
事務局職員出席者	4 2
開 議	4 3
一般質問	4 3
1 番 林 晴 道	4 3
1 7 番 滑 川 公 英	6 5
2 1 番 高 橋 利 彦	8 2
4 番 有 田 恵 子	1 1 7
会議時間の延長	1 2 4
散 会	1 3 0

第 4 号 (6月16日)

議事日程	1 3 1
本日の会議に付した事件	1 3 1
出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 1
説明のため出席した者	1 3 1
事務局職員出席者	1 3 2
開 議	1 3 3
一般質問	1 3 3
1 0 番 伊 藤 保	1 3 3
1 3 番 伊 藤 房 代	1 5 2
6 番 磯 本 繁	1 5 8
2 番 高 橋 秀 典	1 6 2
散 会	1 8 0

第 5 号 (6月26日)

議事日程	181
本日の会議に付した事件	181
出席議員	181
欠席議員	182
説明のため出席した者	182
事務局職員出席者	182
開 議	183
常任委員長報告	183
質疑、討論、採決	184
常任委員長請願報告	185
質疑、討論、採決	186
発議案上程	188
発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第2号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	188
質疑、討論、採決	190
旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	191
事務報告	193
閉 会	193

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成29年6月9日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子	
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁	

7番 飯嶋正利
9番 太田將範
11番 島田和雄
13番 伊藤房代
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

8番 宮澤芳雄
10番 伊藤保
12番 平野忠作
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

欠席議員（1名）

14番 林七巳

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	加瀬寿勝	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 事務局長	高木昭治	農業委員会 事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長 大 矢 淳

事務局次長 花 澤 義 広

開会 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（佐久間茂樹） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成29年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

飯島茂総務課長。

阿曾博通企画政策課長。

伊藤義隆秘書広報課長。

小倉直志行政改革推進課長。

角田和夫社会福祉課長。

遠藤茂樹保険年金課長。

小橋静枝子育て支援課長。

浪川恭房高齢者福祉課長。

加瀬寿勝消防長。

木内喜久子健康管理課長。

栗田茂庶務課長。

佐瀬史恵学校教育課長。

高安一範生涯学習課長。

鵜之沢隆都市整備課長。

高木昭治監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承願います。

ここでしばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

再開 午前10時 4分

○副議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○副議長（向後悦世） 日程第3、永年勤続表彰並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました、佐久間茂樹議員、木内欽市議員に表彰の伝達と記念品の贈呈を行います。

佐久間茂樹議員、木内欽市議員、前のほうにお進みください。

（副議長より表彰伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

○副議長（向後悦世） ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 議長報告事項

○議長（佐久間茂樹） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思ひます。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（佐久間茂樹） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

15番、向後悦世議員、16番、景山岩三郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（佐久間茂樹） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第20号までの20議案と報告第1号から報告第5号までの報告5件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（佐久間茂樹） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第20号までの20議案と報告第1号から報告第5号までの報告5件を一括上程いたします。

議案第1号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第2号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第3号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第4号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第6号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第7号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第8号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第13号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第19号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第20号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第1号 平成28年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 平成28年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第4号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）
- 報告第5号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

◎日程第8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

まず冒頭に、ただいま表彰の栄に浴されました佐久間茂樹議員、木内欽市議員には心からお祝いを申し上げるところであります。おめでとうございます。

本日、ここに平成29年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

本年もはや5か月が過ぎ、田植え後の水田では早苗が風になびき、初夏の風がさわやかな季節となりました。時の流れは早いもので、私の任期もあと1か月あまりとなりました。

私は、平成21年7月の市長1期目の就任にあたり、旭市が掲げる将来都市像である「ひと

が輝き 海と緑がつくる健康都市“旭”」に向かって、住んで良かった、住んでみたい、そして真に合併して良かったと思えるような、市民一人一人が一体感を持ち、通じ合える絆づくりの醸成が必要と考え、市政運営にあたってまいりました。

今もこの思いは変わることなく、新たに策定しました総合戦略においても、「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向け、一体感のあるまちづくりを最大の目標として、4つの重点施策を位置づけ、積極的な事業展開に努めております。

また、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災以降は、震災からの復興を最優先課題とし、さまざまな復興事業にも取り組んでまいりました。

これまでの経験を生かしながら、施設の整備や防災訓練の実施など、市民と行政が一体となって「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」に引き続き全力を傾注していくことが、今、私に課せられた最大の責務であると認識しております。さらには、人口減少の歯止め、そして課題となっている若者の定住促進、新庁舎の建設、生涯活躍のまち構想についても着実に進めていくことを強く決意しているところであります。

議会をはじめ、市民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第17号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、選挙等により選出していた委員が本年7月19日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により市長が任命することとされたことから、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、河津和男氏、渡邊茂氏、高野和幸氏、鈴木一久氏、田村博氏、崎山昭一氏、宮内利夫氏、伊藤文男氏、加瀬一四郎氏、根本喜美子氏、大松優子氏、若梅繁由氏、小川貢司氏、鷺山敦美氏、加瀬和英氏、宮負武芳氏、伊藤浩氏が適任と考え、提案するものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第18号から議案第20号までは専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は平成28年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は平成28年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号及び報告第4号は議会からの委任による専決委任について、報告第5号は株式会社季楽里あさひの事業経営状況につい

て、それぞれ報告するものであります。

次に、平成28年度の一般会計並びに特別会計の決算状況について概要を申し上げます。

平成28年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成28年度の一般会計は、概算で歳入総額328億7,400万円、歳出総額312億1,300万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は15億7,200万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、農業について申し上げます。

本年4月に農林水産省が公表した平成27年の旭市の農業産出額は約548億円で、全国順位は6位で前年と変わらないものの、産出額は約34億円の増となり、全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、県において飼料用米の推進に力を入れており、5月には取り組み拡大について県から要請を受けたところであり、本市においても米価下落対策として有効とされる飼料用米の取り組みを支援することで農業所得の向上につなげ、経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を活用し、生産施設や省力機械等の整備を進め、施設園芸の一大産地として更なる発展のため支援をしてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザについては、3月24日に市内養鶏場で発生しましたが、県及び市においていち早く対策本部を設置し、約6万2,000羽の殺処分や消毒ポイントの運営などの防疫措置を進めた結果、新たな感染がなかったことから、4月18日に移動制限区域が解除されました。養鶏農家の方々には、大変な心労と不安の中でのときであったのかなと、心から改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

防疫措置にあたりましては、迅速な対応をしていただいた国、県、自衛隊、近隣市町など多くの皆さんに深く感謝を申し上げます。今後は、各畜産農家へ今まで以上に衛生管理に注

意していただくよう働きかけてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券発行事業については、旭市商業振興連合会を通じて7月と12月の2回で併せて1万7,000セット、総額1億8,700万円の販売を予定しております。

本市の商業を取り巻く環境は、全国チェーン店の品質や消費動向の変化等により、依然厳しい状況が続いておりますが、この施策により商店街等の活性化や消費拡大が図られるよう、引き続き支援してまいります。

創業者支援事業については、昨年度、国から認定を受けた「創業支援事業計画」に基づいて創業セミナーを6月17日、24日に開催します。このセミナーは、市の創業支援事業計画により、連携事業者の旭市商工会が実施するもので、市内での新規創業者の促進と地域経済の進行を図るため、市としても支援を行ってまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、市が後援する旭市雇用対策協議会主催により4月25日に開催されました。この事業は来春卒業予定の近隣高校生に地元企業をPRすることにより、人材確保につながるために行うもので、市内企業15社が参加し、300名を超える高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、観光事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日まで開催されました。4月8日には本市の観光大使であります桂竹千代さんの寄席をはじめ、歌謡ショー、園芸大会やわくわく市場などを開催し、あいにくの天候にもかかわらず8,000人余りが訪れ、にぎわいを見せたところであります。

いよいよこれから夏の観光シーズンが始まります。あさひ砂の彫刻美術展については、昨年同様、旭文化の杜公園ふれあい広場を会場に7月15日から8月7日まで、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」は7月29日、30日に、「旭市七夕市民まつり」は8月6日、7日に開催が予定されております。

また、「ミス七夕コンテスト」については8月6日に開催されますが、今年で50回を迎えるにあたり、「ミス七夕」の名称が「ミスあさひ」に変更となります。

海水浴場については、7月15日から8月27日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であります。市営海浜プールについても同じ時期の開設を予定するものであります。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、観光客が安全で楽し

く過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

このほか、7月22日は「サマーフェスタ in 矢指ヶ浦」が、8月11日には復興イベントが矢指ヶ浦海水浴場で開催されます。

それぞれのイベントにより多くの市民、観光客に楽しんでいただけるよう、PRに努めてまいります。

次に、観光プロモーション事業について申し上げます。

観光プロモーションについては、本市の飯岡が舞台となりました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」がアニメ映画になり、8月18日に全国で公開されます。映画のロケ地という特性を最大限に生かしながら、メディア等を活用し、観光客招致に向けた観光プロモーションを積極的に展開してまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、開業以来、大変好評をいただいております、平成28年度の来場者数は102万人を超え、全体の売り上げは6億3,000万円余りとなりました。

また、株式会社季楽里あさひの第2期となる平成28年度の決算については、約1,257万円の純利益を計上しております。今後も、「重点道の駅」としての利点を生かしながら、より一層のPRに努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険制度改革については、平成30年4月の都道府県による広域化に向け、現在、国、県、市町村が事務を進めているところであります。

今後の日程については、10月をめどに市の事業費納付金等を算出するための基礎数値を提出し、11月ごろに仮の算定結果が県から提示される予定となっております。その後、12月に県から運営方針が示され、各市町村の平成30年度納付金等が確定することになっております。

この納付金等は、直接市民に影響を与えるものであることから、今後も国や県の動向を注視し、情報収集及び県との調整に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第61回千葉県東部五市体育大会については、5月21日に5年ぶりに本市で開催され、晴天の下、各市の予選を勝ち抜いた選手によってレベルの高い戦いが行われ、五市のスポーツ交流による相互の発展に大きく貢献する大会となりました。なお、大会結果は36年ぶりに旭市が総合1位に輝きました。選手の皆さんの頑張りに心から拍手を送りたいと思います。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地誘致について申し上げます。

5月26日から31日までの6日間、事前キャンプ地誘致のため、ドイツ・デュッセルドルフ市を訪問いたしました。旭市をPRするため、デュッセルドルフ市長、卓球で交流のあるボルシア・デュッセルドルフチームの代表と面談し、お二方とも心温かく大歓迎をいただき、できる限りの後押しをしてくれるとの言葉をいただきました。

また、デュッセルドルフ市で開催されている世界卓球選手権大会の会場において、ドイツ卓球連合の会長及びドイツ代表監督と面談し、口頭ではありますが事前キャンプを行う場合は旭市にしたい旨の確約をいただき、かなりの成果があったものと感じたところであります。

次に、体育施設について申し上げます。

体育施設の月曜開放については、本年も8月の4日間行うことといたしました。対象となる施設は、飯岡地域の体育館と野球場、庭球場に、干潟地域の野球場と庭球場の5施設で、広報紙と市のホームページで市民へ周知し、今月から予約を受け付けております。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども・子育て支援新制度については、スタートから3年目を迎え、官民協働による子育てガイド「すくすく育てあさひっこ」の作成等、子育て支援施策の周知・PRを積極的に行っております。

認定こども園については、本年4月よりいいおか幼稚園が加わり、現在3施設となったところであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

臨時福祉給付金については、5月31日までに約5,480件、8,220万円の給付を行ったところであります。なお、申請受付の期限は7月31日となっておりますので、今後も適正な処理と申請漏れがないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

本年度の学校教育指導の指針については「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力」を～としました。

この実現に向けて、特別に支援を要する児童・生徒のための支援や個に応じたきめ細やかな指導を行うため、教諭補助員を全20校に市の単独事業として配置しております。

学校図書館司書については、市内全ての小・中学校に4名を巡回配置し、読書活動の充実などに取り組んでまいります。

英語教育の充実については、市内中学校5校へ外国語指導助手6名を配置するとともに、本年度から市内中学校を通じ、英語検定3級を受験する生徒に対し検定料の全額助成など英

語力向上の取り組みを進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第一中学校校舎の大規模改造工事については、校舎の2階から4階までの工事と北側の外壁工事が完了し、現在、校舎1階と南側外壁の工事を進めております。8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

屋内運動場防災機能強化工事については、古城小学校が7月末、鶴巻小学校が8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月20日に開催を予定しており、15団体、160名の参加申し込みがありました。

「あさひ輝いた人々」の編さんについては、今月下旬に完成し、来月早々には市内各小・中学校、国、県、市の図書館などに配布する予定であります。子どもから大人まで幅広い方々に活用していただきたいと考えております。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成28年度において47件、2,350万円を支給しました。これによる実転入者は124人でした。

今後も定住促進策を広くPRしていくことにより、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月6日、7日に田植えイベントを開催いたしました。東京、埼玉、東葛地域などから両日合わせて124家族、445名の参加者があり、大原幽学先生ゆかりの水田で田植え体験をしました。

また、当日は大原幽学先生を紹介する紙芝居の上演や性学もちの試食なども行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、8月2日から4日までの3日間、長野県茅野市の児童30名を本市で受け入れる予定であります。

沖縄交流事業については、6月29日から7月1日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問いたします。中城村からは11月16日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっており、これらの事業を通じてより広い視野を持てる児童が育つことと、相互の風土や歴史文化について理解を深め、更なる親善友好が図られることを期待しております。

ます。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄附納付額は1,848万円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品をはじめ、体験型メニューなど73種類を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のPRとともに寄附事業を推進してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道及び南堀之内バイパスの整備については、工事予定箇所の発注準備を進めているところであります。未取得用地については、引き続き地権者の皆様のご協力を得られるよう交渉を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、JR横断部北側から県道銚子・旭線の用地の協力が得られ、JR横断部の工事に向け、設計業務を委託するため、準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線について、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

旭地域の椎名内西足洗線については、一部区間で工事に着手しております。今後も工事を進めるとともに、未取得地についても、引き続き地権者の皆様にご協力をお願いしてまいります。

次に、国・県道の整備促進について申し上げます。

銚子連絡道路の整備については、5月23日に第19回銚子連絡道路整備促進地区大会がいいおかユートピアセンターで開催されました。

議員の皆様をはじめ、関係団体や市民の方々など多くのご参加をいただき、当日は旭の未来を担う旭農業高校の生徒による意見発表などが行われました。

銚子連絡道路は、産業の発展はもとより本市の発展に結び付く重要な幹線道路でありますので、早期完成に向けて近隣市とともに今後も強く要望してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、ストックマネジメント計画を策定し、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域の下水道への接続率向上に向けて引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月28日に実施し、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

また、3Rの推進及びごみの減量化については、きれいな旭をつくる運動を展開し、ゴミゼロ運動、ボランティア活動の支援などを行っておりますが、本年度は新たに市民・事業者及び市の各主体が「3Rの推進とごみ減量化」を宣言し、一体となって環境にやさしい循環型の社会を目指すべく、環境施策に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めております。

広域ごみ処理施設については、昨年度に地元16町内で構成する対策協議会から施設建設に係る基本的な同意をいただき、現在は施設建設及び運営に関する入札の手続き等を実施しております。

また、広域最終処分場についても、昨年度に地元町内から施設建設に係る基本的な同意をいただき、現在、実施設計業務等を実施しております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

築山整備については、本年3月に地盤改良工事を目的とした造成工事を契約し、今年度も継続して施設本体工事を予定しております。

この築山施設については、「日の出山公園」として周辺住民の安全安心を確保するとともに、地域の交流拠点として進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、旭地域網戸及び干潟地域櫻井の消防庫の改築を行い、3月に地元消防団へ引渡しを行いました。

また、消防団車両についても、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車1台と小型ポンプ積載車3台を3月に更新配備しました。

今後も消防力の充実強化に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、本年4月に策定した「旭市新庁舎建設基本計画」に基づき、現在設計業務に取り組んでおります。

質の高い市民サービスや防災面の充実を図るべく、議会や市民の皆様方の意見を聴きながら、早期完成を目指して進めてまいりたいと考えております。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申しあげました。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（佐久間茂樹） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号から議案第17号までの17議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第1号から議案第17号までの17議案について補足説明を申し上げます。

本議案は、従来、選挙等により選出していた農業委員会委員について、本年7月19日をもって任期満了となり、農業委員会等に関する法律の改正により市長が任命することとされましたので、同法第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第1号で任命したい方は、旭市八木2428番地にお住まいの河津和男氏、昭和30年9月16日生まれの方でございます。

議案第2号で任命したい方は、旭市溝原1226番地にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年8月4日生まれの方でございます。

議案第3号で任命したい方は、旭市横根815番地にお住まいの高野和幸氏、昭和26年12月4日生まれの方でございます。

議案第4号で任命したい方は、旭市鎌数1633番地1にお住まいの鈴木一久氏、昭和22年8月19日生まれの方でございます。

議案第5号で任命したい方は、旭市大間手966番地にお住まいの田村博氏、昭和29年7月31日生まれの方でございます。

議案第6号で任命したい方は、旭市琴田2665番地にお住まいの崎山昭一氏、昭和29年10月20日生まれの方でございます。

議案第7号で任命したい方は、旭市三川4856番地にお住まいの宮内利夫氏、昭和28年3月9日生まれの方でございます。

議案第8号で任命したい方は、旭市大塚原1142番地にお住まいの伊藤文男氏、昭和35年10月28日生まれの方でございます。

議案第9号で任命したい方は、旭市鎌数8671番地にお住まいの加瀬一四郎氏、昭和37年8月27日生まれの方でございます。

議案第10号で任命したい方は、旭市琴田3431番地にお住まいの根本喜美子氏、昭和26年4月21日生まれの方でございます。

議案第11号で任命したい方は、旭市鎌数1273番地にお住まいの大松優子氏、昭和29年4月1日生まれの方でございます。

議案第12号で任命したい方は、旭市萬力1322番地にお住まいの若梅繁由氏、昭和32年1月14日生まれの方でございます。

議案第13号で任命したい方は、旭市野中3598番地にお住まいの小川貢司氏、昭和36年11月12日生まれの方でございます。

議案第14号で任命したい方は、旭市西足洗1655番地にお住まいの鷺山敦美氏、昭和35年1月27日生まれの方でございます。

議案第15号で任命したい方は、旭市イの996番地にお住まいの加瀬和英氏、昭和31年2月8日生まれの方でございます。

議案第16号で任命したい方は、旭市清和甲56番地2にお住まいの宮負武芳氏、昭和19年6月24日生まれの方でございます。

議案第17号で任命したい方は、旭市中谷里2374番地にお住まいの伊藤浩氏、昭和29年4月29日生まれの方でございます。

なお、委員の任期は本年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

また、いずれも農業委員会等に関する法律に規定する欠格事項及び地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第19号、議案第20号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） 議案第18号、議案第19号、議案第20号の専決処分の承認についての補足説明を行います。

最初に、議案第18号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月30日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

それでは、お配りしてあります旭市税条例新旧対照表をお願いします。

1ページをお開きください。

第33条、所得割の課税標準、第4項及び第6項については、特定配当等及び特定株譲渡所得金額に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、第33条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、3ページをお開きください。

第48条、法人の市民税の申告納付から6ページの第50条までは、延滞金の計算基礎となる期間に係る規定を整備するものです。

次に、8ページをお開きください。

第61条、固定資産税の課税標準、第8項については、法規定の新設及び法律改正に合わせて改正するものです。

第61条の2については、わがまち特例の割合を2分の1に定めるものです。

第63条の2については、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、区分所有者全員の協議による方法の申し出について規定を整備するものです。

次に、9ページをお開きください。

第63条の3については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、所有者の申し出により、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものです。

次に、11ページをお開きください。

第74条の2、被災住宅用地の申告については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定を整備するものです。

次に、12ページをお開きください。

附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等については、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定を整備するものです。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、第1項については、特例の適用期限を3年間延長するものです。

次に、13ページをお開きください。

第10条、読替規定については、法律の改正に合わせて改正するものです。

附則第10条の2第7項から14ページの第18項までは、法律の改正に合わせて、わがまち特例の割合を条例で定めるものです。

次に、15ページをお開きください。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第2項から16ページの第8項までは、法規定を整備するものです。

次に、17ページをお開きください。

第9項から、18ページの第10項までは、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減免を受けようとする者の申請書について、新たに規定するものです。

次に、19ページをお開きください。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例、第3項については、文言を改め、同条に第3項を新たに加え、軽自動車のグリーン化特例の適用期限を2年延長するものです。

次に、20ページをお開きください。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、法規定の新設に合わせ、グリーン化特例の認定を受けた車両が取り消しを受けた場合の取り扱いを定めるものです。

次に、22ページをお開きください。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例については、第33条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については、特例適用期限を3年間延長するものです。

次に、24ページをお開きください。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、第4項については、法律の改正に合わせて特例適用配当等に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

次に、25ページをお開きください。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、第4項については、法律の改正に合わせて条約適用配当等に係る所得について、市長が課税方式を決定できることを定めるものです。

同条第6項については、第4項の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

次に、27ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、附則第5条関係及び29ページの附則第6条関係については、第16条の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

次に、32ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表、附則第7条関係、第1条の2については、法律改正に合わせて法人市民税の税率を引き下げるため改正を行うものです。

附則第2条、市民税に関する経過措置の2については、第1条の2の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第19号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表の33ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第18号と同様に地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の割合を定め、引用条項の改正を行ったものです。

附則第5項については、項ずれを生じたものです。

附則第6項及び第7項については、法附則第15条に規定する割合を新たに定めるものです。

附則第10項から36ページの第18項までは、項ずれ及び法律の改正に合わせて改正するものです。

続きまして、議案第20号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第18号、議案第19号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日

に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものがあります。

新旧対照表の37ページをお開きください。

第23条第2号関係は、5割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を26万5,000円から27万円に引き上げるものです。

次に、同条第3号関係は、2割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を48万円から49万円に引き上げるものです。

以上で議案第18号から議案第20号までの補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時20分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号は、平成28年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありまして、繰越明許費として平成28年度一般会計補正予算、第3号及び第4号において設定した事業について、翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で11事業あります。

まず、2款3項、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、個人番号カードの交付に係る委任機関への事務費の支出金です。国の平成28年度予算の繰り越しに伴い518万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年3月を予定しております。

3款1項、社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業は、国の補正予算に伴う事業であったた

め2億125万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

6款1項、農業費の産地パワーアップ事業は、農産物の集出荷施設の再整備工事に対する補助金です。排水先の変更等による設計変更の不測の日数を要したため2億4,127万5,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金です。使用する部材や機械等の納入に不測の日数を要したため5億2,434万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,000万円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年2月を予定しております。

次の震災復興津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため6,237万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

9款1項、消防費の防災体制支援事業は、土砂災害ハザードマップの作成です。県の土砂災害警戒区域の指定が遅れたため450万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の津波避難施設整備事業は築山の整備です。関係機関との協議に不測の日数を要したため1億2,089万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成30年3月を予定しております。

10款2項、小学校費、小学校大規模改造事業は、中央、鶴巻、古城の3つの小学校の体育館の防災機能強化工事です。国の交付金について決定が遅れたことや、平成28年度に前倒し採択があったため1億1,643万6,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は11月を予定しております。

3項、中学校費、中学校大規模改造事業は、第一中学校校舎の大規模改造工事及び干潟中学校体育館の防災機能強化工事です。小学校大規模改造事業と同様に、国の交付金の前倒し採択があったため5億793万1,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は平成30年2月を予定しております。

4項、社会教育費、海上公民館管理費は、海上公民館ホールの特定期間天井改修工事です。設計業務に期間を要したため1,983万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は今月を予定しております。

続きまして、報告第2号、平成28年度旭市一般会計事故繰越し繰越し計算書についてご説明申し上げます。

この計算書は、平成28年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものの
について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

まず、8款2項、道路橋梁費、道路新設改良事業は、海上地区松ケ谷地先の道路排水工
事で、排水先の再検討や地元協議に不測の日数を要したため650万8,120円を繰り越したも
のですが、工事は4月に完了しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、既設水路の復旧方法について関係機関との協議に
不測の日数を要したため324万円を繰り越したものですが、工事は5月に完了しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 報告第3号、専決処分の報告について、補足説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けて
おります市の義務に属する損賠賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分を
しましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成28年3月21日、三川小学校における運動場西側にある防球ネットが破損し、
走行中の自動車のルーフ部分に接触したことによる自動車物損事故で、同年4月12日に専決
しております。

損賠賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下、同様でござい
ます。

案件2は、平成28年4月20日、鶴巻小学校における使用中のリヤカーが駐車車両に接触し
たことによる自動車物損事故で、同年5月21日に専決しております。

案件3は、平成28年5月16日、干潟支所駐車場における停車中の市有自動車のドアが駐車
車両に接触したことによる自動車物損事故で、同年6月5日に専決しております。

案件4は、平成28年4月18日、旭市入野地先での市有自動車のブロック塀への接触による
物損事故で、同年6月10日に専決しております。

案件5は、平成28年7月7日、銚子市西芝町地先道路上での市有自動車の接触による自動
車物損事故で、同年12月7日に専決しております。

案件6は、平成28年11月27日、旭市三川地先道路上での水道管漏水に伴う道路陥没箇所

自動車が入り、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故で、同年12月9日に専決しております。

案件7は、平成29年1月2日、旭市新町地先道路上での市有自動車の道路施設、ガードパイプへの接触による物損事故で、平成29年2月15日に専決しております。

以上で報告第3号の補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長の説明は終わりました。

報告第4号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 小倉直志 登壇）

○行政改革推進課長（小倉直志） 報告第4号につきまして、補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分指定を受けております市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関する事及び100万円以下の和解に関する事について、平成28年度において専決処分をいたしましたので議会へ報告させていただくものです。

本件は、市営住宅家賃の支払い請求に関するものです。

訴えの提起の理由としましては、相手方の滞納に対し、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。これに対しまして相手方から督促異議の申し立てがあったものでございます。

民事訴訟法第395条の規定によりまして、督促異議の申し立てがあったときは訴えの提起があったものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものでございます。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容などは記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

報告第5号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、報告第5号、株式会社季楽里あさひの平成28年度の事業経営状況及び平成29年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告申し上げます。

初めに、平成28年度事業報告でございます。お手元の資料では、経営状況報告書（第2期）と表紙に明記されております。

1ページ目をご覧ください。

1、事業報告書の（1）概況でございます。

道の駅季楽里あさひについてですが、平成27年10月17日の開業以来、多くの方にご利用いただいております。平成28年度の来場者数は102万5,000人、道の駅全体の売上額は6億3,261万5,000円となりました。

2、株式会社季楽里あさひの概要の（1）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（2）株主総会及び取締役会の開催状況についてはご覧のとおりで、月1回の頻度で役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など健全な経営に向けた協議を行っております。

（3）及び（4）は、それぞれ現在の役員及び従業員の状況です。

（5）決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑥に記載したとおり、利用者の拡大に向けた各種の取り組みを展開しております。

続いて、3、決算報告書についてです。

第2期、平成28年4月1日から平成29年3月31日の決算についてご報告いたします。

当期の純利益は1,257万4,000円となりました。

なお、決算につきましては、会社の取り扱い商品はほとんどが委託販売の商品でありますので、国税の基本通達の特例を適用し、出荷者からの委託販売の金額を売上高として計上し、決算処理してあります。

5ページをご覧ください。貸借対照表です。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億401万2,445円です。右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払い費用、未払い法人税などで、負債の部計が4,027万3,807円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計が6,373万8,638円となり、一番下の負債・純資産の部の計が1億401万2,445円となりました。

続いて6ページ、損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

売上高が5億1,793万1,059円、売上原価が3億9,619万6,577円となりまして、売上総利益が1億2,173万4,482円です。

販売費及び一般管理費は1億336万2,408円で、営業利益が1,837万2,074円です。

また、営業外収益は62万952円、営業外費用は4万2,891円です。

そして、経常利益が1,895万135円となり、一番下の当期純利益が1,257万4,735円となりました。

続きまして、7ページは、販売費・一般管理費の内訳となります。

8ページは株主資本等変動計算書です。

資本金は、設立時と同じ4,400万円、利益剰余金は当期純利益1,257万4,735円と合わせて当期末残高は1,973万8,638円、純資産の当期末残高は6,373万8,638円となります。

続きまして、9ページです。

これは先ほどの損益計算書を予算と比較するための表で、一番下になりますが、純利益は予算額656万8,623円に対し、決算額は1,257万4,735円となりました。

続きまして、10ページです。

4、第3期事業計画、平成29年度分です。

基本方針において、(1)道の駅物販・花卉部門、(2)道の駅レストラン部門、(3)加工室の積極的活用、(4)営業に分かれていまして、内容はそれぞれ記載のとおりです。

11ページでは、平成29年度に計画する予算を計上しております。なお、これらの数字は1,000円単位となっております。

左側の前年度実績は、ただいま説明させていただいたとおりであります。

右の予算額をご覧ください。

売上高の計が5億5,555万6,000円で、税込みでは6億円です。

売上原価の計が4億2,500万円、売上総利益は1億3,055万6,000円となります。販売費及び一般管理費の計が1億1,988万円、差し引きしますと営業利益は1,067万6,000円です。

営業外収益の計が60万2,000円、経常利益は1,127万8,000円、法人税等が378万9,000円で、一番下の純利益は748万9,000円となっております。

以上で、報告第5号、株式会社季楽里あさひの平成28年度事業経営状況及び平成29年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時41分

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年6月13日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第1号から議案第17号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（21名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
6番	磯 本 繁	7番	飯 嶋 正 利
8番	宮 澤 芳 雄	9番	太 田 將 範
10番	伊 藤 保	11番	島 田 和 雄
12番	平 野 忠 作	13番	伊 藤 房 代
14番	林 七 巳	15番	向 後 悦 世
16番	景 山 岩三郎	17番	滑 川 公 英
18番	木 内 欽 市	19番	佐久間 茂 樹
20番	林 俊 介	21番	高 橋 利 彦
22番	林 正一郎		

欠席議員（1名）

5番 宮 内 保

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	彗田哲雄	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鵜之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	加瀬寿勝	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 事務局長	高木昭治	農業委員会 事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	花澤義広
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第20号までの20議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、事前の通告に従いまして質問をいたします。

議案第18号、専決処分の承認についてでございますが、今回の改正は地方税法の改正に伴う改正との補足説明でありましたが、条例の第33条第4項及び第6項の改正に伴う課税方式について詳しく伺います。

今回の改正で、特定配当等及び特定株譲渡所得金額にかかわる所得について、市長が課税方式を決定できるとの事を定めるものと補足説明でございましたが、今までと今回の改正

で課税方式が変わったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 配当控除の市町村長が定めるということで内容でございますけれども、従来と変わってはおりません。ただ、文言の整理で、今までは確定申告等ということで表現をしていたものを追加することによって、市・県民税の申告書及び確定申告書で、その申告によってということで詳細にその内容を明記したものです。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今回の改正のわがまち特例ですが、地方自治体が地域の実情に対応し条例で定めることができる仕組みだそうでございます。

本市の特例について、変わらないとしたのであれば変えない理由、これは何なのか詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） ここで暫時休憩します。

議員の皆さんはその場でお待ちください。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 9分

○議長（佐久間茂樹） それでは再開します。

議案質疑の途中ですが、10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時25分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） どうも申し訳ありませんでした。

61条のわがまち特例の関係でございますけれども、固定資産税の課税標準ということで、特定事業所内保育施設に関しましては、固定資産税を5年間、最初の補助を受けた時から5年度分について軽減することができるということになっておりまして、その中でその軽減ですけれども、3分の1以上、3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合ということになっております。

課税標準ということで示されている価格が2分の1ということでもありますので、旭市においても2分の1を採用いたしました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第20号、専決処分の承認について質問をいたします。

今回の条例改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するとの補足説明がございましたが、改正に伴う軽減の影響額について詳しくお伺いをいたします。

現在、平成29年度の国保税の算定作業中であるとは思いますが、改正前の世帯数、改正後の世帯数、減額になった国保税の額についてお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、軽減世帯数とその影響額ということでお答えをいたします。

平成29年度の当初課税におきましては、5割軽減となる対象世帯数は1,458世帯、2割軽減となる対象世帯数は1,250世帯ということで、これを改正前の軽減判定基準で試算します

と、5割軽減の場合30世帯ほど増えております。2割軽減につきましては、25世帯増えております。金額としましては、合計で世帯数55世帯、190万250円の軽減の増ということになります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今回の改正、これは平成29年度の予算成立後の改正でありますので、国保会計に与える影響、これはどのようなことが考えられるのか、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 国保会計に影響する点といいますと、先ほど軽減が増えるということで190万円ほど減となります。ただ、軽減が増えるということで国保税が減ることをございますけれども、この軽減された分につきまして、4分の3が県から保険基盤安定負担金として交付されるものです。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第1号から議案第17号直接審議（先議）

○議長（佐久間茂樹） おはかりいたします。議案第1号から議案第17号までの17議案は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第17号までの17議案は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第1号から議案第17号までの17議案は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第1号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

議案第2号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は同意することに決しました。

議案第3号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

議案第4号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第6号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

議案第8号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

議案第9号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

議案第10号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 賛成多数。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

議案第12号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

議案第13号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第13号は同意することに決しました。

議案第14号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

議案第15号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

議案第16号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 賛成多数。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

議案第17号、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 賛成多数。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第18号から議案第20号までの3議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第2号、請願第3号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第2号、請願第3号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6月22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月15日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時38分

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年6月15日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
10番	伊 藤 保	11番	島 田 和 雄
12番	平 野 忠 作	13番	伊 藤 房 代
14番	林 七 巳	15番	向 後 悦 世
16番	景 山 岩三郎	17番	滑 川 公 英
18番	木 内 欽 市	19番	佐久間 茂 樹
20番	林 俊 介	21番	高 橋 利 彦
22番	林 正一郎		

欠席議員（1名）

9番 太 田 將 範

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 義 隆

行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	加瀬寿勝	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	加瀬英志
監査委員局長	高木昭治	農業委員会事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	花澤義広
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧、またはお聞きの方々、こんにちは。

県民の日、1番議席、責任世代の林晴道でございます。

本年第2回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、通告の順に従い質問をいたします。

初めに、今定例会冒頭、議長より4月1日付での異動による課長人事の紹介がありました。皆さんご承知のように、地方の景気も依然低迷する中、本市においては地方交付税が段階的に縮減しますので、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものと、メリハリをもってともに取り組んでいきたいと願います。

さて、明智市長においては、任期も残り1か月少々であります。顧みますれば、卓越した見識と優れた政治手腕に基づき、道の駅季楽里あさひ総事業費12億5,900万円、飯岡中学校校舎改築工事31億8,799万円、市民体育祭等々主たる事業を賛否はある中、なし遂げられました。また、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、いち早く旭市復興計画の

策定を行い、震災からの復興を市政の最優先課題と位置づけ、計画に基づきスピード感をもって着々とその成果を上げられ、平成27年3月には、全国に先駆けてあらゆる自然災害に対して強さとしなやかさを兼ね備えた地域を構築するための旭市国土強靱化計画を策定し、その方向に従って市政運営がなされ、本市発展のために功績を残されつつあることは、不肖この林晴道も当議会の一員として明智忠直の人柄と政治手腕に接し、大変力強く思うもので、ここに深く敬意を表する次第であります。

僕自身、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って取り組んでおります。執行の皆さん方においても、旭市、何より市民お一人おひとりのために一致協力のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、1項目、Jアラートについて。

Jアラートは、正式名称を全国瞬時警報システムと呼び、総務省消防庁が2007年から運用を開始した緊急時に国民に情報伝達を行うためのシステムです。

総務省の消防庁は、Jアラートを弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕がない事態に対する情報を人工衛星を用いて、内閣官房と気象庁から消防庁を経由して送信され、市町村の同報系の防災行政無線等を自動に起動することにより国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムと説明しています。つまり、昨今注目されるミサイル情報だけでなく自然災害やテロ、武力攻撃といった多様な緊急事態の情報を発信するシステムということです。

そこで、(1) 発信される情報と対応について。

既に本市のJアラートも数回起動しておりますが、改めてJアラートそのものはどのようなもので、警報を受け取るにはどうすればいいか、これまで国から発信件数と本市の起動状況を併せてお尋ねいたします。

2項目、生涯活躍のまち構想について。

生涯活躍のまち構想とは、東京圏をはじめとする地域の高齢者が希望に応じ地方や町なかに移り住み、地域住民や他世帯と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指すものであります。

構想の意義としては、一つ目に高齢者の希望の現実、二つ目に地方への人の流れの推進、三つ目に東京圏の高齢化問題への対応、この三つの点が挙げられております。

また、内閣官房の意識調査によれば、東京都在住者のうち地方へ移住する予定または移住を検討したいと考えている人、50代では男性50.8%、女性34.2%、60代では男性36.7%、女

性28.3%に上っていて、こうした中高年層においては、高齢期を第二の人生と位置づけ、それぞれの人生のライフステージに応じた新たな暮らし方や住み方を求めて都会から地方へ移住し、これまでと同様、あるいはこれまで以上に健康でアクティブな生活を送りたいとの希望が強いようであります。

そこで、（１）事業計画について。

まず、今回の人事異動で新たに企画政策課内に生涯活躍のまち構想推進室を編成し、人材を登用しておりますが、これは本構想を強力に推進する体制であるのか伺います。

また、具体的にどのように取り組んでいくのか、詳細なスケジュールも併せてお尋ねいたします。

３項目、ふるさと納税について。

出身地や応援したい自治体などに2,000円強の寄附をすると、超えた分が所得税と住民税から、上限はありますが控除される制度で、就職などで都会に出た地方出身者の税金を地方へ還元させようと創設されました。

地方自治体間で返礼品競争が過熱していることを受け、総務省が4月1日付で返礼品の価格を寄附額の3割以下とすることや、高額な返礼品を送らないよう求める通知が出されました。同省の市町村税課によりますと、通知に強制力はないが、通知に従わない自治体に対しては直接担当部署に連絡することもあり得るという状況であります。

そこで、（１）返礼品について。

寄附金に対する返礼品割合と返礼品目の決定方法、またその出店者状況をお尋ねいたします。

ふるさと納税について、（２）税の変動について。

豪華な返礼品などで注目を集めるふるさと納税ですが、多額の寄附を集める自治体がある一方で、寄附額より控除された税金が上回り、収入を減らす自治体もあるようですが、本市の状況を分かりやすくお尋ねいたします。

４項目、消防について。

消防は、その施設及び人員を活用して国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水害、火災または地震などの災害を防除し、これらの被害を軽減することや被害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的とする消防機関の活動です。

その業務は、警防、予防、防災、救急、救助に分けられ、警防は火災を消したり出水を防ぐなど災害発生時に出動し、防御する業務で、予防は火災が起こらないよう一般に注意した

り事業所等で火災が発生した際に消火、避難、消防活動に支障となる場所を指摘したりする。また、防災は地震、風水害などの災害に対する防災活動で、救急は傷病者を救急医療機関に搬送する業務、救助は人命の救出活動です。

そこで、（１）職員の状況について。

消防力の基準に基づき算定される職員数の充足率と現在の勤務体制、また直近の定年退職者を除く退職者数と中途退職者の人員補充体制をお尋ねいたします。

消防について、（２）職員の教育について。

職員に対しての育成指導の体制を詳しくお尋ねいたします。

５項目、「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」アニメ映画化について。

毎年、多くの来場者でにぎわう、いいおかYOU・遊フェスティバルの花火大会が、本年は7月29日に開催されますが、この花火大会を題材にした実写映画が今から二十数年前に公開されています。

本定例会冒頭の市長の政務報告において、本市の飯岡が舞台となりました映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」がアニメ映画になり、8月18日に全国で公開されます。映画のロケ地という特性を最大限に生かしながら、メディア等を活用し、観光客誘致に向けた観光プロモーションを積極的に展開してまいりますと報告でありました。

そこで、（１）観光プロモーションについて。

メディア等を活用し観光客誘致に向けた積極的な展開について、具体的に伺います。

また、広報あさひでも使われた本映画の宣伝画像でございますが、その風景は極めて銚子市に類似しており、予算づけ当初とは状況が異なり、誤算であります。本事業はどの程度影響を及ぼしているのか、併せてお尋ねをいたします。

以上、５項目７点の質問を、この旭市に育てていただいた恩返しの気持ちを込めていたしました。

なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部においては、これからの担い手である若者から、これまで長年社会の進展に寄与していただいたお年寄りまでが理解できるやさしい答弁に努めていただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、生涯活躍のまち構想について、そのうちの構想推進室を設置した理由ということでお答えをしたいと思います。

将来の旭市の発展のためには、この構想は是が非でも必要であると私は考えておりまして総合戦略の中でも重点戦略に位置づけをし、最優先で取り組む、そんなような思いでいるところでもあります。といいますのも、やはり旭市は若者が安心して定住できるまち、若者が魅力を感じて回帰してもらえるまち、そんなまちをつくっていかねばと、そのように考えているところでありまして、その一つの政策として生涯活躍のまち、そういったものをつくりたい、そのように考えて構想推進室、生涯活躍のまちの推進室をつくったところでもあります。

実現に向けて取り組むためには、継続性をもって推進していくことが大変重要だと考えております。さらには、導入機能や各種手続き等においても多岐にわたりますので、全庁的に取り組む中でリーダーシップをとり、連携・調整していく専門部署が必要であると考え、設置したところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から1、Jアラートについての（1）発信される情報と対策についての質問項目において、Jアラートとはどういうもので、警報を受け取るにはどうすればよいか、これまでの自動起動の回数についてお答えをさせていただきます。

林議員、質問の中でも触れられておりましたが、Jアラートは、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を全国へ短時間で伝える警報システムでございます。弾道ミサイルなどの情報は内閣官房から、地震・津波情報などの情報は気象庁からそれぞれ消防庁へ発信され、消防庁が専用回線や人工衛星を利用して自治体へ送信し、情報を受信した自治体では自動で防災行政無線が起動し、あらかじめ登録された音声が発送され、休日・夜間を問わず短時間で住民に情報が伝わる仕組みでございます。

なお、旭市における災害情報の伝達は、防災行政無線だけでなく、インターネットによる緊急速報メールによるもの、海岸部での電光掲示板によるもの、小学校の校内放送との連携によるものなどさまざまな方法で行っており、市民だけでなく観光客などにも情報が伝達されます。

また、自動起動の回数でございますが、システム内の記録が月に1度自動消去される仕組みになっておりますから不明ではありますが、平成23年3月11日、3.11の東日本大震災時にお

いては14時49分に津波警報、15時14分に大津波警報が伝達されたことを確認しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから2番の生涯活躍のまち構想についてのうち、一つ目の推進室の業務内容ということでお答えをいたします。

生涯活躍のまち構想推進室の業務内容ですが、国や県、関係機関等との連携、調整、二つ目として市内の連携、調整、三つ目として課題、問題点の抽出や整理、4番目として情報収集などになります。

続きまして、生涯活躍のまち構想についての事業計画についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、国の考え方を議員のほうからご案内いただきましたが、まち・ひと・しごと創生本部の作成している手引には、単に生涯活躍のまちをつくることだけを目的としておらず、生涯活躍のまち構想に向けた取り組みをきっかけとして、地域の魅力、地域の力の掘り起こしや再発見につながる、また地域の政策や取り組みを巻き込む形で、それぞれの地域が維持、発展していくことが目的と記載されております。

市の宝でもある旭中央病院を活用し、周辺に医療・介護機能を集積し、さらには農業との連携や、相乗効果が得られる機能を導入し、旭市にしかない旭市ならではの生涯活躍のまちを実現してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目のふるさと納税について。

一つ目に、返礼割合というご質問でございました。5月末現在の事業者ごとの品目数と割合について申し上げます。まず、株式会社季楽里あさひ、49品目、67%の割合になります。東総食肉センター株式会社、5品目、7%、旭食肉協同組合、4品目、5%、株式会社千葉県食肉公社など3事業者が各2品目で3%、釣り船、サーフショップなど9事業者で各1品目、1%。

割合は、最大が38.9%、飯岡しおさいマラソン大会の参加権です。平均は30.2%となっております。

それと、どのように決定されたのかについてお答えいたします。

食なら何でもそろそろ旭市をPRするため、当初は野菜、肉、魚、米などの農畜産物と加工品等を中心に59品目を市で選定いたしました。取扱業者につきましては、返礼品の梱包処理、冷蔵や冷凍など、及び宅急便の手配が対応できる点を考慮し、道の駅季楽里あさひや千葉県食肉公社など、市を含めて5事業者でスタートいたしました。その後、体験型の返礼品等を

随時追加し、5月末現在で73品目、15事業者となっております。

ふるさと納税についてのうちの返礼品について前年の実績を申し上げます。平成28年度の寄附の決算額は405件、1,848万5,367円、うち市外の個人の寄附金額は369件、675万4,010円でした。

あと、平成28年度に返礼品に対してかかった経費ということで、返礼品の調達費用は206万3,100円、送付費用が43万3,127円、クレジットカード手数料6万960円、業者代行委託料が83万3,846円ということで、経費は339万1,033円ほどかかっております。

私のほうからは以上です。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは3番、ふるさと納税についてのうち、（2）税の影響額について本市の状況はとのご質問でございますが、平成28年度の市・県民税の寄附金控除におきましては、これは平成27年中に旭市及び他の公共団体にふるさと納税を行った方が対象となるわけですけれども、その人数は275人であります。寄附金額としましては2,845万2,000円となります。このうち市民税への影響額でございますが、1,191万5,000円であります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、4項目の消防について、（1）の職員の状況についてお答えします。

当消防本部における職員の条例定数は130名です。現在の実員は、女性消防吏員3名を含め119名の消防吏員と事務吏員3名の122名でございます。消防力の整備指針に準拠すると、職員数は163名となり、基準数での充足率は約75%となっております。

122名のうち現場対応する職員は96名であり、勤務体制は三部制で、警防隊編成表を基に統制された活動を行います。災害現場は常に危険が伴い、直接生命にかかわることがあるため、隊員同士の協力は必須です。少ない人員での活動となれば、隊員の負担も増え、消防力の低下を招きます。

次に、過去5年間の定年退職以外の退職者についてでございます。

過去5年間の定年退職以外の退職者ですが、昨年、平成28年度は6名、平成27年度は退職者はおりませんでした。平成26年度は定年退職だけあります。平成25年度の定年退職以外の退職者は2名です。平成24年度の退職者も2名でございます。

次に、退職人数に対する補充についてでございますが、退職人数に対する補充につきましては、定年退職も含め、考慮された採用人員を補充しております。平成25年度は5名、平成26年度は5名、平成27年度は3名、平成28年度はございません。平成29年度は4名でございます。

次に、(2)の職員の教育について、育成指導についてでございますが、消防職員は採用後、初任教育として約6か月間、千葉県消防学校に入校します。そこで必要な知識、技術を身につけ、卒業後は消防隊員として現場対応をします。その後は予防・警防や救急・救助業務に関する専門知識を習得するため、再度、県消防学校に入校し、さらには消防大学校や救急救命研修所等に入校をいたします。

今後ますます複雑、多様化する各種災害事案に対応するためには、継続して教育機関への派遣が必要と考えます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは5項目めの「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」アニメ映画化について、(1)のプロモーション事業につきましてお答えいたします。

この映画の実写版につきましては、今から二十数年前に飯岡のYOU・遊フェスティバルの花火大会を題材に岩井俊二監督が「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」を作成しまして、今回のアニメ映画は、この作品を基に作成されたと聞いております。

現在、映画の制作会社におきましては、公開に向けましてアニメ映画の製作を行っていると聞いてございます。6月末には原画が完成される見込みでありまして、現在、どのような原画が描かれているか不明な状況でございます。

なお、実写版の映画につきましては、本市の飯岡地区が舞台となっておりますので、今後、映画の内容が判明した段階におきまして、アニメ映画と実写版を生かしました観光プロモーションを行っていきたいと思います。

また、現在、プロモーション支援事業につきましては、効果的にプロモーションができるように大手広告会社等と調整をしている状況でございます。

次に、チラシの関係でございます。現在アニメ映画のチラシにつきましては、銚子市に類似していると言われておりますが、アニメ映画につきましては、架空の地を設定しているという状況でございます。また、今後、新しいチラシが作られるということでございますので、

6月20日ごろには全て新しいチラシになりまして、また架空の地ということでございます。

そのような中で、実写版の撮影につきましては旭市と銚子市で行われておりますので、今後、お互いに協力してPRができるか協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目、Jアラートについて、（1）の発信される情報と対応についてから再質問をさせていただきます。

昨今、弾道ミサイルの発射に注目されていますが、さまざまな事態の情報伝達が想定されており、緊急事態の種類によって防災行政無線で流れるサイレンの音や鳴り方、メッセージが異なるようです。事態によっては、防災行政無線が自動起動しないものや自治体の設定に任せているものがあるようですが、本市の具体的な設定状況や近隣他市との違い、またその理由をお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自動起動の設定状況と他市との違い、違う理由についてというご質問でございます。

防災行政無線に連動することができる情報は19項目ございまして、旭市においては国の業務規定によりまして自動起動させることとされておりますミサイル情報、ゲリラ情報や緊急地震速報、大津波警報などの11項目のほか、旭市の任意で土砂災害警戒情報も含めた12項目において連動させておるところでございます。

近隣ということで銚子市のことを申し上げさせていただきますと、銚子市においては、大雨、洪水、波浪、高潮などの気象警報においても自動起動させると伺っておるところでございます。

旭市においては、Jアラートによる情報伝達は、弾道ミサイルや津波警報など対処に時間的余裕がない事態に関する情報のみ伝達をしているところでございます。気象情報など、対処に余裕がある情報まで防災行政無線を使用して頻繁に警報を出し過ぎてしまいますと、市民の危機意識が低下してしまい、緊急事態に迅速な行動がとれなくなってしまうおそれがあると考えているところでございます。

ただし、今後につきましては、国の情報の発表基準等も考慮しながら、必要があれば見直し等、柔軟な対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市の判断に任せられている設定が適正でなかったことによりJアラートが起動せず、被害が出ては大問題でありますので、早速、再度確認の上、調査、研究をして、その状況をお知らせいただきたいと思いますが、いかがなものでありましょうか。

また、東日本大震災では、鳴っているはずの防災行政無線を聞き逃した事例も多くあり、現時点でJアラートの警報を確実に受け取るには、複数の手段を用意することが重要で、情報伝達の多重化が課題と考えられております。そこで、本市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 情報発信についての内容について見直しをとったような、まず1問目のご質問ございました。

先ほども申し上げましたように、国の情報の発表基準等を考慮しながら、必要があれば見直し等、柔軟な対応をさせていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、緊急性のないものまで流すということはどうかという検討のほうはしっかりさせていただきたいと思っております。

多重化といったようなお話がございました。これについても、最初の回答で申し上げたところでございますが、防災行政無線だけではなくて、いろいろなインターネットであったり小学校の校内放送、そういうようなものをいろいろと連動はさせていただいておるところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 重要なのは、事態が起きていることをまず知り、そして行動に移すことなので、事態が起きていることを知っただけで終わってはいけないんですね。Jアラートを受信できたとしても、ミサイル攻撃などの急を要する事態の場合、身を守るために直ちに行動を開始する必要がありますので、市民にあらかじめ適切な対応法をお知らせし、本市においては、総合防災訓練等に取り入れていただいて、市民に緊急事態が起きたときの対応を分かっていたいただく必要がある、そのように思いますが、本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 市民の対応について総合防災訓練等に取り入れてみてはというご質問でございます。

Jアラートによる情報伝達は、北朝鮮の弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると判断した場合においては、弾道ミサイルが発射された旨の情報と併せて、頑丈な建物や地下への避難を呼びかけるものでございます。

弾道ミサイル飛来時における行動については、政府のホームページやテレビ、ラジオなどのメディアを通じて国民に発信されているほか、旭市においてもホームページにて掲載をしております。

ご質問の総合防災訓練に取り入れてみてはどうかということにつきましては、今年度から防災訓練時にパンフレットを配布してみたり、Jアラートの警報を再生するなど、関係機関、これは自衛隊でございますが、自衛隊等の協力を得ながら弾道ミサイルに対応する訓練を取り入れ、いざというときに市民の皆さんが冷静な対処ができるようしてまいりたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、2項目め、生涯活躍のまち構想についての（1）事業計画について再質問させていただきますが、これまでの説明を聞きますと、旭市中央病院と道の駅周辺を核として、そこに施設などを整備するような構想でございましたが、先進地などでは、皆市内全域での取り組み、そのようになっており、本市の計画は他市と比較して範囲が非常に小さいです。本構想は、人を育み、人が活躍でき、住んでいたい、来てみたい地域づくりを行うと。なおかつ、地域の多様な住民に対して、生涯にわたり健康で健やかに暮らし、活躍できるコミュニティの形成をするもので、これを見ますと、当然市内全域の構想であるべきと考えるものですが、本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 他市の計画はもっと大きい、全市にわたるような計画であって、本市のものは小さいのではないかということについてお答えいたします。

旭市の生涯活躍のまちの構想については、議員おっしゃったとおり、中央病院と道の駅の間、両方に近い所で計画しておるところでございます。それというのは、生涯活躍のまち構想は、旭市独自の視点で魅力を高めるということで中央病院を活用した構想となっておりますので、その周辺でということでは計画されておるもので、ご理解賜りたいと思います。よろしくどうぞ申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） なかなか難しいですね。中央病院があるからその周辺ということには限らなくて、市内全域の構想であってもいいのかなと思うので、ちょっと確認をさせていただきました。

本市は、東京圏に比べて日常生活のコストが大幅に低いという点で住みやすい環境にございます。本構想は、こうした大都市の高齢者の希望を実現し、新しい生活をつくり、健康寿命を延ばしていただき、人生を充実したものにするための機会を提供するもので、特に東京圏から将来にわたって注目される構想であるべきと思うのですが、その点、本市の明確な考えをお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 本市の事業計画の内容というご質問についてお答えいたします。

構想の内容につきましては、今年の3月議会での議案質疑及び一般質問でもご説明させていただいたところであります。

生涯活躍のまちについて、国は地方創生の観点から地域再生法を改正し、生涯活躍のまち形成事業を法に位置づけ、その改正後の法律が平成28年4月1日から施行されたところでございます。

法に位置づけられたことに伴い、生涯活躍のまち形成事業を記載した地域再生計画を策定後、国へ申請し、認定を受けますと財政支援等が受けられ、さらに生涯活躍のまち形成事業計画を策定しますと老人福祉法や介護保険法の特例などが受けられるというものでございます。

次に、形成事業計画策定の流れを申し上げますと、市が地域再生計画を策定し、国から認定された後、形成事業計画を地域再生推進法人という運営主体になる企業等がまず案という形で市へ提案をします。その提案を受け、市は地域再生協議会という組織において協議を行い、市が作成するという流れになります。

地域再生推進法人の提案する形成事業計画は、地方公共団体のコンセプトにかなう必要があります。今後、市のコンセプトに合った形成事業計画を推進事業法人に提案していただき、魅力のあるまちづくりとなるような計画を策定することとなりますので、現時点での形成事業計画の内容は未定でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 再度聞きます。今聞きたかったのは、特に東京圏から将来にわたって注目される構想であるべきと思うので、その点の明確な考えを聞きたいなというところが先ほどの質問です。

4回目立ちましたので、生涯活躍のまち構想の基本理念だとか全国の先進的な取り組みをよく理解をしていただいて、コンサルティングの報告を十分に捉えられるかが重要ではないのかなと思っております。その上で、旭市独自の東京圏の高齢者から注目される構想をつくらなければならないと。担当課としては、推進室を編成し、経験豊富で優秀な人材を登用して、本構想を本市の重点施策として予算をつけて進めていくわけでありますから、しっかりとしたビジョンをお示しいただきたい。本事業の将来像についても、再度、分かりやすく教えていただきたい、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、生涯活躍のまちの旭市のコンセプトということでございます。

繰り返になってしまいますが、市の宝でもある旭中央病院を活用し、周辺に医療・介護機能を集積し、さらには農業との連携や相乗効果が得られる機能を導入し、旭市にしかない旭市ならではの生涯活躍のまちを実現してまいりたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） じゃ、後で、もしそういうような構想だとか資料がありましたら教えていただきたいなというふうに思います。

3項目のふるさと納税について、（1）返礼品について再質問をいたします。

全国の市町村にはさまざま高額と思われる返礼品があるようでございますが、僕は本来、自治体の魅力ある政策プロジェクトに対して寄附をするもので、返礼品の競争が激化するのをおかしいと考えます。

本市においては、感謝の気持ちがこもった安価な一品をつくって、寄附金額に関係なく返礼品に追加してはどうかと、そのように思うのですがお伺いをいたします。

また、今後考えられる品目数をどのように変えていくのか、魅力ある返礼品を提供していくにはどのようにするのかお尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 返礼品について、安価な一品をつくってみてはということで、ちょっとすみません、お待ちください。

議員のご質問にありました返礼品の数は、現在73種類ございます。いろいろな値段のものがございまして、安価なものもありますし、多少高価なものもあるというのが現状でございます。市では、名産品等の開発等にも補助を出しておりますので、そういう中で何かいい返礼品ができればぜひ採用していきたいなということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、僕が申し上げた安価というのは、そういうものでなくて、例えば市長の感謝状だとか、あさピーの安い100円ぐらいですか、そういうものでもいいんだよという人が、本来はそうなんじゃないのかなと思うんで、そういうようなことを言っていますので検討いただきたいなと思います。

報道等によりますと、自治体が特定のお店から特産品を提供するために自治体と企業の癒着、これが問題として指摘されていますが、これを今風に政治用語で言いますと、悪いそんなくといいましょうか、そういうことが懸念されますね。

それでは、道の駅季楽里あさひが行う返礼品目の選択に対する本市の管理状況、これをお伺いいたしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほどお答えしました季楽里あさひ49品目、67%ということで、これの管理状況ということですが、道の駅のほうから品物についてこれをという提案がございましたら、市の企画課のほうでもそれを見て決定しているという状況でございます。

先ほどの安価なというので、あさピーの缶バッジとかという話と市長の御礼ということでございましたけれども、市長の御礼の手紙については現在も出しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 最後に言われたのは、安価な一品のことですかね。そういうのは当然だと思っております。例えば市長のプロマイドみたいなものだとか、そういうようなことなん

ですよ。お礼の手紙を出すのは、普通どこの自治体でも当たり前だと思う、分かっておりますので。なかなか、すみません、答弁がかみ合っていないようでございますけれどもね。

一番言いたいのは、本市の農畜産物は全国に誇れるものであると自負しているんですよ。地元事業者が生産している加工品等も素晴らしいものがさまざまあると認識をしています。それらを民間企業から出店や提供をしていただくことで、産業振興や地元企業の活性化となるため、出店者の間口を広げるべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 平成28年3月にスタートしましたふるさと納税について、開業したばかりの道の駅を有効活用し、旭市の特産品が集まる道の駅を全国に発信したいという思いもあり、まず1年間、状況を見るということもあり、道の駅を中心にふるさと納税の返礼品を実施してきました。

道の駅の開業も1年半を経過し、ふるさと納税制度も1年を過ぎました。当初59品目でスタートした返礼品も73品目まで増えましたが、今後も市内業者等でより魅力的な返礼品を提供することが可能であれば増やしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、次はふるさと納税についての（2）税の変動についての再質問ですね。

寄附を獲得するには、職員の人件費や広告費などもかなりかかり、それに実際に返礼品代や送料がかかるわけでありまして。純粋に自治体に入るお金はさらに小さくなっていくものと思いますが、それら経費などを差し引いた税額をどのように考えられるのか、お伺いをした

いと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからはふるさと納税に係る返礼品等の経費ということで、1万円ということで計算したものでお示ししますと、記念品代で約3,850円、事務の手数料で1,296円、経費合計としまして5,146円ほどになります。ですので、1万円寄附いただいて、収入は残が4,854円となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） そもそもこの制度ができた背景には、ふるさとで生まれ育ち、その地域での税金の恩恵を受けながら、いざ働き出すと、都会に出て都会に納税している現状があるということで、都会へ出ていった人たちも自分の故郷のために何か役に立ちたいという思いで考えられた制度であるようです。

住民税は、現在住んでいる住民サービスを受けている自治体に納めることが本来であり、住民税の考えから逸脱しているという声がありますが、今後、継続して本事業を行うということであれば、住民税に対する担当課の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 住民税に関する担当課の考えということでございますけれども、ふるさと納税に係る寄附金控除ではありますが、これは所得税法及び地方税法に基づき個人の申告によるもので、他の所得控除と同様に税額控除となる制度であります。税務課としましては、これに沿って適正に処理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ふるさと納税、これは国が定める地方交付税とは違って、個人の思いがこもった大切な価値を持つお金ということであります。そのお金が税の移動という形で流れています。

例えば、4月に成田空港を利用する機会がございました。偶然、すると、本市の職員が一生懸命に観光PRや物産販売等を行っており、大勢のお客さんでにぎわっておる場面に遭遇をいたしました。このような機会を捉えて、市外で行われるイベントに、今お二方、担当課

長、お立ちいただきましたけれども、課長自らが参加して宣伝活動を行うべきと思いますが、担当課お二人のご見識をお伺いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 本市のPRについてということで、企画政策課におきましては、あさピーをイメージアップキャラクターとして使っておりますが、結構県外等にもPRに出しております。機会がありましたら、私のほうでも同行して、ぜひ行ってみたいなということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 税務課としましては、先ほども申しましたように、これは制度上認められているものであり、税務課サイドからどうのこうのできる問題でもございませんので、その点ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 税務課においても宣伝活動を行うのは悪いことではないと、そのように思っておりますので、課長自らがふるさと納税に対してのPRを行うということはいんじゃないのかなと僕は思うんで、再度検討いただきたいなというふうに思います。

次の4項目、消防について、（1）の職員の状況について再質問をいたします。

中途退職者からの辞職願には、一般的に一身上の都合と書かれているものであろうかなと、そのように思いますが、直近退職者の退職理由の実態を伺います。

また、職員の充足率75%では、現在の職員への負担が結構大きいんじゃないのかなと考えられますけれども、そのことによって病気等の要因にならないものか心配です。その点に対してお伺いをしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 退職の経緯でございますが、理由といたしましては家業を継ぐということでございます。

それと、充足につきましましては、現在のところ、本部日勤勤務者と併用しまして調整を図り、消防活動に従事しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 中途退職者の退職理由について、理解に苦しむ不十分な答弁でありましたので、本意とは異なりますけれども、具体的に伺います。

近年、退職した職員の退職理由の中には、残念ながらハラスメントが原因ではないかと言われております。いわゆるパワハラやセクハラの実態を消防本部及び総務課では把握しているのかお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 先般、3月でございますか、新聞報道がありまして、パワーハラスメントと捉えられても仕方がない状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから回答させていただきます。

パワハラの実態について把握しているかということでございます。

ただいま消防長からありました消防職員の件につきましては、新聞報道等もあり、私のほうも承知をしているところでございます。これについては、任命権者たる消防長のほうで文書で訓告するとともに、市長のほうからも厳重注意等を行ったところでございます。

なお、一般行政職、市長部局におきましては、そのようなパワハラ等の苦情、相談等は受けていないと、行政職のほうですね、そのような実態であることはここで報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 退職や休職の理由について実態調査を的確に行い、対策を講ずるべきと考えるのですが、総務課より明確な回答をもう一度、対策に関してお伺いしたいというふうに思います。

また、少子・高齢化によって将来人口が減少し、本市消防本部の管内人口も減少すると考えられます。これに伴い、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団、団員確保にも大きな支障が生じると思われれます。これらの場合、人口減少の影響が出る本市においては、常備消防の広域化、大規模化が必要と考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

ハラスメントに対する対策ということでございます。

市では、ハラスメントに対する研修、これは一般行政職、消防職、保育職等を含む全職員に対して平成24年度から実施しているところでございます。当初は課長職をはじめとする管理職のほうから順に実施し、本年度は主任主事等まで下がってきた中で、今年は100名強を研修させる予定でございます。そのようなことで、現在在職する管理職については全て研修が済んでおり、消防職についても消防長以下55名ほどの職員が受講済みでございます。

対策という中では、まさしく今年4月の課長会議等でも職員の綱紀粛正という中でハラスメントというものをしっかり徹底するように指導したところでございます。

なお、参考に申し上げます、旭市では旭市職員のハラスメントの防止等に関する規程というものを平成24年に定めてございまして、ハラスメントの防止及び排除のための措置、またはそういった問題が生じた場合に適切に対応するための措置に対し必要な事項を定めた規程があるところでございます。そこについてしっかり徹底するように指導してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員に申し上げます。

残りの質問時間は、あと9分でございますので、簡潔にお願いいたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、消防についての先ほどの4回目の答弁はいただけないものなんでしょうか。消防のほうに聞いてあるんですけども、時間がないからカットでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 常備消防の広域化につきましては、国からの指針もありますが、それを踏まえまして関係部局と今後相談したいと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、消防について、（2）職員の教育についての再質問に移ります。

先ほどの答弁によりますと、多くの中途退職者が出ております。その要因の一端に指導体制が問題ではないのかと言われておりますけれども、消防本部の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 消防といたしましては、教育機関で知識を得るほか、国、県主催の教育講習、専門課程以外の教育に関しましては、年間を通して行われる市の行政講習や倫理講習が主な教育として幹部職員をはじめ全職員に、講習会に参加して対応しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、職員教育において指導方法の具体的な改善点、それから今後どのような言動に改めるものなのか、詳しくお伺いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 今後の指導につきましては、私自らが直接指導したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） すばらしい、明確な答弁、ありがとうございました。

消防職員は、消防長をはじめ幹部職員の言動、行動が職員の人材育成に直結しているものと思うので、部下の見本となるような言動を行い、よい人間関係を構築していただきたいと強く願います。

また、消防力の基準や条例を下回る人員体制の中で、消防職員の教育、育成、指導には何かと苦心するものと察しますが、市民の生命、財産を保護する活動に最大限敬意を表しまして、次の質問に移ります。

5項目、「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」アニメ映画化について、
(1) 観光プロモーションについて再質問でございます。

僕は、ふだんあまりドラマや映画などは見ないのですが、議会事務局の職員がこの実写版DVDを、ありがたいことに、多分僕を心配して貸してくれたと思うんですが、このDVDを昨日初めて鑑賞いたしました。いまだ余韻冷めやらぬ状況であります。ちなみに、ヒロインはなずなちゃん、その子に積極的な男子が典道君で、僕は晴道であります。

さて、4月下旬に銚子市長と会談をする機会があり、その際、拡大印刷をした宣伝広告画像、これですね、これを活用して銚子市のPRに努めておりました。幾ら実写版の撮影市が本市であっても、今回のアニメ映画は銚子市を強く連想するつくりでありますので、ヒロインは銚子市です。

今年度予算計上してありますプロモーション支援事業ですが、実写版の典道君のように、これから積極的に銚子市に働きかけて広域的に取り組む必要があると考えられますけれども、本市の現状をお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、質問にお答えします。

先ほどのチラシにつきましては、確かに銚子市を連想させるようなチラシになっておりますが、先ほども申しましたように、そのチラシにつきましても、今後使用が禁止になるというところでございまして、新しいまたチラシができます。まだ発表になっておりませんが、そうしますと、非常にどこの地域かと余計分からないような状況でございます。

確かにその部分につきましては、銚子市の近辺の方々には銚子市というふうに連想されておりますが、実は東宝の映画の会社に行きましたときに、これは飯岡の灯台ですかというお話がございました。東京、首都圏のほうから見れば、それが銚子市という連想でないということでございますが、先ほど言いましたように、東総地区ということであれば連想されるということでございますので、実写版とアニメ版、これにつきましてはいろいろございますが、銚子市と連携ができてPR活動がより効果的にできるようであれば、内容について協議して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 権利者側、制作したほうが場所なんかの公式見解を發表しないと、そういうようなことを僕もちよっと知人から聞いて、資料をいただいておるんで、なかなかこれは取り組みが難しい、銚子市と抱き合わせでうまく相乗効果で盛り上げていただければありがたいのかなと思いますけれども。

打ち上げ花火を飯岡灯台周辺から見た場合、横から見ることになりますけれども、その形はどのようなものなのか、分かりましたらご教示いただきたいなというふうに思います。

また、本映画は、映画配給業者でもかなり力を入れているように思いますので、旭市を全国にPRする絶好のチャンスでもあります。特に多くの若年層が関心を持ってくれると思いますので、昨年質問いたしました、飯岡灯台周辺、これを恋人岬として恋人の聖地にふさわしい、この機会を逃すことなく灯台周辺を整備して、いち早く登録に向けて取り組んでいただきたいと、そのように思いますが、本市の見解を求めます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） まず、灯台から見た花火がどのように見えるかということですが、これは映画の中でもあまり言っちゃいけないというふうに言われていますが、実はどこから見ても丸く見えるというふうな最後になっておられると思われま

す。また、飯岡灯台の周辺を恋人の聖地ということでございますが、恋人の聖地にしますと、若い女性の方が多く訪れていただきまして、SNSですか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどを使いまして多くの方に情報を発信していただけると考えております。

そのような中、今年度、観光物産協会を通じまして、来場者が多くなります夏からアンケートを実施しまして、調査の結果で名称や場所、モニュメント等の設置を考えていきたいと思

います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 最後の質問となりました。

最後なんで、ぜひ市長にご答弁いただきたいのですが、広告宣伝業界の知人に、以前も話しました、相談しましたら、こういうアニメ映画化で昨今はやっているものなんですけれども、どうやら20代から35歳までの女性、これ業界用語でF1層と、前も申しました、いうそうでもありますけれども、これら若者の忌憚のない意見や発想の集約が大切ではないのかなと。ここでしっかり若者の意見の集約を行うことによりまして、恋人の聖地に登録されなくても、恋人岬として年間や一日を通して各世代でにぎわいのあるものになるのではないのかと思います。

観光事業の推進にとどまらず、出会いの場創出だとか定住促進だとか、いずれは少子化対策だとか、いろんな面に波及が考えられますので、ぜひとも本市としても力を入れて取り組んでいただきたいなど、そのように思うところであります。

明智忠直市長のご見識をお示しいただきたいと思

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回のアニメ映画、大変大きな全国的に話題を呼ぶと思います。私もこれを機会に刑部岬からの眺望、恋人岬だけでなく、夕日百景とかいろんな部分で眺望はずばらしいものがあるといつも感じているところでありまして、あそこに何かこれを機会に恋人

岬、恋人の聖地、デートスポット、そういった部分にするのか、あるいはまたいろんな違ったことを考えながら、何かモニュメントとかそういった記念のことをやりたいなど、そのように思っておりますので、その旨、商工観光課のほう、観光物産協会のほうにも指示してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（佐久間茂樹） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成29年度旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

来る7月23日は、旭市長選の投票日です。法律が変わり、2年前から18歳から投票ができます。高校生の新有権者の皆様も、棄権しないでぜひ投票していただきたいと思います。シルバー民主主義と言われぬように、市民の皆様も若い方々に投票を勧めていただき、投票率を上げ、旭市の今後4年間を託すよりよい選択をしていただきたいと思います。

一般質問は6件です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁を期待しております。

1番目として、健康づくりについて。

ただいま市の健康センターにおいて特定健診、がん検診の真っ最中です。検診は必ず受けていただきたいと思います。

国全体の医療費は、毎年、約1.5兆円ずつ増加しております。2015年には41.5兆円です。医療費が増え続けているのは、医療費を多く使う高齢者が増えていることだけではなく、医療技術の進歩で医療行為そのものの単価が上昇しており、1人当たりの医療費が増加していることが原因だと言われております。

旭市は、28年3月に国民健康保険保健事業実施計画を策定していますが、三大疾病について近隣市と比較してみますと、死亡率は全国基準を100とすると、がんは旭市は102、匝瑳市は97、銚子市は116、心疾患では旭市は199、匝瑳市127、銚子市132、脳血管疾患では旭市は169、匝瑳市132、銚子市158となっています。同じ東総地域の匝瑳市、銚子市と比べても断トツに死亡の高い心疾患、脳血管疾患について考えられる原因を教えてくださいたいと思います。

2番目として、道の駅の決算について。

地域振興、観光振興、農業振興、道の駅防災機能を目的として2015年10月17日開業の道の駅季楽里あさひの2期目の決算について、何点か質問いたします。

経済は生き物ということで、9月決算議会から6月議会に決算書を提出ということで、ありがとうございます。おおむね昨年9月に提出された28年度予算を売上げでは下回っておりますが、経常利益、純利益では予算を大幅に上回っており、好決算と言えるのではないのでしょうか。

事業報告書は、27年度実績報告書と同じような報告書にはなっておりません。誰が見ても、昨年度と比較できるような書式、内容で報告願いたいと思いますが、今議会であからさまにさせていただきたいと思います。

3番目として、農業について。

2006年農業産出額全国9位の旭市は418億円、それが2014年には全国6位の514億円、2015年には順位は6位と変わりませんが548億円と産出額を伸ばしておりますが、旭市産出額は畜産と園芸がメインです。全国4位の新潟市が572億円、5位の別海町が570億円で、射程圏内に入ってきました。各経営体の精進、努力のたまものだと考えています。

この傾向を増進させ、5位ないしは4位に入っていただけのような政策はこれからどう捉えているのでしょうか。輝け！ちばの農業補助金、近代化資金、スーパーL融資などがありますが、これ以外に行政としてはどのような政策を考えているのでしょうか。

4番目として、給付型奨学金制度のPRについて。

この件については、何度も質問しておりますが、その後PRしているようには思えません。県内でも給付型の奨学金について行っている自治体は極めてまれです。その給付型をなぜ積極的にPRしないのか、何かあるのでしょうか。

政府が今国会で給付型奨学金制度を成立させました。30年度からの予定です。教育は国力の源泉です。経済力の差が教育格差、学力格差を生み、負の連鎖が心配です。やる気と能力があれば誰でも上の学校に行ける仕組みをもっとPRしてほしいと思います。

今旭市在住の高校生を持っている家庭だけではなく、広く広報すべきです。今旭市が力を入れている定住促進事業にもプラスになるとと思いますが、市長のお考えはいかがなものでしょうか。

5番目として、市長が自らつくった都市公園を無駄とって減らし、また都市公園を造成する矛盾。

昨年12月議会で文化の杜公園への庁舎の移転が議決されました。今年5月の連休で袋公園

と文化の杜公園を何回も調べてみますと、駐車台数、公園利用者数に3桁以上の開きがあり、市長が言うように無駄かもしれません。しかも、少子高齢化に向かっている我が旭市でも、都市公園1人当たり10平方メートル堅持ということは、本当に将来必要なのでしょうか。であれば、現庁舎の解体後に都市公園を復活させるということは、文化の杜公園の補助金1億1,800万円を返還しないための、無駄だと言われたいためのカモフラージュではないのでしょうか。

6番目として、農地転用規制を強化しながら、先ほども一般質問でありましたが、旭中央病院、道の駅周辺を開発するという矛盾。

農業振興地域を宅地化するなら、500平米までなら何とか許可されますが、3年前に市長が規制強化に賛成をしたため、原則それ以上の面積は行政機関以外は無理です。車でいえば、行政がブレーキとアクセルを同時に踏み込んでいることだと思います。前に進めるわけがないと思います。どうしたらいいのか、詳しく教えていただきたいと思います。

一般質問は終わります。あとは自席で再質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 滑川議員の健康づくりについてというご質問についてお答えをしたいと思います。

先ほど質問がありました三大疾病、がん、心疾患、脳血管疾患、こちらについての高いですよということで、その原因を教えてくださいということでした。

まず、旭市の三大疾病の死亡状況について申し上げたいと思います。

平成26年の千葉県衛生統計による旭市の死亡総数は743名でした。このうち、がんが212名、心疾患が119名、脳血管疾患が107名で、合計が438人となっており、死亡総数の59%を占めております。

また、この三大疾病による死亡率は、人口10万人に対する率であります。旭市の死亡率はがんが310.7、心疾患が174.4、脳血管疾患が156.8で、千葉県全体と比較すると三大疾病の死亡率は高く、脳血管疾患においては2倍となっている状況でございます。ただし、旭市を含む海匝管内の死亡率と比較しますと、旭市は下回っております。こういった状況でございます。

原因ですけれども、原因のほうは高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が重症化し引き起こされるものであり、食生活や運動習慣など生活習慣との関連が考えられます。

食生活の中では、塩分摂取量の問題が言われております。旭市を含む海匠地域の1日当たりの塩分摂取量は、平均11グラムとなっております。これは、厚生労働省の示した食事摂取基準の目標である1日当たりの塩分摂取量8グラムを大きく上回っており、また旭市特定健康診査受診者の問診結果では、1日30分以上の運動習慣を「なし」、していないの方が65.8%と多い状況であり、これが原因と考えられます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは滑川議員の2番目の道の駅の決算についてということで、昨年と同じ報告書の提出をということでございました。

これについては、現在作成中ございまして、総務委員会に間に合うように提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません。6番の生涯活躍のまち構想についての農地転用の規制をかけながら開発ということで矛盾ではないかということでございました。

生涯活躍のまち構想の計画予定地は、旭中央病院と道の駅の双方に至近であることが外から見まして、より魅力的であると考えております。確かに旭中央病院の周辺は農振農用地であり、構想を実現するためには農振農用地から除外し、農地転用を行わなければなりません。矛盾ということですが、現在、農業振興地域整備計画の策定が平成22年5月でございまして、その後、まち・ひと・しごと創生法については公布、施行されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私のほうからは3の農業について、（1）市町村別農業産出額について回答させていただきます。

農業産出額、旭市が平成27年には548億円ということで、前回の調査よりもかなり伸びているという状況があります。

こういった中で、前回よりなぜここまで伸びてきたかというのをちょっと考えてみますと、増加した部分というのは、野菜、豚、鶏卵という部分が増加しております。それで、産出額が増加した要因の一つとしまして、農業の近代化を図るために国、県の補助事業を積極的に

活用してきたことが考えられます。

例を挙げますと、野菜関連では「園芸王国ちば」強化支援事業や「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業などによる低コスト耐候性ハウス、生産管理機械等の導入、畜産関連ではバイオマスの環づくり交付金事業による液状飼料工場の建設、飼料増産緊急対策事業による稲わら収集機械の導入、それから畜産環境整備事業による堆肥発酵処理施設や浄化処理施設等の導入が挙げられます。

こういったことをやってきた関係で成果の一つになっているのかなと思っておりますので、こういったものは引き続き取り組んでいきたいと思えます。

それから、そのほか農業の課題ということを考えますと、担い手の不足、後継者の不足、それから労働力の不足などもございます。それから、まだ土地改良をやっていない部分もございます。

それから、近年では有害鳥獣ということでイノシシが増えていると、そういった所もありますので、土地改良につきましては県営事業で今度、農家負担のない事業が創設されたということですので、そういったものを県のほうから情報を得ながら、希望する地域の皆さんには説明していったりしていきたい。それから、有害鳥獣につきましても、現在イノシシ対策でわなを仕掛けているんですけども、そういったものもさらにもっと強化していきたい。それから、担い手の関係ですけれども、農地中間管理機構を通じまして、さらに農地の集積等をいたしまして、規模拡大とかを進めていけたらと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 4項目め、奨学金について、（1）給付型奨学金制度のPRについてお答えいたします。

もっとPRすべき、広く広報すべきとのご質問についてお答えをします。

まず、現状についてでございますが、育英資金のPRにつきましては、利用を考えている方に確実に届くよう、毎年、広報、ホームページ等へ掲載しております。また、市内各中学校の3年生の全生徒に対しては、学校を通じ、育英生募集のチラシを配布するとともに、市内及び近隣の高校17校へも募集のチラシを配布し、周知等に努めているところです。

本市の育英資金は、貸し付け型ではなく返還の必要のない給付型であることに大きな特色があります。平成29年度の育英生の募集に際しては、給付型であることがより分かるよう、チラシの紙面を工夫するなど、PRしたところでございます。

さて、もっとPRすべき、広く広報すべきとのことですが、今後どのように取り組んでいくかということでお答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、本市の育英資金は返還の必要のない給付型の奨学金制度で、子育て世帯への経済的支援としても、平成31年までになっております旭市総合戦略の中にも位置づけをされているところでございます。この特色ある本市の奨学金制度である旭市育英資金について、さらに市ホームページ等に見やすく分かりやすいように掲載し、広く周知やPRに努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） 私のほうからは5番、都市公園について、（1）無駄という都市公園を減らし、また都市公園を造成する矛盾ということでご質問いただきました。自分が造った公園を自分で壊して、さらにまた新たな公園を造る、こんな矛盾があるのかとのご質問でした。これにお答えいたします。

このご質問は、新庁舎の建設に伴い旭文化の杜公園の一部を廃止し、新たに都市公園を整備することについてのご質問と思います。

公園の一部廃止につきましては、都市公園法によりみだりに廃止できないことから、それに代わる公園について千葉県と協議を進めておりました。協議の結果、本来なら文化の杜公園の隣接地に用地を確保するのが基本とはなりますが、本庁舎のあるこの場所をより効果的に活用するために、天神公園として整備し、市街地におけるの休息、レクリエーションの場とし、さらに文化の杜公園と連携いたしまして、防災機能の充実を図るということでございます。

もう一つが、復興計画において津波避難施設として計画し、今年度整備を行っています築山施設を日の出山公園とし、都市公園とすることで県との事前協議が完了したところでございます。

結果的に新庁舎建設に伴い新たな土地を買収することなく、代替の公園を整備することで県との協議が調いましたので、現在、都市計画変更の案の公告縦覧を行っているところでございます。

都市整備課からは以上です。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時0分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 59分

再開 午後 1時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 答弁どうもありがとうございました。

大きい1から順に再質問をさせていただきます。

先ほどの国民健康保険保健事業実施計画というのは28年3月に出ていますけれども、実際には27年度の資料ですよね。ですから、それからもう2年たっているけれども、この先ほど言った死亡率というのは三大疾病の中で、がんは男女合わせて多少格差があって、それを2で割るとさっき言ったように102くらいなんですけれども、なぜほかの例えば190幾つとか、165なんていう格差があるのかかわらず、それを周知して、なおかつ対策をしていたんですか。1人当たりの医療費、これもちょっと古いデータなんですけれども、旭市が約30万円、匝瑳市が34万円、銚子市が38万円で、全国平均の40万円からすると、医療費が安くて死亡率が高いということだと思います。この死亡率の高い、特に心筋梗塞ですか、それとか脳疾患、脳梗塞とか、その辺について、今言ったように2年しても、まだこれPRも何もしないで、ただ報告が出ているだけではおかしいんじゃないかと思うんですよ。2倍近い死亡率があるのに、ただ何も言っていないと、PRもしていないと、啓蒙もしない、それについてどのようにお考えなんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 滑川議員の質問にお答えいたします。

PRのほうの関係ですけれども、健康管理課のほうとしては受診率を向上させる取り組みとして、広報、ホームページ、ポスター掲示並びに商業施設等でがん検診の周知活動を行い、検診の未受診者に対しましては、電話や文書通知で受診勧奨を実施しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 死亡率が高いということは、やはり旭中央病院では旭市の傘下の病院

なんですから、その辺に対してももっと行政としてチェックをしていただければ幸いではないかと思うんですけれども、そのような体制についてはどうお考えなんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 広報のほうと詳しくもう少しつけ加えさせていただきますと、がん検診の個別の全戸配布、チラシのほうを配布したり、それから市民の皆様の目に触れる懸垂幕、「見つけよう、自分も知らない体のサイン」、こういった懸垂幕を設置しております。それから、皆さんにインターネット利用で申し込みとかも導入しております。

今年の新しい取り組みとしまして、29年度なんですけれども、検診のほうの女性専用検診日としましてレディースデーというものを設けてまして、この胃がん検診等に対しまして、一度に検診ができるということで、皆さんからのお声のほうは、よかったよというような形でお声を聞いております。

また、若いお母さん方が受診ができるように、お子さん連れが安心して検診ができる受診体制も整えておりますので、予約もいっぱいとなりましたので、そのような体制をとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

この話とは直接関連がないんですけれども、今旭中央病院は基幹病院になったということで、5,400円ですか。誰もそのかかったことがない人が中央病院に行った場合には、これは市の病院だけれども、5,400円初診料取られるということは、皆かかっている人は腑に落ちないと。何とかならないのかという話がたくさん聞こえてくるんですけれども、多分市長のところにもそういうこと行っていると思うんですが、それに対して行政としてはどう考え、また対策をするつもりなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かに市民サイドからは選定療養費の問題、5,400円の問題、かなりいろんな不満な声も上がっておりますのも聞いております。ただ、法律に基づいて地域支援病院、地域連携を模索している国の方針の中で、そういった部分、紹介、逆紹介、そういった部分も含めまして地域の初診、かかりつけ医、そういったものをつくっていただひたい、そういった部分で大病院としての位置づけ、それをしっかり三次医療とか救急医療とか、周

産期医療とか、そういった部分で中央病院は国の方針として位置づけがされておりますので、国の指針といいたいでしょうか、医療制度の方針に沿ってやっているということでもありますので、それを市民の皆さん方には理解をしていただきたい。大病院があるから検査も十分にできることでもありますし、そういった部分での安全・安心、そういったものが市民に本当に医療の立場に立って考えてみますと、そういったことがつながっていくのかなど、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

先ほどから言っていますけれども、そういうことについて、市民の皆様が不満、不安がありますけれども、それを何とか説得できるような、例えばネットでもいいですし、広報でもいいですし、やはりPRしていただかないと、そういうのは解決していかないと思うんですけれども、これは希望ですけれども、今まで課長が答えておりますように、なるべくそういうことについてもPRを重点的にやっていただきたい。そうじゃないと分からないんですよね。ただホームページ、ホームページ、ネットと言うけれども、それだけで市民6万6,000ですか、それが全部納得できるというような話ではないんでね。ぜひPRは大事なんで、お願いしたいと思います。

では、2番目の道の駅の決算についてなんですけれども、季楽里あさひが地元企業をいじめているという話も聞くんですけれどもね。道の駅は造らなかつたら6億3,000万円の売上げはもともとないわけですよ。ですから、私はそういうことではないと思うんですが、これ明確に市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 地元企業いじめ、商売いじめということは、そういったことを十分注意しながらオープンをしたわけでありまして、オープンしてからそういった話は私は聞いておりませんが、道の駅の大きな目的は、議員も、いろんな準備委員会から始まったものでありまして、旭市の発信基地にしたい、旭市の特産物をみんなに知ってもらいたい、地元消費を喚起したい。そしてまた、交流の場所の、それから防災避難場所、そういったいろんな多岐にわたって目的があるわけでありまして、そういった部分では毎月1回、役員会を開催しておりますので、企業いじめといえますか、商売いじめにならないような、そんなことを役員会でも話していきたいと、そのように考えております。

それと同時に雇用の面、今40人くらいあそこで雇用しているわけでありまして、新たな雇用対策にもつながっているわけでありますので、ぜひ市民の皆様方にもご理解をいただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よろしく願いいたします。

3番目なんですけれども、第1回決算では客単価が1,291円かな。ところが今回、報告書の中にはほとんどそういうのも出ていないし、細かく出ていないから、去年にあった同じような報告書ということなんです。客単価というのは昨年度の決算ではどのくらいになっているんですかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 2期目の決算の客単価ということでお答えいたします。

1,265円でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、客単価は減っているということですね。

それで、第1回決算ではレジ通過者掛ける2.05かな、それで総入場者数をカウントしていますが、今回のこの102万5,000人というのは2.05を掛けた数字なんですか。

それで、あと先ほど市長が言いましたように、旭市の物産を多く日本国中に広げたいということであれば、午後になったら野菜がないというクレームも結構あるんですよ。端境期の野菜がないというのは、こんなに日本の中で6番目の位置につけているところで、ないというのはおかしいんでね。なぜ、何回も私も言っていますけれども、JAとのコラボはしないのか。JAは2割を出して去年、貴味メロンだけでしょう。あとはコラボしていないわけですよ。その辺についてはどうお考えなのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、2期の決算の来場者数のカウントの仕方ということでお答えいたします。

これにつきましては、レジ通過者人数は49万9,946人ございました。これに2.05を掛けまして102万4,889人という計算になっております。

続きまして、農産物の一大産地なのに農産物が売れ切れになっているよということで、ご

指摘がございました。道の駅は出荷者からの委託販売が原則となっております。そのため販売物の値段設定、陳列等については出荷者の責任となっております。季楽里あさひ運営会社のほうでは、その日の売上げ状況を12時、15時15分、17時15分、19時30分という形で、各出荷者にリアルタイムでメールで報告しているところがございます。道の駅では品物を安定して販売できるよう多くの出荷をお願いしておるところでございますが、出荷者のほうもなかなかうまく持ってきてくれないようなことが現状のようでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 次に、3番目に進みますけれども、道の駅の経営はやはり7割出している市が一番経営権を握っているわけですから、その指導するのが企画課なわけですね。しっかりやっていっていただきたいと思います。

それで、3番目の農業についてなんですけれどもね。2020年の東京オリンピック・パラリンピック、または前年のプレオリンピックですか。プレ大会で選手村などへの食材の調達要件というのは、GAPが条件だと思っているんですけれども、GAPというのは農業生産規格ですね。世界的に見ればグローバルGAPがありますけれども、イオンGAPとか、JAGAPとか、また来年から千葉GAPをつくると県は先日発表しましたけれども、このGAPについて、担当課はどのように考えているんですかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） GAPについての考えということでした。

GAP、生産工程管理ということで、最近のニュース、農業新聞なんかにも結構出てきております。この新聞等で報道される関係で、消費者にもそういった制度があるということがだんだん周知が広まっていくのかなというふうに思っております。そういった中で、国のほうでは、まず千葉県に対してGAPの推進ということで、キャラバン的なものを行うということです。千葉県のほうではそれを受けて、また市町村にもというようなお話になってくるとは思います。

販売の面で、例えばイオンなんかでも、そういった説明会を生産者向けのものを行うというようなことも伺っております。そしてまた、GAPを取得するに当たっては、国のほうでは支援制度をつくって、その経費を支援していきたいというようなことも話も出ておりますので、農家の方にはそういった制度の活用ということも周知しながら、これ簡単にできる、取

り組める制度ではないとは思いますが、今後必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） GAPは課長が考えているように簡単ではないんですよ。最低でも半年から1年かかるわけなんです。例えばオリ・パラだけじゃなくて、プレ大会にも市内の農産物がとっていないと納品できないことになったら困るんでね。それで言っているんですよ。農産物の輸出っていうのは、世界基準というグローバルGAPを持っていないと駄目なんです。これについての取得の後押しというのは考えているのですか。政府は2018年度中に認証取得の指導員を現在の3倍の1,000人以上にすると、農家や農業法人の取得を推進するというような方向になっていますけれども、旭市の行政としては、そのGAPを取得するための例えば後押しというのは考えておるんですかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） GAPの支援の関係なんです。今旭市で制度化というのは、今のところはございません。ただ国のほうでは、そういった経費を支援したいということで、今年度はまだ募集は始まっていないようなんですけれども、そういった募集が始まれば、市のほうもそういった制度があるということで、お知らせしていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、取得者数というのは、グローバルGAPが全国で約400、JAGAPが約4,100と、国内農家の1%にも満たしていないんですよ。旭市でもGAPをとっている方は極めて少ないです。ですから、これが先月、市長がデュッセルドルフに行って、ドイツの卓球協会といいお話になりまして、オリンピックのキャンプ地、有力候補地になったような報告を受けていますが、これは宿泊施設と、それからこの食材提供については、それまでに絶対解決しなくちゃならないことだと思いますが、もうあと3年、丸3年あるかないかですよ。すぐにでもGAPのことについても、宿泊施設についても始めなければ遅くなると思うんですが、行政としての対応はどのように考えておるんでしょうかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 先ほどの答弁と似たような話になって申し訳ないんですけども、ともかく支援制度というのは国が設けておりますので、それを周知していきたいと考えております。オリンピックの食材だけでなく、先ほど申し上げましたように、イオンとかそういったスーパーとかでもGAP製品というのを別枠といいますか、表示していくようになるのかなというふうな思いもありますので、PRに努めたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） GAPは先ほども言いましたように、指導者も必要ですし、対応企業の、要するに記帳が一番大事なんですよね。それですぐ取れるというものじゃないんでね。ぜひこれを機会に大々的に進めていかないと、輸出にしても、来た人に食材を提供するにしても、ブレーキがかかると思うんですよね。

先ほど農業のことについて説明を受けましたけれども、ほとんどが旭市の農業支援というのは税金で、国から、県から来たものをただ提供しているだけなんですよね。これ先取りしてぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それとあと、その次、4番目ですけども、給付条件に適合すれば来年度から旭市の給付事業、給付型奨学金プラス国の奨学金ということで考えていいのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 旭市育英資金の制度と国の制度の併用できるかというご質問だと思いますけれども、それについては担当課といたしましては、併用可というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほども課長の答弁で、ホームページとかそういうこと、それから広報を使ってPRすると言っていますけれどもね。2014年にフェイスブックを導入してもらったんですよね、道の駅のために。ですから、それもネットの一つの条件なんですけれども、フェイスブックあたりにもどんどん情報を載せていただかないと、旭市の人じゃなくて、私が言っているのは近隣ないし遠くの人から、例えば今課長が言ったように、来年度は国も給付金が出ますよ、旭市も出しますよというのは、これ絶対魅力になると思うんですよ。そういうことをもっとしっかりPRしていただきたいと思います。答えはいいです。

5番目ですけれどもね。現庁舎の路線価格はどのくらいか調べてありますか。私、調べたんですけれども、西側が24E、南側が29Dとなっております。Dというのは借地権割合が60%、Eが50%。平米が2万9,000円、1ヘクタール、これを平均すると2万4,000円と2万9,000円ありますけれども、中間をとると平米2万6,500円で、1ヘクタール2億6,000万円の地価があるということなんですけれどもね。売却できたら補助金を返還してでも約1億4,500万円くらいはプラスになるわけなんですけれども、そういうような経済的なことを考えておっしゃっているのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 経済的なことまで考えてそういうふうな手続きをとっているのかというご質問だと思います。

大変申し訳ないんですけれども、都市整備課のほうのお答えとしましては、文化の杜公園のほうは都市公園として公園の一部を廃止するという場合につきましては、都市公園法の縛りがやはり出てきます。その部分を減らすには、やはり新たに代替公園を造ると。その中なるべく近接した場所でということで、現庁舎跡地をその代替公園として整備をするということで、県のほうと協議をしてきたものでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市役所が年間1,070万円をリースして南側の駐車場を借りていますよね。その駐車場の代わりにここを公園にしないで使えれば10年で1億700万円、なおかつ公園にするのであれば、最低でも1億円プラスになりますよね。そういうのもないと思うんですよ。ただ言われたから、はい、じゃやりますと。だけれども、今でさえ人口は7万1,500、その時の1人当たり10平米が都市公園だったのに、今もう二千何百、3,000人から減っているわけでしょう。将来もどんどん減って悪い状態では4万5,000、よくても5万5,000、そのくらいの数字になっているのに、なぜこれいるんですか、10平米いるんですか。その辺がおかしいと思うんですよ。だったら、今いろいろ国でも問題になっていますけれどもね。やはり岩盤規制を破っている、これは国交省の岩盤規制の中にあるから、絶対減らせることができないと、そんなのおかしいと思うんですよ。やらないんですか。それとも何か理由があるから。ただ、後でそれを返還しないで国に盾突いたら、おまえのところにお金が行かないよと。あんたの行政には行かないよってクレームでもあるんですかね。お答え願います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） この現庁舎跡地の問題で質問だと思いますけれども、一応法律で文化の杜の公園を他の目的で使う場合には、それと同等以上の公園を隣接地に用意しなければならないという都市計画法の法律でうたってあるものですので、そのことについてはそれに逆らうと言いましょうか、それに従わなければならないと、そのように認識しているところがありますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、6番目に入ります。

今、国会でも超有名になっておりますね。今治市の加計学園の話なんですけれどもね。あれも実際には原点というのは戦略特区で、50年以上認められていない獣医学部をどこか作ると。2校以上は作れないから1校だと。50年も加計学園と今治市はずっと申請してきたわけでしょうよ。だったら、岩盤規制を破るというのもできなくはないと思うんですけれどもね。ですから、これは国交省が駄目だよと言っても、人口が減っていくのに、市長自らが無駄と言ったんなら、いや、我々が岩盤規制を破りますからと、国に盾突けばいいんじゃないですか。どう考えたっておかしいと思うんですけれどもね。言われたとおりにしかできないんですかね。じゃ、旭市の行政というのは全部市の味方じゃなくて国の味方、そういうふうにとられちゃうんじゃないですか。だって、文化の杜に決まるまでに答えが出そうになってから、トータルで6年間もお話をして真摯にやったわけでしょう。ただ、国に対しては行政は絶対もうYKKで駄目だという話だったらしょうがないんですけれどもね。いかがですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川議員、今都市公園についての4回目の質問でよろしいんでしょうか。6番目の再質問ということですか。

○17番（滑川公英） 6番目をやっています。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 生涯活躍のまち構想の農地転用規制ということの中で、国に逆らったらというようなことだと思いますけれども、この農地転用規制というのは本当に岩盤規制だと私どもも認識しているところであります。しかしながら、国は地方創生法、ひと・もの・しごと創生法ということの中で、地方を元気づけるための生涯活躍のまち、そういったものも十分認めてくれるというようなことの中で、正攻法で今のところは押して、国交省、総務省

とかけ合っているところでありますけれども、農地転用が非常に難しいということであれば、また時期を、農地転用、農振地域の見直しを今、市で進めて二、三年かかってやるわけでありますけれども、それと同時に同時進行しながら、その規制を解除していきたいと。その中で生涯活躍のまち、小さな拠点の先が見えてくるのではないかな。

いろんなそれこそそんなくではありませんけれども、政治力を使ってやるということはあるのかもしれませんが、今そういった時期ではないと認識しているところでありますので、今正攻法で国の認可を強力に推し進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、先ほど滑川議員から、市長が規制を強化するのに賛同したということでありますけれども、あれは国営大利根施設の維持改修事業につきまして、全体がその改修事業のエリアに入っているということで、私が許可を進めていたわけではありません。国のその改修事業にかかわる30億円、40億円の金を借りるということになれば、それは当然動かせないような形にしなければならないと、国からのほうの助成の基本的な条件でありますので、それもご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 大利根の改良区の事業についてはここで述べる気はありませんけれども、特にちょっとだけ言いたいのは東庄町の町長、旭市の市長、匝瑳市の市長、横芝光町町長が、要するに土地改良区の総代会で行ったことについて、判を押しちゃったんですね。それで国からの補助金は37億円、だから農業者はゼロ円、出さないで。そのために要するに優良農地が担保になっちゃった、そういうわけです。

それで、国は国家戦略特区を提案しておりますが、旭市はいつも難しいとネガティブな答えばかりなんですけれどもね。先ほど課長は、これから要するに中央病院とか道の駅については、その辺の規制を考えなくちゃしょうがない旨のお話もあったように聞きますけれどもね。内閣総理大臣が岩盤規制突破の司令塔なのに、なかなかできないというのは、国も地方も公務員の方々が自分の領域を荒らされたくないというように考えているんですかね。国家戦略特区ができて、それから構造改革特区、それから復興推進特区、それから国家戦略特区の第2弾として地方創生特区がつけられているわけですけどもね。旭市はぶっちゃけた話、そんなくしていただける国会議員がいないのかな。それとも、この旭市で行政と一緒にあって民間企業が手を挙げてくれる企業がないのか、その辺もあると思うんですけども、行政としては民間とコラボしてやるというようなことについて、民間企業にやはり手を挙げて

もらいたいとか、そういうアピールをしているんでしょうかね。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 最初に農振農用地からの除外ということで、岩盤規制というお話がございました。農振農用地を変更するには農業振興地域整備計画の全体見直し等の変更をする方法と、随時申請により変更する方法と2通りあります。農振農用地からの除外については、大変難しい課題ではございますが、関係課はもちろん、県や関係機関とも協議を進めておるところでございます。将来の旭市の発展のため、構想の実現に向け全庁的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

あと、ちょっとすみません、外に向けてPRで、手を挙げてくれる企業があるのかというようなお話でございました。

現在、計画そのものはできておりませんので、向こうから旭市にそういう計画を考えているらしいんだけどもということ、説明を聞きたいということ、来た企業も何社かはございます。全て具体的な内容についてはこれから決定されていくこと、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） やはり市長がいつも言われておりますように、旭中央病院近辺、それから道の駅季楽里あさひ、あの近辺はやはり農振除外してもらって民間で開発できるようにしてもらわないと、繁栄は難しいのではないかと。行政だったら幾らでもできますけれども、行政ではそれだけのノウハウもないし、ビジネスについて分からないところが多いんでね。ですから民間の力を借りてやるしかないんだから、それには規制撤廃しかないと思うんですよ。だから、私は何回も何回も言っているのは、ともかくもう市長、担当課がこぞってやはりあの辺だけでも農振除外できるようにしないと、旭市のためにならないと思うんですよ。あれではただ道の駅を造った、陸の孤島、何も周りは開発できない。500平米以上は開発できない。中央病院も要するに院外薬局がいっぱい出ているけれども、それ以外の商売というのはほとんど駄目ですよ。院外薬局であれば、150坪の中でも十分できますから。その辺をぜひ今後とも国にチャレンジしていただきたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

大きく分けて6点の一般質問を行います。

まず初めに、新庁舎建設用地についてであります。文化の杜公園、市民のために必要だからということで造って完成したのが平成24年。50人から100人しか利用者がいないという市長の言葉、全く計画性のない税金の無駄使い。そのために都市部ならいざ知らず、平穏な地方の田舎町の旭市において、前代未聞の住民監査請求が出されましたが、これは市長の失政に対する市民の怒りの声なき声の表れであります。

まず（1）として、文化の杜公園の一部転用の許可は国から出たのか。それであれば、許可日と許可条件について伺います。

（2）は、監査請求はいつ出たのか、そして、その請求内容と監査結果について伺います。

2点目の消防についてであります。消防署内のパワーハラスメントが新聞で大きく報道されました。そして、このことに端を発して、昨年度100人余りの消防職員の中で、五、六人が中途退職したということを経聞、耳にしました。そんな中で、このパワーハラスメントについてお尋ねします。

パワーハラスメントの内容と、この件についての詳細な調査結果について。また、過去にはセクハラもあったということですが本当なのか。それであれば、その内容。それと、全国の消防本部でパワハラが多く発生しているということで、先般、総務省の消防庁が実態調査の結果を公表しましたが、その結果が分かればお尋ねをします。

（2）として、過去5年間の中途退職者の年代別人数と定年退職者数、そして現在の職員数、そして参考までに、退職者の人数について伺います。

3点目は行政改革についてであります。合併の手腕、つまり一番の目的は交付税の削減に伴う行政のスリム化、それが行政改革であります。しかし、このことに逆行しても行政改革課をつくりましたが、行政改革に名を借りた火事の焼け太り、そして実態は仏つくって魂入れずです。

（1）として、組織ができてから28年までの費用の額と効果額について。その中で税の徴

収額、人件費を除いた額で伺います。

(2) は今後の計画と対応でございますが、目標年度と具体的な目標と額等について伺います。

(3) は再任用職員について伺います。定年退職職員を再任用する理由、それから、現在の任期付、または再任用職員の人数と勤務体系はどのようになっているのか伺います。

そして、1人当たりの年間給与と1日当たりはどのぐらいの額になるのか。そして、再任用職員の人件費の総額について伺います。

それから、4点目でございますが、職員の適正化について。

目標年度と目標の人数と現在の状況について。それから、再任用等の職員が非常に増加しているので、定員適正化、どのように考えているのか。

大きな4点目の職員駐車場について。

この質問につきましては、会議録にあるように全く意味不明の答弁、ましてや前回の契約後の答弁では、当時の担当課長は、県から市に駐車料が納付され、所有者に納めると、全くうその苦し紛れの答弁。そして、その後の議会においてただされると、行き過ぎがあればとか、表現の仕方が悪かった、答え方が悪かったとうそを認めませんが、国会であれば、これは罷免、辞任もの。ここは地方議会で課長といえども吏員の立場であり、我々議員の範疇ではなく、何も言えませんが、そういう中で、今回は明快な真摯な答弁をお願いします。

(1) として行政財産の定義について。自治法上での行政財産の定義について。

次に、借り上げた駐車場は行政財産なのか普通財産なのか。それから、行政運営上、必要のないものを普通財産として借りる、または買うことはできるのか。

(2) でございますが、職員、海匠支庁、農協が現在使用しておりますが、前回の契約の問題点をどのように検討して契約したのか。それから、必要台数の根拠と海匠支庁の前回と今回の台数、農協に対してはいつからなのか。

次に、駐車場の確保についてであります。現在、年間1,000万円程度の賃借料であります。今までの総賃借料はどのぐらいになるのか。

それから、今後、新庁舎が建設されたら駐車場問題はなくなるのか。

次に、給料その他手当において、駐車場の賃借料は出せるのか。出せるのであれば、その根拠について伺います。

大きな5点目の生涯活躍のまち構想についてであります。文言だけだと旭市民が活躍できる場と受け取りかねませんが、これは都市部の高齢者の仕事をやめたら田舎暮らしをした

いという発想、これがその土台だと思います。そして、隣の匝瑳市をはじめ、県内はもとより全国各地で多数計画されておりまして、どこも漠然とした金太郎あめの計画であります。

そこで、(1)として目標年度でございますが、この事業の目標年度を決めるには、まず土地の確保が大前提であります。これが決まらないと目標年度は決まりません。そこで、仁玉川の改修に伴う農地転用の条件について。

次に、外すための協議をしているとのことですが、その相手先と進捗状況について。

次に、転用、買収は本来は当事者の問題であります。これはどのようにするのか。そして、国からの支援体制の期間と内容について伺います。

(2)の構想の具体的な内容についてであります。市長は3月議会において、「医療・介護機能を集積するとともに、商業・サービス機能を有する居住空間」とはどのようなものか、具体的に市長にお尋ねします。

次に、中央病院を活用するということですが、市民病院であって市民が利用できない病院をどのように活用するのか。そして、そのことを含め独法後、市長は理事長と話し合いを何回したのか。

次に、移住希望者はどのように募るのか。

次に、民間活力といいます。どのような企業を想定し、どのように参入を募るのか。

続いて、移住希望者の住居はどのように確保するのか。そして、その目標人数と達成年度について伺います。

大きな6点目の広域ごみの処理施設についてであります。旭市、銚子市、匝瑳市の3市によるごみ処理広域化推進協議会が発足したのは平成18年、そして償却施設、最終処分場は同一の市ということで銚子市に決まり、進められています。

(1)として、その進捗状況についてであります。用地取得を含めた現在までの進捗状況について。

2点目は、完成年度は何年度か、それに伴う事業計画と事業計画に対する進捗状況について伺います。

(2)財源でございますが、総事業費とその財源の内訳について伺います。

それから、建設に伴う国からの補助金の最終年度はいつになるのか。

これで1回目の質問を終わります。あとは自席で行いますが、議事録は未来永劫に残ります。それと、国会と地方議会では違います。国会は憲法にのっとり、議案は内閣を代表して総理大臣が国会に提出します。しかし、地方議会は、たとえ教育長が議案を作ろうと、提

出者は市長であります。吏員、つまり地方公務員という立場であります。権限の範疇での答弁をお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時10分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

私のほうから、生涯活躍のまちづくりの中で具体的な構想ということで、お答えをしたいと思います。

確かに議員の皆さん方、市民の皆さん方、役所もそうですけれども、大勢の皆さん方が岩盤規制、農振除外が、適用が外せないところには見通しが立たないという場合には、できない計画ではありますけれども、それをいかに規制を外していくか、今最大の努力を払っているところでもあります。そんな中で、具体的ないろんな内容についても、それを前提にして外せるものとして前提にして少しずつ具体的なものを今進めているところでもありますけれども、いずれにしても、そのことはまだ未知数でありまして、そういった部分でご理解をいただきたいと、改めてお願いをしたいと思います。

まず、最初に中央病院の理事長とどのくらいの程度で、そのことについて話し合いをしているかということでもありますけれども、昨年までは2か月に1回、役員といたしまして、中央病院の理事サイド、執行部の皆さん方、そして市の執行部との話し合いの中で、そのことについても毎度話し合い、意見交換をしていたところでもあります。具体的なものについては農振除外が外せない中での具体的な話し合いは、その場ではしなかったところでもありますけれども、事務サイドでは恐らくやってくれていると、そのように理解をしているところでもあります。

今言えることは、何回もご説明をしているように、医療・福祉施設、あるいはまた旭市で

はリハビリが全然ないというようなことでリハビリの関連の施設、そういったものもあそこに造っていったらなと、そのように思っているところでもあります。3.6平方キロということが一応基準でありますので、3.6平方キロくらいの中で、何もかにもやれるというようなことはできないのかなと、そのように今思っているところでもあります。

その介護施設や福祉施設、リハビリ施設、そういったものの居住空間を造るということも、一つその計画の中では進めているところでもあります。これからいろいろと計画について、内容については事務サイドで進めていくということと同時に、コンサル、そういったものの中の話の中で執行部と担当課と中央病院と交えて、新たなそういった協議機関をつくるということでもありますので、これからがいよいよ本番なのかなと、そういう今段階でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、高橋利彦議員の質問1、新庁舎建設用地について、都市整備課のほうからは（1）国からの許可条件についてというご質問に対し、お答えを申し上げます。

ご質問の内容ですけれども、3月31日付で国からいただきました財産処分取り壊しの承認通知書についてのご質問かと思ひます。

これは3月31日付で、国から財産処分（取壊し）承認通知書という形でいただいております。この内容ですけれども、これは旭文化の杜公園の整備には補助金を充当していますので、庁舎建設を予定する部分の施設の取り壊しにつきまして、都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準に基づき、千葉県経由で国へ送付いたしました承認申請書への回答ということになります。その具体的な内容ですけれども、新たに補助金等の交付を受けずに代替の施設を整備する場合は、既存の文化の杜公園の庁舎建設予定地の取り壊しに対しまして、補助金等の返還は要しないという承認をいただいたものになります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 市長。

○市長（明智忠直） 一言訂正させてもらいたいと思ひます。

先ほど周辺のこの生涯活躍のまちのエリアを3.6平方キロと言ひましたけれども、3.6ヘクタールということで、ご理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高木昭治） それでは、私のほうからは大きな1項目めの（2）住民監査請求についてお答えを申し上げます。

初めに、請求はいつ出されたのかというご質問であります。請求につきましては、4月10日に監査委員事務局に提出をされました。

次に、請求の内容と監査結果について、初めの請求はいつ出されたのかということでございますけれども、4月10日に請求書の提出がありました。

次に、請求の内容と監査結果についてお答えを申し上げます。

今回の住民監査請求の要旨でありますけれども、文化の杜公園内市有地を新庁舎建設用地とし、現庁舎解体後の跡地を現面積分の都市公園とすることは、市民の貴重な財産の利用方法としては適当ではないといった内容でありました。この請求につきましては、監査委員の合議の結果、請求を受理せず却下することとなりました。却下の理由といたしましては、本件請求は市の行政施策上の判断に対する請求人の意見であり、財務会計上の行為における違法性を述べているものではなく、住民監査請求における財務会計上の行為とは認められない。よって、本件請求は違法または不当な財務会計上の行為には当たらず、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないものと判断されたためであります。

却下通知の発送日は4月28日でございます。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、2項目めの消防について、（1）パワーハラスメントについて回答いたします。

今年3月末に総務省消防庁からハラスメントに関係する調査結果が新聞で公表されました。そこでは男性職員の約17%がパワハラ、女性職員の28%がセクハラを受けたと回答しております。消防といたしましても、その数値を真摯に受け止めたいと考えております。

なお、当消防本部においても職員が業務中、軽率な指示を出したことがありました。これにつきましては、3月に新聞等で報道がありました。今後は、一方的な指示だけでなく、建設的な指導をしていくことで対応していきたいと思っております。

次に、（2）の中途退職者の過去5年間の年代別状況についてでございます。

これにつきましては、平成28年度の退職者は定年退職を含め7名でございます。年代別では20代が2名、30代が2名、40代が1名の計5名が希望退職で、50代の1名が勸奨退職、定年退職が1名でございます。平成27年度の退職者はございません。平成26年度の退職者は定

年退職が3名でございました。平成25年度の退職者は4名でございます。20代の希望退職者が1名、50代の勸奨退職者が1名、定年退職が2名でございます。平成24年度の退職者は6名でございます。20代の希望退職者が1名、40代の勸奨退職が1名、定年退職が4名でございます。退職者につきましては、今年度4名おります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは3点目、行政改革についてということで、その（1）と（2）についてお答えしたいと思います。

まず、平成22年に私ども行政改革推進課は発足したわけですけれども、それから28年度までの実績というお尋ねでございました。申し訳ございませんが、28年の実績につきましてはただいま集計中でありまして、27年度までの6年間の累計でお話いたします。

まず、費用につきましては、私どもの人件費と、それから行政改革推進費合わせまして2億7,900万円ほど費用がかかっております。それと効果のほうですけれども、効果につきましては、徴収対策と、それから人件費の抑制を除いた効果額というお尋ねでございました。6年間の累計いたしまして、約4億9,500万円となっております。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） それが4億9,500万円でございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） それはどちらの資料でございますか。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） 今申し上げました数字は、毎年度、外部機関であります行政改革推進委員会にも承認をされ……

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） 経費のほうは2億7,900万円と申し上げましたので、その数字でよろしいかと思いますが。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） それはもしかするとあれですかね、徴収対策で税金を除いた額が9,900万円ということでは。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） 恐れ入りますが、私どものほうでは4億9,500万円という

ふうに把握しております。

それと、(2)のほうの今後の計画と対応ということで、目標年度とやはり効果額ということでございました。数値目標ですね。目標年度につきましては、第3次アクションプラン、平成27年度から平成33年度までの7年間としておりますので、目標年度は平成33年度末ということになります。こちらの目標額、いわゆる効果額ですけれども、プランの中では先ほど申しあげました徴収対策と、それから人件費の抑制ですか、それを除いた額が約5億8,000万円と計画しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋議員から総務課のほうに質問あったことについては、大きな3の(3)の再任用職員の関係と(4)の職員定員適正化計画について、それから、大きな4番、職員駐車場についての(3)の2項目ほどでございますが、順を追って回答をさせていただきます。

まず、行政改革の(3)の再任用職員についての1点目の質問、再任用の理由ということでございます。これについては平成25年3月26日に国家公務員の雇用と年金の連携についての閣議決定が行われたところでございます。この閣議決定は平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分、いわゆる2階部分、この支給開始年齢が段階的に60から65歳へ引き上げられたことに伴い、無収入期間が生じないように、国家公務員の雇用と年金の接続を図ることとし、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することとされたものでございます。

この閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対しては地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する旨、総務大臣通知が発せられたところでございます。

これを受け、本市においては平成25年度の退職者以降、希望する定年退職者に対して、再任用による継続雇用をすることとしたところでございます。

同じく再任用の2番目、人数と勤務体系ということについてお答えいたします。

人数につきましては、29年度、今年度の数字でよろしいですか。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） 始まった平成26年度には1人でございました。27年度には、これは10名おりました。28年度については、これも年金が62になりますので、退職して1年目、2年目の職員おりますが、失礼しました、1年目で15人です。平成29年度、今年は退職して1

年目の職員と2年目の職員おりまして、合計で26名ということでございます。

勤務体系ということでございますが、基本は週3日ということでございます。中には調理員のように週5日出勤していただきますが、勤務時間が3日で28時間ではなくて、5時間ほどで時間のほうの週3日の体制をとっておるということでございます。

3点目、1人当たりの給与ですね。まず年額のほうでいいますと、平均で198万9,241円、これ1人当たりですかね。これ再任用職員給料表の1級から3級までに、その職に応じて張りつけるわけでございますが、一番多い2級に張りつけている職員でいいますと、1日当たり1万2,396円の支給となっているところでございます。

4点目、その給与の総額ということでございます。先ほど人数、26年度から申し上げましたので、26年度から申し上げますと、26年度の再任用職員の給料は190万7,000円でございます。27年度は再任用職員の人件費は1,885万2,000円でございます。28年度再任用職員の人件費総額は2,983万9,000円でございます。

続いて、(4)の職員定員適正化についての1点目、目標年と現状といったようなことであつたかと思ひます。

高橋議員ご承知のように、定員適正化、これは平成27年から33年度までの7年間の計画でございます。27年度の目標値は6名、実績6名でございます。28年度の目標数値7名に対して実績は10名の減でございます。金額で申し上げますと、27年度は対前年1億1,205万5,000円です。28年度の実績、対前年6,889万5,000円でございます。

それから、定員適正化の2点目、どう考えているかということでございますが、これについては初めに策定した定員適正化計画の中に記述がございますが、計画期間が長いという中で、計画の中間年である平成30年度に見直しを行いますというふうに記述がございます。来年に向けていろいろと検討させていただきたいと、見直しをさせていただきますと思ひているところでございます。

それから、4の(3)の駐車場の確保についてのうち2点目、3点目。

2点目が、今後庁舎ができれば、現在借りている駐車場はなくなるかというご質問であつたかと思ひます。これについては庁舎が建ち上がった後、行政組織機能の集約により、例えば端的であれば、二中の前にあります第2庁舎、現在環境、都市整備課が入っている庁舎棟につきましても、耐震はクリアしておりませんし、更地にされるのかなど。そうすれば公有地であるわけでございますから、駐車場への代替も可能となろうかと思ひております。そのような中で現在借りている、その駐車場の賃借料、少なくとも縮小のほうはできていくのか

など、そのように思っているところでございます。

それから、8点目、職員の駐車料金について給料で出せるのかというご質問がございましたが、職員には通勤手当が出ているだけで、当然駐車料金の公費負担というものは現制度の中ではありません。支給することができません。

私のほうからは以上でございます。

(発言する人あり)

○総務課長(飯島 茂) それは財政のほうから回答させていただきます。

以上です。

○議長(佐久間茂樹) 財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 財政課からは、大きな4番の職員駐車場のうち(1)と(2)、それと(3)の中の総額ということについてお答えを申し上げます。

まず、(1)の中で3点質問があったかと思えます。その中の一つ目、自治法上の定義ということでの行政財産の定義はというお尋ねでございました。行政財産の定義につきましては、地方自治法の238条第4項に決められておりまして、行政財産とは、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいうというふうに規定されております。

この行政財産と別にございます普通財産を合わせた形で公有財産という定義がされているところでございます。さらに、この公有財産につきましては、自治法の238条第1項の中で、普通地方公共団体の所有に属する財産だというふうにされているところでございます。

次、小さい2点目でございますが、この駐車場が、じゃ行政財産なのか普通財産なのかというお尋ねがございましたが、今ほども申し上げましたとおり、公有財産といえますか、行政財産といえますか、それはそもそも普通地方公共団体の所有に属する財産を定義しているものでございますので、この駐車場につきましては、地権者から借りている財産でございますので、行政財産でもなく普通財産でもないという状態でございます。

小さな3点目の中で、必要のないものを普通財産として買うことができるかというお尋ねだったかと思えます。一般論として申し上げれば、必要のないものを買うということは考えられないというふうに思っております。

(発言する人あり)

○財政課長(伊藤憲治) 普通財産として買うことができるかできないかということになれば……

(発言する人あり)

○**財政課長（伊藤憲治）** 借りることも買うこともできるかできないかということになりますと、法律的に完全に駄目というふうには思っておりませんが、一般論としてといたしますか、常識としてと申しますか、必要のないものを買ったり借りたりするということはないのではないかと考えております。

次、（２）のほうの前回の契約をどのように検討し契約したかという中で、やはり３点ほどあったかと思えます。前回の契約を踏まえて、今回の契約の中でのその台数の根拠というのが、まず一つ目であったかと思えます。今回の契約につきましては、前回の議論を踏まえて、地権者とも交渉をいたしました。しかしながら、地権者のほうも納得を得られないという事態がございまして、結果としまして、前回の契約と同じ形で現在の契約に至っているという状況がございまして、地権者とは何度か交渉はしたものでございまして。

台数がということがご質問の中でございました。台数につきましては、全体の中で借りることが結局条件としてなりましたので、325台という状態でございます。このうち海匠合同庁舎職員駐車場利用者会の分としまして25台、ちばみどり農業協同組合の分として20台を含んでいるものでございます。

それと、小さな３点目の中で、農協の分がいつからかというお尋ねがございました。これは平成25年度からでございます。

次に、（３）の駐車場の確保という項目の中……

(発言する人あり)

○**財政課長（伊藤憲治）** 海匠支庁の25台が前回と変わっているかどうかということですが、前回と変わっておりません。

次の（３）の駐車場の確保という項目の中で、これまでに支払った総額というお尋ねでございます。平成3年の途中から借りておりまして、これまでの総額は約2億7,900万円となっております。

以上でございます。

○**議長（佐久間茂樹）** 企画政策課長。

○**企画政策課長（阿曾博通）** それでは、私のほうからは5番の生涯活躍のまち構想について、一つ目の構想の目標年度はいつなのかという大きい項目の中の最初に、農地転用の条件、交渉等の相手方ということでお答えをいたします。

一番最初に用地確保に向けて取り組むということは、仁玉川のストックマネジメント事業

の受益地からの除外ということが一番最初になります。この辺につきましても、軽微な変更
に該当するというので、県のほうとの協議で言われていまして、県の耕地課、海匠農業事
務所、農水産課のほうと、この事業の部分について協議してございます。

農振農用地からの転用ということでの条件ということでお話があったと思いますが、農振
農用地からの除外については大変難しい課題であります……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) スtockマネジメント事業ですね、それ。それは今言ったの
が協議をしています。まだ協議中です、はい。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定されております五つの要件がござい
ます。これを満たさなければならないということでもあります。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) はい。

一つ目は農用地等以外の用途に利用することが適当であって、農用地区域以外に代替する
土地がないこと。二つ目として、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがな
いこと。三つ目として、効率的、安定的な農業経営を営む担い手が行う農用地の利用の集積
に支障を及ぼすおそれがないこと。四つ目として、土地改良施設等の有する機能に支障を及
ぼすおそれがないこと。五つ目として、土地改良事業等完了後、翌年を起算として8年経過
していることと、五つでございます。

二つ目として、国の……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 市のほうで協議をして進めて……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 方法としては二つございまして、地域再生推進法人というもの
が認められた時に、その法人が買収をして開発するという民間型と、あとは自治体が直接用
地を確保して、そこの開発に当てるという形もございます。それについてはまだ決まってお
りませんので、ご了承ください。

国からの支援体制ということで、地域再生計画認定を受けますと情報支援、人的支援、財
政支援等を受けられます。人的支援というのは関係省庁から成る生涯活躍のまち支援チーム
による支援ということでございます。財政支援は交付金等を通じて、多少の面倒を見てくれ
るというような形になっております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 支援の期間。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) すみません、ちょっと……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) ちょっとすみません、それは後で、すみません、お答えします。

では、二つ目の具体的な内容ということでの質問で、移住者の数の見込みということがございました。あくまでも計画等きちんとしてきているわけではございませんので、希望的数値ということでご了承願いたいと思いますが、おおむね500名程度を、入れればいいかなということで、それは……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 達成年度ですか。達成年度といいますと……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) その辺も推進法人が決まったら、推進法人のほうで周知を図ったりとかということが行われます。したがって、計画等がより具体化されて用地の確保がまずできて、具体化されて民間のグループが……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 500人の目標年度は、ですから……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 用地確保で結構かかるという想定でおりますので、それから建てて募集して移住がされますので、はい。

民間活力をどう募るのかというようなお話もございました。回復リハとか特養サービス付き高齢者住宅などを現在想定しておるわけですが、これらのサービス事業に従事する方々、及びフィットネスや子育て支援施設等を想定しております。これは全て実現するということが決まっているわけでもなく、こういう形でまちができたらいいなということでご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) このような市が思い描いているような構想に対して、民間法人のほうで提案をして、それがよければ形成事業計画という形で、市のコンセプトに合う法人が選ばれていくということになりますので。

参画していただく企業等にとっても、魅力的なものとしていかなければ、そういう法人も参加してこないということで、中央病院を生かしていくということが旭市にとっては生命線ではないかなということで考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、環境課からは6項目め、広域ごみ処理についてお答えいたします。

（1）進捗状況についてということで、2点ほどご質問がございました。

1点目、用地取得を含めた進捗状況ということでございます。ごみ処理広域化推進事業につきましては、これまでごみ焼却施設及び最終処分場の整備に必要な基本計画等の策定や計画値の測量・地質調査などを実施してきたほか、現在、環境アセスメントや廃棄物の分別ルールの検討などを実施して、継続して行っているところでございます。

本年度は、広域ごみ処理施設の事業者を決めるため、施設整備運営事業の入札公告を4月に行っておりまして、今後は事業者選定委員会における事業提案書の評価などを経て、平成30年1月には施設整備運営の事業者を決定する見込みとなっております。

広域最終処分場につきましては、本年度中に実施設計を行い、平成30年度当初には建設工事の入札公告を実施する予定でございます。

なお、施設用地の取得につきましては、両施設とも本年度中に取得できるよう、現在事務を進めているところでございます。

2点目の完成年度、事業計画に対する進捗状況ということでございます。

現在ごみの焼却施設と最終処分場の整備のほうの完成年度は、平成32年度ということで見込んでございます。なお、中継施設につきましては利用している状況がございましたので、33年度の完成ということで計画をしております。

事業計画に対しましての進捗状況ということでございますけれども、現在ほぼ順調というふうに考えておりますけれども、平成33年度の施設稼働に向けて、この後もしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。

続きまして、（2）財源についてということでお答えいたします。

これも2点ほど質問がございました。

1点目、総事業費に対する財源の内訳ということでお答えをいたします。総事業費につきましては、東総広域事務組合において、現時点で算出している施設建設費に基づいて概算額

ということでお答えをいたしたいと思います。

広域のごみ処理施設及び最終処分場の整備事業ですけれども、総事業費としましては、現在274億4,000万円ほど見込んでございます。このうち財源としまして、循環型社会形成推進交付金の対象事業ということでございますので、先ほどの約31%と85億円を見込んでございます。

また、3市が東日本大震災の特定被災地方公共団体であることから、循環型社会形成推進交付金の対象事業費から交付金を除いた額の95%が震災復興特別交付税として措置されます。この震災復興特別交付税は全体整備費のうち、約44%の120億7,000万円を見込んでございます。残りの約25%、68億6,000万円が3市の負担額となります。これについては各市において有利な起債等を利用することになります。

続きまして、2点目ございました。補助金の最終年度というご質問がございました。循環型社会形成推進交付金につきましては、現在、平成25年4月から平成30年3月までの5か年計画ということで実施しております。これについては2次計画ということで、基本5年以内というふうに聞いておりますので、30年3月以降は2次計画ということで、国のほうに計画申請をするというふうに聞いております。

なお、補助金ではないんですけれども、震災復興特別交付税につきましては、平成32年度までの時限的なものということで聞いてございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問を行います。

まず、大きな1点目の新庁舎の関係でございますが、その（1）でございますが、3月31日の許可というのは、たしか3月議会が終わったのは3月20日くらいだと思ったんですね。だいぶ早い許可ですが、これは議会の議決が条件であったのか。

それから、許可条件として同面積の公園整備が条件となっておりますが、それに伴う場所と面積と金額についてお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、ただいまの高橋利彦議員の質問に対してお答えいたします。

まず、3月31日付の国からの許可、これは許可ではなく承認という形なんでございますが、

これは議決が条件だったのかということでございますけれども、これは議決が条件ということは全くございません。これは先ほどもちょっとご説明をいたしましたけれども、補助金の返還を要しないという基準がございます。これが補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準についてということの中で規定がございます。この中に新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合、補助金返納の条件を付さないという基準がございますので、これに合致するので補助金の返納は要しないということになります。

それともう一点、同面積の施設整備ですね。これの事業費と場所と面積というご質問がございました。これにつきましてお答えいたします。

1か所目が現在の市役所庁舎の場所になります。こちらが天神公園といたしまして、面積が0.7ヘクタールでございます。それと、もう一か所が築山施設、これは代替公園としまして、日の出山公園という名称で位置づけておりますけれども、こちらの面積が1.1ヘクタールでございます。

金額でございますが、少々お待ちください。

申し訳ございませんでした。天神公園、ここの場所でございますけれども、こちらは施設の整備費としまして約7,000万円を予定しております。それと津波避難施設であります矢指地区の日の出山公園、これがこちらのほうは総務課のほうで発注をしておりますけれども、昨年度発注済みの造成工事費と本年度の本体工事予算額を合算した約2億8,000万円というものを整備費として予定しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今答弁いただきましたが、かなりの金額になるんですね。それで、そんな中で、次にどのような公園を造るのか。そして、その完成年度についてお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鶴之沢 隆） ただいまどのような公園を造るのかということと、それと完成予定年度というご質問がございました。この現在の庁舎跡地に予定しております、まず天神公園、こちらにつきましては、新庁舎の完成が平成32年度内を予定しておりますので、その後、庁舎の解体を33年度、その後となりますので、天神公園の整備は平成34年度を予定しております。

それと、内容につきましては、現在の文化の杜公園の1ヘクタール部分、こちらのほうの廃止に伴ってなくなる機能、どちらかといいますとオープンスペース、広い場所ということになると思います。ということで、なるべくお金をかけないと、最小限の費用ということで、張り芝、それと防災機能としてのマンホールトイレ、それから駐車場、あとは現在の第2分館という線路際にある庁舎ですけれども、こちらを防災倉庫として利用すると、そういった内容で現在は考えております。

それと、日の出山公園、こちらのほうは現在も津波避難施設として整備を進めております。その中で都市公園として位置づけられた中で、どのような機能がつくのかというご質問だと思いますけれども、こちらのほうは広場、あるいはベンチ、パーゴラ等を整備して、都市機能としての機能を確保したいというふうに考えております。

目標達成年度、こちらの日の出山公園のほうは現在の予定でいきますと、本年度内末を予定、来年3月31日の完成期限だと思います。ただ、そのほうはまだ予定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 代替公園を造るわけですが、西の宮公園もほとんど利用者がいないわけですね。そして今までの立派な文化の杜公園でも1日50人から100人の利用者しかいないと。そんな中途半端な公園で、ますます利用者がなくなるのではないか。これは全く無駄な公園だと思うんですよ。そんな中で、先ほどちょっと答弁にありましたように、ここは、前からうわさがあったように、今度は駐車場用地として考えているんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 失礼いたしました。

先ほど駐車場という表現をいたしましたけれども、これは前にトイレ等を作りまして、計画の中ではトイレ、あるいはマンホールトイレも作りますが、そのほかに学童、駐車は10台、11台、そんなに多くない台数を駐車できるような形で、学童の生徒たちの送り迎えにも使える程度のものを考えてはおります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、（2）のこの住民監査請求ですね。自治法では請求人に理

由をつけて回答することということになってはいますが、いつどのような回答をしたのか。また、速やかに公表することになってはいますが、どのように公表するのか。これは市長選挙がありまして、都合が悪いから速やかに公表しないのか。その辺お尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高木昭治） それでは、ご質問にお答えをいたします。

初めに、請求人に対してどのような形で通知を行ったのかということでございます。

これにつきましては4月28日付、同日、配達証明ができる一般簡易書留というもので通知を発送したところであります。

それと、公表を速やかにしないのかというようなご質問でございます。

これにつきましては、却下となりました結果につきましては、請求人へ却下の理由を記載し文書で通知をいたしますけれども、請求を受理し、監査を行った場合には、結果について公表しなければなりません。今回は受理前却下、この場合には公表の規定はありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 受理してあれでしょう。審査したわけでしょう、監査したわけですよ。

それが受け付けしないということはどういうことなのか、詳しい説明をいただくと同時に、それから市長はこの問題につきましてどのように認識しているのか。監査請求が出たことに対して。そして、市政運営にどのように対応していくのかをお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高木昭治） それでは、ご質問にお答えをいたします。

受理して監査したんじゃないのかと。それについてはどういったことなのかというようなご質問でございました。

まず、4月10日に請求書が提出をされまして、その時点で形式的な審査を行って、その段階では受理ではなくて受け付けをしたということになります。その後、監査委員の合議による要件審査ですか、そういった内容に基づいて監査、合議の結果、受理前却下ということになったということでございます。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 市長。

○市長（明智忠直） 市長はどのように認識しているかということでありませけれども、今、監査委員事務局からお話ししたとおりのことについて報告を受けているところでありますけれども、あくまでこの庁舎の問題は議会制民主主義の中で、最終的に議決を3分の2もらって決定したことでありますので、それは真摯に受け止め、粛々とこの問題について対処していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そんな中で、今首長の賠償逃れが自治法の改正によりまして、今回のように市政執行上において損害を与えた時、今までは議会の議決により免責されましたが、これからは司法の判決を優先ということになるわけでございます。そんな中において、市長に損害賠償の責任があるようになりました。渋谷区をはじめ、全国各地でこの首長に対する裁判ですね。賠償裁判、発生していますが、市長はこれについてどのように考えているのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今も申し上げましたように、監査委員に監査請求があっても、受け付け前の却下ということでもありますし、この問題はもう特別議決で議決をされたものであります。今民主主義の根幹はやはり議会制、議会が議決してくれなければ何にもできないわけありますので、そういった面で議決されたことに対しまして、粛々と行っていくということだけでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時20分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、大きな2番、消防についてであります。まず新聞等では今後このようなことがないようにすると言いながら、今後検討するということは具体的にどうい

うことなのか。それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 今後の対応ということでございますが、このような中、消防に対する注意喚起といたしまして、市長より消防本部の改革に係る措置が示されております。現在、消防長通知により、具体的な改革の方策6項目を挙げ、全体の奉仕者として、市民に信頼される消防であるよう、意識を持って勤務しております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） このことは消防長だけの問題ではないわけです。任命権者である市長は今回のことをどのように考え、今後どのように指導していくのかお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 消防長が今話をしましたような指導についての6項目について、文書と口頭で読みまして嚴重注意をしたところであります。消防本部の体制については消防長に全面的に権限を委嘱しておりまして、病院と同じような形で消防長が把握していただくわけがありますけれども、その問題が発覚しまして消防長を呼んだ時に、とにかくその生きがいのある希望に満ちた明るい職場にしなければ、せっかく大望を持って消防に勤めて勤務した人が途中でやめるとか、そういうパワハラで影響を受けてやめると、そういうような事態は絶対に避けなければならない、そんなようにきつく指導したところでありますので、今後そういったことでも消防長、消防次長、総務課長、副市長との連携を密にしながら、現状報告といたしまししょうか、そういったものをとらせるということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 公務員なら一生安定した生活ができるということで、夢と希望を抱いて消防署員になったのに、これでは人生の生活設計が全く狂ってしまうわけなんですよ。そんな中で、100人余りの職員の中で年に五、六人の退職者が出たのに、市長はなぜ疑念を持たなかったのか、人事管理はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほど林晴道議員のほうにも質問に対して回答させていただいたところでございますが、まず消防署においても定年まで勤めず早期退職というのは、結構な数字上がっておるところでございますが、一般行政職でも、中身はちょっと消防の質問でございますから分析はかけておりませんが、例えば28年度末であれば、定年退職数は16名で定年退職以外であれば8名、半分が。ただ、この中身については恐らく1年や2年残しといったような状況かもしれません。ちょっと分析しておりませんで申し訳ありません。とにかくパワハラといったものは、まさしくその職員の人間性というものを全否定するようなことでありますので、そのようなことは絶対あってはならぬと考えておりますので、そこら辺はしっかり今後気をつけてまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 100名足らずのところ、やっぱり退職者がちょっと多いと思うんですよね。そんな中でせつかく多額の費用と年数をかけて優秀な職員として育てたのに、中途退職されては市の莫大な損失になると思うんです。新人を危険な業務に従事させた中で、事故があったらどのようにその責任をとるのか。電通では社長辞任に追い込まれましたが、市長はどのような対応を考えているのかお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員、4回目の質問過ぎていきますけれども、次の再質問でよろしいでしょうか。

高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、消防長、消防次長、総務課長、そしてまた本庁のほうでは副市長、総務課長、その状況、交流ということで頻繁に月に1回、その交流会を開いて、その内情といたしましうか、そういったものを報告、把握、そういったものをしていただくということになっておりますので、今後そういったことで早期にいろんな部分で防げるのかなと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、大きな3点目の（1）に入ります。

先ほど費用対効果ですか、これ答弁いただきました。ちょっとなぜか私は全く納得いかないわけでございますが、いずれにしてもちょっとお話聞きましたら、当初は計画額と目標がなかったということですがね。こういう計画もない、計画額もない、これは本来なら表裏一

体のものなんですよ。全く考えられないと思うんですね。本当にこれで行政改革ができるのか。そして莫大な経費をかけて効果額が少ない中で、市長は具体的にどのような行革に対して指示をしているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 行革の問題については、旭市が今後健全経営、健全市政運営といいたしよるか、そういった部分では必要なことだと認識をしているところでありまして、行政改革推進課を設けたところでもあります。目標値については、やはりそういった部分では立てなければならない部分だと思います。今後のアクションプランの中でもしっかりとした目標値を立てさせるような、そういう計画をしていただきたい。

ただ、財政的な問題だけでなく、高橋議員いつもおっしゃっていますように、各課の内部にもう少しやはり切り込んで行政改革、本当に必要な部分、無駄な部分、そういったものを行政改革、課の職員の中でつぶさに検討しろということを指示しましたので、今後そういったことにつきましても、本当にこの旭市の6万7,000人の今の市政運営の中で、そういった部分を改めてしっかりと行政改革の中で認識をしていただくということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、年度末に市長車をわずか数年で新しくしましたが、これは自分の車だったら、こんな短い期間で更新できないが、税金だからできたのか。行政改革を行っている中で、これが市長の行革に取り組む姿勢なのか、全く疑問であります。格言に隗より始めよという言葉がありますが、これだから行革が進まないのではないのか、市長はどういうふうに考えているのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市長車も議長車もわずかな間と言いますけれども、5年間公用車として使わせてもらいました。5年しますとやはりリースの問題もありますし、一番いい時期に交換をするということが、これまでも今後も慣例として必要ではないかなということの中で、5年で交代をさせていただきました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 最後かね、これは。

○議長（佐久間茂樹） 4回目です。

○21番（高橋利彦） いや、そうは言いますけれどもね。じゃ、職員が乗っている車はどういう基準であれチェンジしている、交代しているんですか。そんな中で、じゃ何でそのまま今までの車を再リースしなかったのか。行革を進めていけば、これでは全く逆行だと思うんですよ。例えば自分の車だったら、ここに議員、職員大勢いますけれども、5年でリースで交代する、更新する。また買い替える人何人いますか。やっぱりさっき私が、まず市長が率先して行革に取り組みなくちゃ、誰もやる人いないんですよ。そんな中でどういうふうを考えているのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうから回答をさせていただきます。

公用車の更新につきましては、昨年のごことで今手元に資料はございませんが、その時に検討したことでございます。といいますのは、ちょっと私も不思議ではございましたが、再リースをかけますと、再リースのほうが初めの5年間のリースより高くなるという見積もりが上がりました。非常に不自然でございました。といいますのは、業者のほうは、まず初めの5年間でその車両の全消耗を計算するわけではなくて、初めの5年間の消耗の金額というのは少ないよと。次のリース期間になりますと、いろいろな修繕とかいろんなものが出てきますと。そういった見積もりが出てきた中で、何も5年過ぎたから再リースかけることが経費の節減じゃないということで判断したところでございますので、どうぞご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いつもいつもその都度答弁変わりますからね、いいですけども。
次に進みます。

次の行革の今後の計画と対応ですか。今までの結果を踏まえてどのように検討し、計画に反映させるのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。
行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、前回の第2次アクションプラン、これにつきましては数値目標の設

定がございませんでした。お叱りをいただいたことも多々ございます。

今進行中の第3次アクションプランにつきましては、しっかりとした数値目標、効果額の目標を立てまして、毎年毎年、年度が終了するごとに、今も昨年度のものを効果測定しておりますけれども、そういった形でPDCAサイクルを回すことによって、より効果のあるものに計画を推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっと聞いたところによりますと、例えば債権ですか、それらは全部行革課で取りまとめをしているとかいう話も聞きます。それは税の徴収は全然やらないでしょう、行革課で。そんな中で、私、思うのには何で債権を行革課でやるのか。今あれだけの旭市として高額なコンピュータあるわけですよ。普通であったら名寄せですか。名寄せ台帳、コンピュータでできるんじゃないですか。農協であれば、例えば誰に肥料幾ら売った、貯金が幾らあった、コンピュータでできるわけですよ。そんな余分な仕事が、これ行革課の、それがむしろ行革課でコンピュータ入れて名寄せ台帳作ってやればね。逆に行革課はいらなくなっちゃうわけですよ。いずれにしても、この行革課、ニーズに応えるために一般的な行政経費を削減するためにつくったものだと思いますが、結果の出ない課なら必要はないのではないかと。その点お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

行政改革推進課のほうで、その債権回収等、それをやっているのは非常に無駄なことではないかというご質問かと思えます。

市の債権、市税をはじめとしまして、国民健康保険税ですとか、そのほか私債権と言われます保育所の保育料ですとか水道料金、下水道料金等々、かなり多岐にわたっております。それで、なおかつその債権によって法的な処分の方法等が違っていてもあります。それプラスやはり市内でその債権の管理について連絡調整をするというようなことが必要と考え、現在は徴収対策室を行政改革推進課において行っているとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっと納得のいかない答弁ですので、また次回にこれは質問させてもらいますが。

福利厚生費、県はとっくの昔になくしています。よく市は県に準じてと言いますが、なぜ廃止しないのか。また、駐車場の市の負担、これは福利厚生の一環だという答弁ですが、これでは名目を変えた福利厚生費であります。そんな中で、行革の中で福利厚生費、また駐車場の負担は今後どのようにしていくのかお尋ねをします。これは一番市長が分かっているでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私から回答をさせていただきます。

まず、福利厚生ということで、トータル的なことであれば、まさしく地方公務員法に規定はあるわけでございますが、近年は相当削減されてきているような状況が多い中でございます。特に高橋議員の質問は、その駐車場の関係でございますが、これについては再三お答えしておりますように、来年の更新契約の内容の更新に当たっての見直しと併せて、職員負担のあり方についてもしっかりと今検討を進めていくところでございますので、本日はご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次の再任用職員の問題でございますが、先ほどある程度答弁いただきましたが、なぜフルタイムにしないのか、その理由、これをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、再任用制度に関する地方公務員法の趣旨は、職員の生活を保障するという規定を持つものでありまして、従来は常勤の職員に限られていたものに対して、短時間勤務の職も再任用の対象に加えられたところでございます。これは職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、フルタイム職に再任用することが困難な場合、または再任用職員の個別的な事情を踏まえて、必要があると認める場合には、短時間勤務の職に再任用するというところでございます。職員も高齢となれば、高齢と言っていいかどうか分かりませんが、従来私どもが60が定年という捉え方で職務のほうに当たってきたわけでありまして、一般的にその気力、体力の個人差が大きくなり、就業に対する考え方も多様なことも考慮しつつ、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持していかなければなりません。このため職員の年齢別構成の適正

化は重要なものであり、定員適正化を図りつつ計画的な職員採用を進めていくものと考えております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁ですと、市役所は職員の皆さん方の職場と見られてもしょうがないわけですよ。そんな中で、じゃ行革をしている中では費用対効果を考えたら、臨時にしたほうがいいじゃないかと思うんですよ。その辺お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、先ほど再任用の趣旨につきましては、国の閣議決定が行われたと、国に準じて職員が希望すれば再任用しなければならないという大前提があるということとは、まずご理解をいただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げましたように、旭市では平成26年度から再任用といったものを始めたわけで、先ほど人数のほうはお答えさせていただきましたが、再任用が始まる平成25年度と28年度の決算額、その人件費総額を比較しますと、2億1,356万1,000円の削減となっているところがございますので、人件費圧縮させているということ、どうかご理解をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、これはフルタイムにすれば業務の効率化と、それから責任が明確になると思うんですよ。今の勤務体系だと職員の定員適正化計画で人数にカウントされませんが、じゃ、このフルタイムですか、再任用の人。そうしたらこれはどうなるんですか、お尋ねします。頭数にするのかしないのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） フルタイムであれば職員の定数のほうに、フルタイムといいますか、週5日ではありますけれども、週4日ということであれば、職員定員のほうに入るところでございます。ただ、高橋議員ご理解いただきましたのは、例えば私どもの職制、給料表等ご存じかと思いますが、課長職7級でございます。例えば再任用になりますと、1級から3級のそういったレベルの給料表に張りつけるといったようなことでもございます。

そして、週5日であれば、まさしくその給料表にある10分の10支給されるわけでありまして、週3日であれば5分の3、要は60%しか給料が支給されないという中で、先ほど

申しあげましたように、そう高い給料は支給しているものじゃないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に、（4）の職員の適正化計画ですか。再任用職員が増えている中で、新採職員の人数はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

まず、当然として定年退職数の人数は、まず把握することができます。そして、過去のデータの中で早期退職の希望というものが、これ当然毎年あるわけでありまして、そこら辺の人数を勘案した中で、例えば行政職であれば、まだまだ削減をしなくちゃならない部署もありますし、技術職であれば例えば保育職、先ほどお話ありましたように、消防職等は退職により職員数が減れば、またそこは補充していかなくちゃならない。当然職種によって、その採用の考えは違うところがございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 退職者ですか、再任用職員、それはだいたいつかめているわけなんです。そんな中で新採の職員ですか。これは何人にするか決められると思うんですが、そんな中で、再任用職員ですか、先ほど1日にすれば1人という計算ですね。その中で2人を1人として計算のときには定員適正化の人数と比較して、現在どのようになっているのか。定員適正化計画より多いのか少ないのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほど申しあげましたように、現在再任用は26名と私、回答したところでございます。計画のほうではやはりそれも先ほどお答えいたしました、そこまでの削減ではございませんので、仮に半分でカウントしても、そちらのが多いと。

ただ、先ほど申しあげましたように、給料表自体は相当低いわけですし、例えば再任用職員につきましては、期末勤勉手当等も出ないわけでございます。全くただ頭数の計算じゃないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これはいずれにしても定員適正化計画逃れだと思っんですよ。そんな中で、この定員適正化計画の中で業務を見直し、適正に人員を配置しなければならないと思いますが、それは今までどのような基準で行っているのか。また、いなければ今後どのようにしていくのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 当然その業務の見直し、これはまさしく私ども行政改革推進課設置してございますように、全てに関して常に見直しをかけるべきだと思います。

また再任用の関係の人数のことで、ちょっと補足をさせていただきますが、先ほど言いましたように、28年度旭市の再任用人数は15人でございますが、お隣の銚子市のことでございますが、銚子市では133名、そのような再任用の職員数がおるということは、まず一つご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次の職員の駐車場の問題でございますが、まず行政財産の定義はいいわけで、職員、農協、海匠支庁に貸すことは、公共または公共用に供するという自治法上との整合性ですか、どのようになっているのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 海匠支庁の職員の団体、あるいは農協に貸していることが公共用云々ということはどうなっているかというご質問でございます。

それは（2）のほうのご質問でよろしゅうございましょうか。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 1回目のご答弁で申し上げましたとおり、今あそこ借りている駐車場の場所につきましては、行政財産という位置づけではございません。単に借りている財産ということになるわけでございますけれども、ですからそういった中でどうして貸しているかということになってこようかと思っんです。ただ、借りている財産につきましても、管理の仕方とすれば、行政財産に準じた形で管理をなささいというのが自治法の解説の中にもございまして、それに倣って管理をしている。しかもそれを駐車場の使用許可という形で転貸と

いいですか、貸している状態でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。質問のテーマなんですけれども、大きな4（1）の再々になりますか。3回目になりますけれども。（2）のほうに入っていますか。

○21番（高橋利彦） （2）です。

○議長（佐久間茂樹） （2）ですか。（2）の再々ですね。

○21番（高橋利彦） それで、どちらの場合も同じだと思うんですけれども。離れていれば普通財産として見ることもできるということですが、その根拠ですか。離れていれば普通財産として見る。また、今の普通財産、必要のないものをさっきは普通財産としては買えないと言ったの。今度は借りているものだから普通財産、全く答弁違うんですよ。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 2点あったかと思います。

一つは、離れていれば普通財産というお話がございましたが、ちょっとその部分がどうだったのか、私、承知しておりませんが、仮にそういった言葉が出たとすれば、真意とは少し違った形での言葉ではなかったのかなど。離れていたとかそういうことではなくて、1回目で申し上げましたことの繰り返しになりますけれども、借りている財産につきましては、普通財産でもありませんし、まして行政財産でもありません。単なる借地ということでございますので、そこはもう一度確認のため申し上げたいと思います。

それともう一つ、今度は、じゃ行政財産として管理しているというお話がございましたが、これも繰り返しになってしまいますけれども、借りている財産、行政財産ではありませんし、普通財産ではありません。借りている財産ではあったにしても、それは行政財産と同じような形で管理しなさいということが地方自治法の解説の中にございまして、そういった意味で行政財産と同じような形態をとって貸しているということを申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、借りているものを必要だから借りている。だから行政財産として見るわけでしょう。それをなぜ貸せるのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 必要だから借りているというのは間違いございません。必要があつて借りたわけですが、その借りた財産が行政財産かということになりますと、行政財産ではございません。何度も申し上げているとおり、行政財産ではございません。ただ、それを管理するに当たって、行政財産と同じような扱いでやっているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そんないい加減な答弁ないと思いますけれども、しょうがないです、時間がないから。

次は、前回の契約をどのように検討したのか、契約したのかでございますが、行政は人が替わろうが行政は継続しています。そんな中で、先ほどの答弁では全く検討したことにはならないと思います。これでは議会、そして議員をばかにしていることではないじゃないかと思えます。よく市長は議会の終わりに何と言っていますか、お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋議員、今質問はどこに該当しますか。駐車場のところ。

○21番（高橋利彦） 4の（2）、前回の契約。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） じゃ、いいです、じゃ、次に行きます。

○議長（佐久間茂樹） （3）の再質問でよろしいですか。

○21番（高橋利彦） じゃ、（3）に行きます。

駐車場は答弁の都度、必要だと強調しているわけですが、そんな中で多額の賃借料を払っているなら、ただし行政上問題がなければ、駐車場用地なぜ考えなかったのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私から回答させていただきます。

旧旭市では市役所本庁舎、これの中庭に職員駐車場用のスペースとして、今は2列駐車ですけれども、当時は押し込めて3列の駐車台数、そして当然間に入れた職員は、もう夕方まで移動ができないといったような状況もあり、またそれでも対応ができなくて今の第二市民会館保健センターのほうに車をとめに行って、週がわりだったか月がわりだったか覚えておりませんが、そのようなことで対応していた時期がございましたが、物理的に限界だといったような状況から、市役所周辺の土地事情を勘案した中で、その駐車場を賃借するに至った

わけでございます。取得すればというようなお言葉でもありますが、とにかく地権者の意向もあり、必要に迫られる中、その最善策として駐車場を借りたというふうに記憶しているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 借りる、借りないじゃなく、そんなに必要なら行政上問題がないなら、なぜ取得しないの、買わないのかと、その質問なんですよ。

じゃ次に、庁舎に隣接しているならともかく、離れた場所であそこが本当に市民が利用するのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市民が利用しているかというご質問でございますが、市民も利用いただいております。と申しますのは、市で例えば確定申告の際ですとか、そのほか給付金の際、あるいはもろもろの行事等の際に、こちら本庁のある敷地ではおさまり切れないという部分もございまして、離れている駐車場のほうを使っていることはございます。そのほかにも例えば消防の訓練で使うですとか、二中の行事等で使う、もろもろのことでも使っております。あるいは、本日も議会やっておりますけれども、その時には市民の利用ではございませんけれども、公用車を離れた駐車場のほうに移動しているというような部分もございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員に申し上げます。残りの質問時間はあと8分でありますので、簡潔にお願いします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 交通の便の悪いところは職員の駐車場を確保するということは大前提であるという答弁いただいておりますが、どのような根拠に基づくものなのかをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

職員の駐車場の確保が大前提との今あるといったような回答があったということでござい

ますが、大前提であるといったような議事録があるのかどうか、ちょっと私、確認しておりませんが、とにかくこの旭市の交通状況の中で、職員の駐車場を現在確保することは必要なことなのかな、そのように今私、思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、自分らで都合のいい時は、その都度、都度答弁変えちゃうんですよ。やっぱりさっき私が言ったように議事録残るんですから。その辺十分踏まえた中で答弁してくださいよ。

次に、5番目の生涯活躍のまち構想。先ほど課長の答弁いただきましたら、仁玉工区の関係で、かなりの先まであそこは除外できないという答弁いただいたわけなんですよ。そんな中で、この構想をつくって、まして今年も一千数百万円予算かけしているわけですよ、予算のために。これでは何のためにあの計画を作るのか、全くの予算の無駄遣い。

それから、これはできないものを大々的にPRしたって、市長、ただパフォーマンスでしょう。その辺どう思いますか。じゃ、具体的にあそこがいつまでに除外できるのか。その辺お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほどの答弁で、仁玉川のストックマネジメント事業の除外の話と、農振農用地の除外の話と両方ございました。あくまでもという想定ということでのお話になりますが、ストックマネジメント計画の変更から造成工事とかを含めて5年ぐらいを想定して進めておるところでございます。

少しでも早く実現できるよう進めておるところでありまして、基礎調査やニーズ調査、ワークショップの開催など、今年度実施するために委託料を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、今もう5年先になったら、また時代変わっちゃうわけですよ。じゃなぜそういうめどの立たない、この生涯活躍のまちづくりの構想を作るのか。それで、なぜ一千数百万円もその計画の予算で無駄金を使うのか、全然使い道のない計画でしょう。その辺お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員がお話しのとおり、なかなか見通しの立たないというような部分ありますけれども、旭市の総合戦略を立ち上げました。生涯活躍のまち構想というものをそのところでお示しをしたところでありまして、将来10年先、20年先の旭市のまち、現状維持といいたいでしょうか、人口も少なくなならないような、若者が回帰できるような、Uターンできるような、そんな魅力のあるところを、スポットをつくっていかなければ、このまちはだんだん人口減少が進んでいくのではないかな、そんな思いの中で、この生涯活躍のまちを進めたところでもあります。

旭市で新たな事業を起こす時に、やはり農業地帯でなければ、面積がありませんので、そういう部分では、この岩盤規制、土地改良法の中での農振除外、そういったものを精力的にいろんな方面から、これからアタックをしていこうと、そんなような思いで今進めているところでもありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 市長、若い人じゃなく、この構想というのは年寄りなんですよ。その辺はき違えたら困りますよ。そのために福祉関係、例えば介護保険でも移ってきて、旭市には迷惑かけませんよ、旧住所地ですよとね。年寄りの活躍の場ということになれば、年寄りが年とったら田舎暮らしをしたい。その構想が一番のもとなんですよ。全然市長、理解していないと思うんですよ。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋さんの言うようなことも言えると思いますけれども、私の考えていることは、やはりその施設をそこへ造って若い人が勤められるような、そんな施設もぜひ造りたいと。それから、そこを居住にして近隣の農業へ勤めたり、道の駅へ行ったり、あるいはまた商工業の、旭市は今雇用、求人倍率が1.1を過ぎていますので、人が足りないというような状況でありますので、そういった部分でもそういった若者が居住できるような空間も視野に入れているところでもありますので、ご理解をいただきたいと、思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 構想の具体的な内容、先ほど市長に答弁もらいましたが、まるっきり何がなんだか分からない答弁なんです。市長が3月議会での答弁の内容、話を聞きました

ら、いや、市長は既に広大な構想を持っているような答弁しているわけです。そんな中で、具体的にどういう考えを持っているのか、お尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、やはり旭中央病院という旭市の宝があるわけであります。その中央病院と提携をしながら、あるいはまた民間事業者、そういったものも含めながら、一大医療・介護、あるいはまた居住空間、そういった部分でやっていきたいなど、そんなような思いで今事業を進めて、計画を練っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、中央病院と提携して云々ということであれば、具体的にどういう構想を持っているんですか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えいたします。

具体的な構想の内容ということで、現在イメージということでの話になりますが、回復期リハビリテーション、地域包括ケア病床、地域包括ケアシステムの構築、小規模特養、デイ・サービス、その他在宅介護支援施設、スポーツジム、フィットネスクラブ、これはリハビリとかそういうものにも使えるようなタイプのもの。あとはサービス付き高齢者住宅、このようなもので構成されるようなものをイメージしております。

それと、すみません、1回目の質問の金銭的な支援ということで、少し答弁したいと思います。

1回目の答弁の財政支援ということがありましたが、これは地方創生推進交付金というものがございまして。推進交付金は再生計画が認定された後、それらに入っておりますソフト事業に対して、認定されれば2分の1の補助があります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、構想があっても、その中身が何もない。ただ本当にできるかできないか、そういうパフォーマンスの内容だと私は理解します。

そんな中で、最後の6番、広域ごみ処理施設についてであります。進捗状況の中で、こ

これは市長、あそこ東広の一番のトップでございますので、この土地の確保、これは完全にできるのか、その辺をお尋ねします。確約できるのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 正直完全と言われますと、その建てる建設用地だけは完全に取得するというところで言っているわけでありましてけれども、周りの部分で少し今交渉に時間がかかっているところもありますので、それがクリアできれば全部、全面的に計画どおり用地は買収できると、買い取りできるという状況であります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、ああいう迷惑施設ですか、そのかかった人はいいいんですよ。周りの人が反対して、最後つぶれちゃうんですよ。そんな中、その辺よく念頭に置いていただきたいと思います。

次に、財源についてお尋ねしますが、これは32年までしか使えないわけですね。ごみの焼却施設に対する国の補助金ね。そんな中で、一番懸念しているのが、銚子市は前借りしながら運営をしているわけですよ。そういう中で、その辺を含めた中で、市長は腹を割って、あの銚子市の市長、それから匝瑳市の市長と話をしたことがあるのか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ご心配でありますけれども、銚子市の越川市長、匝瑳市の太田市長、私と3人は本当に意思の疎通が今できているところでありまして、そのことについても何回も何回も腹を割って話し合いました。銚子市も今は苦しいかもしれませんが、今改善志向になっているところでありまして、もう必要不可欠なごみ焼却場でありますので、全面的に全力で、そのごみ焼却場は3市でやりたいと、そんなことで、いろんな部分で現地、銚子市でありますので、銚子市の市長のお骨折りが本当に今スムーズに進んでいるような状況がありますので、皆さん方にも安心してご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これで私の質問は終わりますが、ちょっと理解できないところは、また次回やらさせていただきます。これで終わります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（佐久間茂樹） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議席番号4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は六つでございます。

一つ目は東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業について。

これについては二つ質問いたします。

一つはドイツ・デュッセルドルフへの出張の成果について伺います。

市長からの議会開会での冒頭、提案理由発言の中で、ドイツ卓球連合会長と面談した時、事前キャンプを行う場合は、旭市にしたい旨の確約をいただき、かなりの成果があったものと感じたところであるという点でございますが、事前キャンプを行う場合というならば、事前キャンプを行わないケースはあるのでしょうか。ここ質問でございます。どこの県もキャンプ誘致をしていることだと考えられます。その辺伺いたいと思います。

その発言の中で確約をいただくということは100%オーケーということですが、かなりの成果があったと感じるということは、100%じゃなくてせいぜい50%かなと言うことができます。一つの発言の中で二つの確率が思い起こされますけれども、一体どちらでしょうか。

二つ目の質問は、市長以下職員以外の2人の方々の出張費用の市からの支出根拠をお示しください。市の職員ではありませんから、2人の方々は自費で旅費を賄う必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。仮にお二人が体育協会、あるいは卓球協会それぞれから派遣されていたのであれば、協会から費用を出してもらうべきではないでしょうか。市から費用を出すのはいかがなものでしょうか。

一般質問事項二つ目、今年度の農業委員の選考結果についてでございます。

これは二つございます。

一つ目、応募期日までにきちんと早目に応募した人に対して、選考を待たずに、つまり締め切りの前であるにもかかわらず、応募を無理やり辞退させようとした、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目の質問でございます。

法律が変わり、今回から新任されることになった公募による新規の応募者についてでございます。農業に直接従事していない中立の立場の応募者についてのことでございます。公募における農業委員の委員候補者選考評価委員会の選考基準を教えてください。

それから、選考評価委員会のメンバーの役職と人数もよろしくお願いします。

大きな質問事項三つ目、旭市国民健康保険直営滝郷診療所についてでございます。

これについて質問は三つでございます。

一つ目、合併時に旭中央病院の診療所としなかった理由について伺います。

二つ目、直近の診療報酬、つまり売上げと人件費、そして人件費率、それぞれの数値について伺います。

三つ目、赤字が出ているとのことですが、その赤字額の処理はどのようにしているか伺います。

大きな質問事項四つ目、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についてでございます。

予算が24億円ついておりますが、分母を24億円として分子の部分の数値と、その説明をしていただきながら、費用対効果の試算式と答えを教えてください。

質問事項五つ目、旭中央病院の医師マンションについてでございます。

土地・建物の所有権、固定資産税はどうなっているかということです。病院が独法に移行する前と後での病院と医師マンションに対する固定資産税に変化はあったかどうか。

最後、大きな質問六つ目、道の駅の建物の今後生じるであろう修繕費についてでございます。

これには三つ質問がございます。

一つ目、今後建物の修繕費は市が負担するのか、それとも道の駅季楽里が負担するのか、どちらでしょうか。

二つ目、28年度決算書では、経常利益が1,895万円、法人税引き利益が1,257万円となっております。この利益は修繕費等として留保しなくていいのかどうか、伺いたと思います。

最後、三つ目、道の駅季楽里の建物資産が約10億円でございます。市の所有物件であります。株式会社道の駅季楽里に市が事業を委託した形になっております。資産が10億円ですから、家賃換算にしますと年間2,800万円、家賃が月230万円ぐらいになるかと思いますが、2,800万円が委託費として支払われるということで、家賃と棒引きにすることによって、道の駅季楽里は、家賃は結果的に無償となっております。

そこで、質問です。

委託費と家賃が同額、なぜ同額なのか、ご説明願いたいと思います。

それならば、委託費の中身が何なのか。同時に、何に対して委託したか、その対象とするものの金額、お示してください。いずれにしても、建物の修繕費について、どのように手当て

するのか、これが一番大きな質問となろうかと思えます。

以上、六つの質問でございます。自席であとは質問させていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員に申し上げます。

質問の内容が通告書とだいぶ違っております。改めて確認して質問をしていただきたいと思いますけれども、通告書に従ってお願いしたいと思います。

一般質問は途中ですが、4時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時30分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうからちょっと発言をさせていただきます。

先ほど高橋利彦議員の一般質問の回答について、一部誤りがありましたので、おわび申し上げます。訂正をさせていただきます。

私、再任用職員についての期末勤勉手当について、支給しておりませんというふうに回答させていただいたところでございますが、率を下げているということでございました。おわび申し上げます。よろしくどうぞお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の質問にお答えをいたします。

施政方針、政務報告の中でお話をしました私の回答の中で、確約をしたのが50%か100%か、両方とれるというようなことでありますけれども、それは私の感触としては90%くらいだと、そのように感じているところであります。ただ、世界卓球選手権大会の会場、大変大きい会場でありまして、そこの中でドイツの監督と我々が行き会ったわけでありまして、その中で文書の交換といいたいまいしょうか、書面もできなかったということで、10%くらいはというような部分もありますし、昨年ですか、一昨年ですか、リオのオリンピックの場合、ブラジルが相当政情不安定といいたいまいしょうか、いろんな事件があったわけでありまして、ド

ドイツはそのリオのオリンピックは事前キャンプを行わないで直接選手村に入った、会場に入ったということであります。そういった特別の事情が日本でなかった場合には、事前キャンプをやるということであれば旭市へ行きますと、確実にはっきりと申し出てくれたところでありまして、行った旭市の代表が5人、ドイツの監督とドイツの代表がいるわけでありまして、その中で口頭とはいえ、それまで言ってくれたということは90%に値すると、そのように私は感じているところであります。

日本でそういったテロとかデモとか政情不安とか、そういった部分があった場合には、これは日本へ来ないということでありますので、事前キャンプに来ないということでありますので、そのところをご理解をしていただきたいと、改めてお願いをしたいと思います。どうも。

○議長（佐久間茂樹） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） それでは、私のほうからは（2）市長以下、職員以外の2人の出張費用の市からの支出根拠についてお答えいたします。

市長以下、職員以外の2名の方ですが、旭市体育協会会長と旭市卓球協会会長となります。この両2名は市の非常勤特別職ではなく、また各協会からも報酬を支払われていないため、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例第4条により、市の機関の依頼により旅行した者に対する費用弁償は支給することとなっています。これに基づいて支出しているものです。以上です。

○議長（佐久間茂樹） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 私は、2番の農業委員の選考結果についてのうち（1）で通告には選考結果を応募者に通知したのかとありますが、有田議員のほうから農業委員の閉め切り前にかかわらず、応募を辞退させようとしたという理由ということでございますが、それでよろしいでしょうか。

まず、今回農業委員の募集につきましては、本年の3月1日から3月の末まで募集を行いました。残念ながら、なかなか集まらなかったものですから、4月21日まで募集を延長いたしました。結果として定数17名のところ、地区や農業者団体から18名の方の推薦と公募がございました。私の記憶では辞退をさせようとしたことはないと記憶しております。

2点目の（2）の農業委員の委員候補者選考委員会のメンバーと数について、それと選考基準、特に中立の委員の選考基準ということでございます。

農業委員会の委員候補者評価委員会は、5名の委員で構成されております。委員の構成は

農業委員会の会長、それと農業委員会の会長職務代理者、それから農水産課長と農業委員会の事務局長、それから学識経験者1名、合わせて5名の委員で構成されております。

選考基準でございますが、選考基準については八つの評価項目により5段階の評価をいただくものでございます。最終的には評価が3以上であれば農業委員会の委員として適当であるとしたものでございます。その中で今回中立の委員が法の規定にございますので、中立の委員については、この八つの評価項目のうちの4項目、農業者じゃありませんので4項目ということで、まず農業委員の業務について理解をしているか。それから、勤務している状況等によって委員活動に支障がないか。もう一点が担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消に理解があるか。最後に、農業委員会の業務に関し利害関係を有していないか、この4点となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは3番目の旭市国民健康保険直営滝郷診療所について、（1）診療報酬額と人件費について、（2）合併時に中央病院の診療所としなかった理由についてをご説明させていただきます。

すみません、診療収入と人件費についてお答えいたします。

まず、平成28年度、数値が確定していませんので、平成27年度で説明のほうをさせていただきます。診療収入は7,378万1,000円です。対しまして診療所の人件費の総額は4,075万4,000円となります。診療収入と人件費の単純な差額は3,302万7,000円となります。診療収入に占める単純人件費の割合は約55%という形になります。

続きまして、なぜ合併時に中央病院の診療所としなかったのかという理由につきましては、平成17年7月に新旭市が誕生いたしました。この合併前には1市3町より合併に伴う各種協議が行われており、滝郷診療所としては国民健康保険事業の取り扱いの分科会において協議を重ねた結果、国民健康保険直営滝郷診療所の管理運営については、現行どおり新市へ引継ぐとの協議になったところです。

また、旭中央病院附属飯岡診療所につきましては、合併時より中央病院の直営であったため、そのまま中央病院が引継いだものでございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 合併前より。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4番目の飯岡海上連絡道路三川蛇園線整備事業についての（1）予算24億円において、費用対効果の計算式と答えについてであります。

初めに、予算24億円についてのほうを説明したいと思います。

平成26年10月22日の全員協議会におきまして、概算の総事業費は25億5,900万円と説明してございます。財源内訳といたしましては、国費が11億5,800万円、単独費が14億100万円です。そのうち合併特例債が13億2,100万円でありまして、交付税措置を考慮しますと、概算の市負担額は4億7,700万円程度となっております。これはトンネル部の概算事業費を含んだものでありまして、現在JR等と設計業務を委託するための準備を進めていることや労務・資材単価の変動等もございまして、現時点での概算額となっております。

次に、費用対効果の計算式と答えについてであります。

費用対効果、これはうちのほうでは費用便益ということになっております。費用対効果につきましましては、国土交通省道路局都市・地域整備局による費用便益分析マニュアルによりまして算出してしております。費用対効果の算出は単純な計算式で算出できるものではありません。道路整備が行われる場合と行われない場合について便益額、費用額を算定し、分析・評価を行うものであります。便益につきましましては、道路ネットワーク全体から交通の流れを推測しまして、走行時間の短縮、走行経費の減少や交通事故の減少による便益を算出し、当該道路事業全体の便益を算出します。

また、費用額は道路事業に要する事業費と将来にわたる維持管理費に要する費用を合わせて総費用を算出します。そして、これらの結果を基に社会的割引率を用いて、それぞれの現在価値を算出し、費用便益、いわゆるBバイCとして数値化するものであります。

そして、その答えということで、トンネル部の事業費につきましましては、断面の縮小による費用の縮減に現在取り組んでおります。今後、JR等との再協議を調えた上での再積算となることから、現在のところ算出は不可能でございます。

なお、この海上連絡道につきましましては、この地域の排水問題や地域をつなぐ主要道路として、合併前の平成4年ごろから旧海上町と旧飯岡町との間で整備を目指し、検討していたものでありまして、そうした経緯を踏まえまして、新市建設計画に計上するものとするともに、合併後の基本計画にも位置づけており、現在整備を進めているところでございます。

さらには、地元蛇園地区より平成28年の5月と今年の6月に海上連絡道路三川蛇園線の早期開通の要望が出されてございまして、そういった地元の思いをしっかりと受け止めて早期完成

を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは5番目、旭中央病院の医師マンションについて、独法前と固定資産税の違いはあるのかとのご質問にお答えいたします。

独法前は市立病院ということでございますので、非課税でございます。また、独法後でありますけれども、地方税法第348条第8項により、地方独立行政法人の所有する固定資産税については課することができない、このことにより、医師マンションにつきましては、固定資産税は非課税となっております。ですから、独法前との違い、前ともどちらも非課税ということでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから6番目の道の駅の建物のまず修繕についてというご質問がございました。

市では株式会社季楽里あさひと道の駅季楽里あさひの管理運営に関する基本協定書というものを結んでおります。その協定書の第14条2項で修繕費の負担と責任について項目が規定されており、具体的に言いますと1件20万円以上は市の負担となり、20万円未満の軽微なものは季楽里あさひのほうで修繕を負担することとなっております。

さらに、この場合でも例えば例として実例があったんですが、季楽里あさひの責任ではなくて、誰の責任か分からないというか、誰かが街灯をぶつけてしまったとか、そういうようなケースは季楽里あさひのほうに責任もございませんので、市のほうで保険を適用して支払っている例が20万円以下でもございました。

続きまして、家賃の話がございましたが、季楽里あさひについては指定管理者制度ということで、運営者が支払う地代、家賃といった概念はございません。あくまでも運営をするために設立した法人に運営を任せているということでございます。

三つ目として、建物の減価償却の話がございました。道の駅季楽里あさひの所有は市の所有でございますので、法人の所有ではございませんので、減価償却という、それを留保していくとか積み立ててとっておくとかという、そういう概念もございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（佐久間茂樹） 引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 1番のデュッセルドルフ出張、この成果について分かりました。それは90%ということで、テロがあったり、いろんなことがあったりすると不可能なことになるとい、これは理解できました。

2番の費用弁償のことも無報酬の方に関しての、それは市から支出ができるんだというようなことも、これも理解できました。

1番、東京オリンピック、これで終わります。1番は終わり。

○議長（佐久間茂樹） 続けて質問をどうぞ。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2番に移ります。

2番の選考結果を応募者に通知したかどうか、これちょっと聞くのを忘れていました、すみませんでした。通知しましたか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、大変申し訳ないですけども、もう少し大きな声ではっきりと言っていただけますか。

○4番（有田恵子） すみません、1番ちょっと質問するのを忘れていたものですから、お答えください、すみません。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 選考結果を応募者に通知したのかというご質問でございます。

農業委員会の委員候補者については、農業委員会の委員候補者評価委員会で評価、選考し、本定例会に人事案件を上程させていただいております。ご本人へは定例会の終了後、通知する予定でございます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 2番もこれで終わります。これ聞いただけ。

○議長（佐久間茂樹） 続けて質問をしてください。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 大きな質問事項3番に移ります。

1番の診療報酬、売上げ、人件費、人件費率、53%、50ですね。お聞きしましたけれども、質問の中になかったこと、ここになかったことを質問して、今回私、ヒアリングしていませんので、お答えできなかったのかなと思いますけれども、赤字が出ているはずなんですよ、それをちょっと教えていただけませんか、そこだけ。それをどういうふうに補填しているかというところ、すみません。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 赤字なのではというご質問だと思いますけれども、27年度決算で申し上げますと、歳入が8,750万1,000円、歳出が8,291万2,000円で、差し引きしますと485万9,000円のプラスとなっております。しかしながら、基金繰り入れ及び繰越金などの額の影響を除きますと、実質収支は残念ながら126万円のマイナスとはなっております。さらに、このマイナスを埋めるべく今後努力していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今の繰越金とかで補填しているというような話があったんですけども、この滝郷診療所というのは、ここの市の職員の官僚の方が何人か行っている、働いていませんか、公務員の方が。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） そうそう。何人の方がいらっしゃいますか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 職員としましては常勤の医師が1名、看護師が1名、一般事務職が1名の計3名でございます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） その事務職というのが普通の民間の病院だったら、その診療報酬計算したりいろんなことする人というのはパートの人ぐらいで十分やって、あの規模だったら8,000万円ぐらいの売上げの規模だったらいけるんですけども、公務員を入れている、高い給料の公務員が入っていると、利益出ないようなことになるのではないかなと、ふと思うんですけども、そのところは外部から賃金という形で入れてもいいんじゃないかなと。そうするとちょうど繰越金なんか入れずに済む、要は赤字が出ない状態でやれるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 現在も実質この3名では賄えないので非常勤職員、2人で1人分というんですか、その方たちの対応もお願いしている状態でございます。

議員がおっしゃりたいのは、全員その非常勤でできないのかということだと思うんですが、それについてはちょっとまだ検討してみないと分からない状況なので、ちょっと今この場ではそれに対応できるとかというようなことは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、次の質問に、今4回目終わりましたんで、次の。

○4番（有田恵子） 次、四つ目、飯岡海上連絡道路三川蛇園線についてお伺いします。

幾ら何でも費用対効果の数値が出ないということ自体が、こんなもう昔からの話があつてですよ。そういうのはおかしい話ですけどもね。計算したことないんですか。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 費用対効果、前々からお話は出ております。ですけども、費用対効果につきましては、単純な計算でできるものではございません。先ほども申し上げましたが、分母となるコストがはっきりしないと算出のほうは難しいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） こんな時間でこの話はもうしたくもないから、もうやめます。もう何回も同じことばかり繰り返していますので。

5番に移ります、よろしいですか。

○議長（佐久間茂樹） 続けてください。

○4番（有田恵子） いいですか。

ありがとうございました。中央病院に対して別に何も文句をつける筋合いは全くございません。ちょっと聞いてみたかっただけなんですけれども、余計なことを言うからちょっと質問します。ちょっと別なことかなと、ご存じだったらということで。

市は民間の建物、病院でも何でもいいんですけれども、民間建物に対して固定資産税もらいますよね、当たり前の話。これ収入の一つですよ。あんな大きなマンションとか病院、もらったらすごいでしょ。物すごくもうかると思うんですよ。もうかるとは思うんですけども、もうかるとできないというような法律があって、それはそれでいいんですけれども、それであるならば、そのもうからない分、国から補填してもらえようかなとは思っていますか。できるんじゃないの、その辺の法的なことをちょっと教えてほしいなと思っていて。できると私は確信しているんですけれども、その損の分。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 医師マンションについて、民間と同じように何か税に代わるようなものの収入にならないのかというようなご質問かと思いますが、ちょっと私の知っている限り、そういうのはちょっとないです。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 具体的に申しますと、医師マンションのお医者さんって家賃払っているんですよ、病院に家賃、まじで。レストランございますでしょう、病院の中に。あそこドトールとかいろんな。あの方たちもみんな売店とかありますけれども、みんな家賃払っているんです。そうすると、中央病院って自分の建物は固定資産税は払わないわ、何も。交付金は丸のまま21億円もらうわ、国から、ストレートに。中では家賃もらうわ、もうかりっぱなしですよ。これって、取るものだけ取って、もらうものだけみんなもらって、ちょっとぐらい市に、市が支えているんだから、交付金21億円の半分ぐらいこっちが取ることはできないん

でしょうかね。駄目なんですか、それ。いや、法的にできないことはないと思うんですけども、その辺が分からないからお聞きしているんですよ。私、民間の企業、実業家ですから、そういうけちったことをすぐ考えますけれども、公務員の方、そういう発想もないと思うんですけども、私は考えることってそんなことばかり考えるんですよ。もうちょっと法的にできると思うんですけども、調べていただけたらうれしいなという要望です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ただいまのご質問にお答えします。

これは独立行政法人に移行する時に協議をしたようでございます。位置づけといたしましては、あくまでも中央病院の利用者向けの施設であって、中央病院が収益事業をやっているわけではないので、ということで、その部分を切り取って固定資産税の課税とかというふうなことにはしなかったというふうになっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員、今度4回目ですよ。

○4番（有田恵子） 中央病院のことで最後いきます。

病院はもう宝みたいなものですから、私も病院大好きですから、これ文句言うわけじゃないですけどもね。あまり手厚くやるということはですよ、働かないインセンティブが増強するとか、増長するとか、もうちょっと厳しくいってもいいんじゃないかなと。利益が、前に私は中央病院の計算したことあるんですけども、売上げ上がれば上がるほど、物すごく大きな利益が上がるはずなのに、利益全然一緒なんです。そんなことあり得ない、経済で。これはミクロ経済ですけども、売上げがどんと上がると利益は滅茶苦茶上がるということなんですけれども、同じなんですよ、利益率が。売上げが上がってそんなことあり得ない。そういう変な数値が出てしまっているのを計算したことあるんですけども、グラフを書いて、パソコンで入力してやったことあるんですけども。旭中央病院を守るのはいいのよ、守るのはいいんですよ、全然いいんですけども、あまり優遇し過ぎているとか、そういうのって頑張ろうという気が起こさせないようにしていないかなと思ったりして。その分頑張らせているこっちにちょっとでも還元されるような、市のほうに還元されるような方法はないのかなと気持ち的に思うんですけども、そういうこれ願いです。法的にできないんだっただけできないでもいいですけども、気持ち的なところは持っていたきたいなと思います。中央病院終わりです。

○議長（佐久間茂樹） 答弁はいいんですか。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これは質問の中に入っていないんですけれども、一応道の駅季楽里が税引き1,200万円ぐらい出ているんですかね、利益が。家賃も払っていないわけですから、これぐらいの費用をちょっと留保して、修繕費20万円以上は市が持つ、20万円以下は自分のところが持つ、こういうけちったことやらないで、これ全部やらせたほうがいいと思うんですけれどもね。でないと、家賃がただなんて言ったら、こっちは納得ができないですよ。これはおかしいんじゃないかなと。おかしくないですか。おかしくない、何でおかしくないんでしょうかね。その辺一般市民というのはやっぱり感じていますから。その辺どういう見解お持ちでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 市では法人税の基本通達を参考にいたしまして、20万円というものを設定しております。固定資産税について、修理・改良について、修繕費として損金計上するというボーダーラインが20万円ということで。

他市の道の駅の状況ではもっと高いところもありますし、50万円を設定しているところもありますし、いろいろでしたので、この辺が一番いいのかなということでここを選んでいるということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 以上です、終わりました。

○議長（佐久間茂樹） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

通告のありました太田将範議員の一般質問ですが、本日欠席であります。

なお、旭市議会会議規則第51条第4項により、通告の効力は失います。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。
ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時 8分

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成29年6月16日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
10番	伊 藤 保	11番	島 田 和 雄
12番	平 野 忠 作	13番	伊 藤 房 代
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

欠席議員（2名）

9番	太 田 將 範	14番	林 七 巳
----	---------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 っ け 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 会 事 務 局 長	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

議員番号10番、公明党、伊藤保、平成29年度第2回定例会に質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。議長より許可がおりましたので、発言をいたします。

明智市長におかれましては、このたび3期目の出馬決意表明をされました。心より称賛いたします。

今、世界情勢を見ると、ヨーロッパを中心に保護主義が台頭し、政治的に不安定な状況が見られます。日本国は、安倍政権が誕生して政治は安定し、経済や株価など高水準で安定し、世界経済では円が買われ、円高指向が続いており、世界から見ると日本は安定していることの表れではないかと思います。また、先に行われた銚子市の市長選におかれましても、銚子市民が安定した市政を願っての結果だと考えております。旭市民も市政が安定し、旭市のより一層の発展と市民生活の向上、そして安心・安全な生活を望んでいることと思います。

ところが、このたび有田議員によって、「旭市にお住まいの皆様へ」と題した郵便物が配布されました。また「滅びゆく日本の処方箋」と題した本も出版され、導入部から35ページまで旭市と特定した上、内容は事実と全く違うもので、およそ市議会議員にふさわしくない

虚偽の内容であり、いたずらに市民の誤解を招くような内容になっております。

また、戸別配布された郵便物も全くのでたらめであり、郵便物を見た市民の方から本当なのかと聞かれております。一枚のうその郵便物で市民を惑わしており、市民を愚弄するものであります。私も平成18年より市議会議員として微力ながら市政に携わり、市の発展と市民向上のため書かれている議案にも賛成した一人として、幾ら言論の自由が保障されているといっても、現職の市議会議員が書いている以上、看過できない重大な事件であり、旭市議会と市の行政を冒瀆し、議会制民主主義を破壊する何ものでもないと言断言するものであります。

明智市政の評価を下げようとする印象操作であります。日本国の中にあつて、地方自治の旭市は、昔であれば一つの国であると言えます。一たび国に難事あれば命を賭して正義を通せという言葉がありますが、故郷であるこの旭市を、そして市民を命がけで守らなければならないのは議員の役目であり、もとより覚悟の上でありまして、ましてや虚偽の記載をし、市政と旭市議会及び関係者の名誉を著しく棄損し、平穏な生活を送る善良な市民に悪しき疑いを起こさせ、悪行に落とさんとするものであり、善良な市民を守るため、正義の声を上げる次第です。なぜなら、ナチスドイツの政策にノーと立ち上がらず、黙認したユダヤ人、それから悲劇が始まり、ユダヤ人大量虐殺、いわゆるホロコーストの悲劇が起きてしまったのであります。

また、日本には与同罪という言葉がありますが、与同の罪とは保身になり、真実を知りながら声を上げず見過ごす者は共犯であり、同罪であることをいいます。この与同罪をおそれるから、声を上げるのであります。議員諸氏よ、願わくば、勇気を持って正義の旗を掲げ、真実の声を叫ぼうではありませんか。黙り込み、悪を増長させ、市民を苦しめ、我が名の汚名を残すのか、それとも勇気を持って真実を叫び、市民を守るのか、どちらを取るかだと申し上げ、質問に入ります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1 項目め、市の事業について。

1 点目、旭市新庁舎建設用地について伺います。

このことについては、昨年12月定例議会で、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号として出しました。有田議員の本には、用地買収を含め2億5,077万円、正確には2億5,770万円もかけてつくった防災設備を破壊して、その上に新庁舎を建設するのが全く理解困難です。また破壊した防災設備の代替地として、現庁舎の跡地に防災公園の整備が必要とありますが、このことについての違いを伺います。

2点目、飯岡中学校外構工事について、本や郵便物には、あたかも想定外の緊急事態が突発し、工事が中断しているかのような議案の提出理由は全くうそであることが判明しました。この虚偽の見積書による原価を3倍も上回る過大な請求は詐欺に該当するとありますが、この点の違いを伺います。

3点目、飯岡海上連絡道路三川蛇園線道路建設について、昨日も有田議員から質問がありましたけれども、本にはこの地域は過疎化が進んでおり、廃校寸前の小学校を抱え、子どもどころか歩いている人さえほとんど見かけませんとあるが、この点の違いを伺います。

4点目、緊急避難タワーについて、本には建設費合計は1億4,927万円が丸々復興資金から出ました。建設会社に1基造るのにどのぐらいかかるかと問い合わせると1,000万円ぐらいでできるとのことでしたとあるが、この点について、1,000万円ぐらいでできるのか伺います。

5点目、袋公園駐車場用地買収について、本では地権者所有の旧通帳の存在を知らず、新規通帳への振り込み実行は市の協力なしではできません。これは明らかに詐欺・横領事件であるだけでなく、市の共犯が疑われますと書いてありますが、ご本人が市役所まで来てもらっていると伺っておりますが、この違いを伺います。

2項目め、入学準備金について伺います。

この3月31日付で、文部科学省より平成29年度要保護児童・生徒援助費補助金についての通達がありました。新入学児童・生徒学用品等の予算単価等の一部見直しが行われると同時に、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、国庫補助対象にできるように改正され、要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正が行われました。旭市では要保護児童、市単独事業となる準要保護児童が対象となると思います。

1点目に、要保護児童・準要保護児童について、要保護児童・準要保護児童の違いについて伺います。

2点目、中学、高校の制服について伺います。中学校入学時の制服について、現在は各中学の入学時の制服に幾らするのか、また近隣の高校の制服について幾らかかるのか伺います。

3項目め、1点、ヘルプカード・ヘルプマークについて質問いたします。

先月、東京都が導入しているヘルプマーク・ヘルプカードを予算委員会で質問しているところをテレビ中継で拝見しました。また新聞にも掲載されて、新聞を見て自閉症のお子さんを育てるお母さんから、このようなヘルプカードがあれば迷子のときに安心なんです、旭

市にはないのですかと連絡がありました。そこで、ヘルプカード・ヘルプマークについて、
どういふものか内容を伺います。

なお、再質問は自席で行いますので、分かりやすく答弁をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

ただいま伊藤保議員から1番の事業内容について5項目の質問がございました。これらについては全ての項目を過去の議会等で数回にわたり回答、説明させていただいているところでございます。しかし、当該議員にはご理解が得られなかったのか、書籍に書かれている数値や内容が市当局で回答、説明したものと大きく違いがあるところがございます。また個人の考えや推測により市からの説明内容と全く異なる記述の掲載も見受けられているところがございます。

それでは、個別のご質問について、順を追って回答させていただきます。

まず初めに、私からは（1）新庁舎建設用地について回答させていただきます。

一つ目として、防災施設を破壊してとのことでございますが、旭文化の杜公園は、防災機能を持つ公園として整備を行ったものでございます。日常は一般の公園利用に供し、有事の際は広場等を利用して防災機能、避難ゾーンやヘリポート等の空間として整備したものでございます。防災施設としては、防災倉庫やマンホールトイレの設備がありますが、それらの施設は変更後も取り崩しや移転の必要がなく、そのまま防災施設として残るものでございます。

二つ目として、現庁舎跡地に防災公園の整備が必要になるとのことでございますが、ただいまご説明したとおり、旭文化の杜公園の防災設備の破壊は予定しておらず、また新たに防災公園の整備が必要になるわけではございません。現庁舎跡地の公園整備は都市公園法第16条に基づき、旭文化の杜公園の減少する面積を補うため、代替公園として設けるものであり、防災公園の整備を行うものではございません。

なお、現庁舎敷地には、主に芝生広場等必要最小限の公園整備を行う予定でございます。

続いて、（4）津波避難タワーについてでございますが、津波避難タワーが1,000万円ぐらいで建設できるのかというご質問にお答えいたします。

市で建設した津波避難タワーは、津波や漂流物の衝撃を減らすための工夫や階段やスロープなど2方向からの導線など、専用の構造となっており、津波に対して十分に耐えられる津波避難用構造物として設計しております。市では4基のタワーを建設しており、その建設費は3,000万円から4,600万円であります。この金額は、千葉県積算基準に基づき設計額を算出した後、一般競争入札を行い、契約した金額であり、正当なものでございます。

また近隣市においても、津波避難タワーを建設しており、同じ100人が避難できる匝瑳市のタワーの建設費は6,300万円ほど、大網白里市のタワーは7,800万円ほどであり、地盤、構造、建設時期の違いはあるものの、到底1,000万円で建設できるものではございません。旭市のタワーの建設費は近隣市と比較して決して高額なものではなく、むしろ安価なものとなっていることを、本日改めて回答させていただくところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課のほうから答弁させていただきます。

2番目、飯岡中学校外構工事について、ご質問のありました想定外の緊急事態が突発し、工事が中断しているかのような議案の提出理由は全くのうそであることが判明しました。この虚偽の見積書による原価を3倍も上回る過大請求は詐欺に該当するところについての実情ということでお答えさせていただきます。

市は、県の積算基準に基づいた設計額により元請業者と適正な金額で変更契約をしておりますので、過大請求及び詐欺に該当するようなことはございません。また工事が中断しているとのことですが、このような説明をしたことはございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、（3）の飯岡海上連絡道路三川蛇園線について回答いたします。

この地域は過疎化が進んでおり、廃校寸前の小学校を抱え、子どもどころか歩いている人さえいない、ほとんど見かけませんという記述がございました。それにつきまして回答いたします。

通学路の確保として、地元区からも集落内を縦断する生活道路の交通量の緩和や事故防止の観点からも当該道路の整備が望まれておりました。完成後には集落内の交通量が緩和され、危険回避にもつながり、鶴巻小学校や海上中学校へ通学する児童・生徒等の安全が確保され

るものであります。また地域の過疎化や廃校寸前の小学校を抱えているとのことにつきましては、地域住民に対し根拠もないものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢隆） 都市整備課からは、5項目め、袋公園駐車場用地についてご質問の地権者の所有の旧通帳の存在を知りながら、新規通帳への振り込み実行に市が協力したと書いてあるがという点についてお答えさせていただきます。

袋公園の駐車場用地売買に関しましては、契約の経緯について平成26年から平成27年の数回にわたり一般質問がございましたが、契約に当たっては地権者本人に来庁してもらい、契約書に自署していただき、請求書に振り込み先の銀行名や口座番号を記入していただき、振り込みましたと一貫してお答えをしておいででございます。地権者が指定した口座へ代金を振り込んでおりますので、旧通帳とか新規通帳とか市は全く承知しないところであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは2項目めの入学準備金について、（1）要保護児童・準要保護児童についてのうち、要保護者について説明します。それと3項目めのヘルプカード・ヘルプマークについて説明します。

それでは、2項目めの（1）の要保護者について説明します。

要保護者とは、生活保護法第6条第2項に規定されています、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいいます。生活保護を受給している母子世帯の場合、一月の最低生活費は、例として小学生と中学生の子を持つ家庭では、生活扶助費と教育扶助費を合わせ19万4,100円となりますが、児童手当や給与収入等は収入としてみなされますので、実際にはそれらを差し引いた額が生活保護費として支給されます。また学校において、学級の全児童が必ず購入する副読本的図書やワークブックなどの正規の教材の購入には、教材費として実費を支給しております。

3項目めのヘルプカード・ヘルプマークについて、（1）内容について説明いたします。

ヘルプマークは、外見では分かりにくい障害のある方や妊娠初期の女性など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために東京都が作成したマークで、このたび2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本工業規

格、J I Sに登録される見込みとなりました。

ヘルプカードは、ヘルプマークが記されたカードで、緊急連絡先や必要な支援内容を記載し、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、2項目め、入学準備金について、（1）要保護児童・準要保護児童についてということで、違いについてお答えします。

本市の就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。具体的には小・中学生のお子さんがある家庭で、経済的な事情でお困りの方に対して、学用品費、学校給食費などを援助する制度でございます。

ご質問の要保護者、準要保護者の違いでございますが、生活保護を受けている方については要保護者として援助しております。準要保護者でございますが、生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に困窮している方で、かつ生活保護が停止または廃止になった場合や市民税が非課税または免除された場合等で、生活保護基準額の1.3倍未満の方を準要保護者として認定し、援助しております。

続きまして、（2）中学・高校の制服についてということで、幾らぐらいかかるかということについてお答えをいたします。

市内の中学校へ入学する際の制服でございますが、男子で3万5,500円程度、女子ですと夏服、冬服がございますので6万5,000円程度でございます。

高校生の制服につきましては、市内及び近隣市の高校について調べたところ、男子、女子ともに4万6,000円から5万7,000円程度でございます。

本市の就学援助制度は、義務教育の円滑な実施を目的としており、支給対象者は義務教育の児童・生徒の保護者が対象でございます。つけ加えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

新庁舎の件ですけれども、本には市民に提案して回収したアンケートがインチキであると、このように指摘して、反対意見を述べましたが、全く無視されてしまいましたとありますけ

れども、パブリックコメントを実施した時期はいつか、また内容について伺います。

そもそも4か所の場所が選定され、パブリックコメントを行って、文化の杜公園が一番多かったのですが、12月議会で議案として、市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を出し、特別議決である3分の2の議決で場所が承認されました。初めて市役所の位置が決まりましたが、総務常任委員会の4か所の視察では、有田議員も文化の杜を視察して、ここがいいと言っていたことであり、議案に反対することは普通では考えられないのですが、このパブリックコメントを実施した時期はいつか、また内容について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） アンケートがインチキであるといったことについての再質問に回答させていただきます。

アンケートとはパブリックコメントのことと理解して回答したいと思いますが、パブリックコメントでは、建設候補地の長所や短所を比較できる書類等を、順を追って市民の皆様に広く公表しながら実施してきたところでございます。公表は、広報あさひや市ホームページへの掲載、また本庁・支所では紙ベースでの公表も行うことで、誰もが閲覧できる状況で実施いたしました。第1回目は平成26年2月に基本構想について、第2回目は平成26年8月に庁舎建設位置について実施したところでございました。

なお、この結果については、現在もホームページで公表しているところでございます。これらは議会でも幾度となく説明してきたところであり、何をもってインチキなのか全く不明でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 地区懇談会においても市の説明は、建設用地は文化の杜に決まっていますと議論の余地なく、はなから市民に提案したとありますが、議会で場所が承認される前に、地区懇談会でこのような話はあったのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

建設用地については、時間をかけ市民や議会の皆様に公表しながら意見を取りまとめ、場所の決定をしたものでございます。地区懇談会で議論の余地なく、建設用地が文化の杜に決

まっていますと、そのような提案したとのことですが、市はそのような提案をした事実はありませんので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 新庁舎を建設するのであれば、文化の杜公園に防災設備を整備するべきではなかったのではありませんが、公園計画時に新庁舎建設計画があったかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

公園用地の供用開始は平成24年4月1日でございます。そして同年9月に新庁舎建設に係る基本指針が完成いたしました。この時点で指針には具体的な建設工事の表示はしてありませんでした。旭文化の杜公園が供用開始された2年後の平成26年3月に策定した旭市新庁舎基本構想で初めて4か所の建設候補地が示され、その中の1か所が旭文化の杜公園でありました。当然として候補地の一つでありますから、この時点でも決まっていたわけではございません。建設候補地からの選定は、比較検討資料を公表しながら、市民や議会と幅広く意見を聞きながら、ようやくたどり着いた伊藤保議員の質問の中にもありましたが、平成28年第4回定例会、28年12月19日において、新庁舎位置についての議決をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これで4回終わりますので、次の質問に移る前にですが、築山公園が都市公園になって、交付金を返さなくて済むことになったわけです。また新しく建設用地を購入することもなく、ただで建設用地を取得することが、市民に新たな負担を負わせることがないのであって、現市役所の跡地も公園として整備し、歩道などを整備して第二中学の生徒の通学路としての安全面も図られるわけであります。私は最良の決断と思います。この中に、議案が通過する同日に議長選挙がありました。反対派の2名は、議長と副議長という役職が欲しいために大派閥、つまり賛成派に回ったと、このように書いてありますけれども、これは議長、副議長に対して無礼である、このように申し上げて、次の質問に入ります。

次に、飯岡中学校外構工事についてでございます。

水替工の工事の必要性について、なぜ当初から見積もりに入れなかったのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 水替工の必要性について、なぜ当初から見積もりに入れなかったのかということでございます。答弁いたします。

設計当初、湧水の可能性も危惧しておりましたが、どの程度の影響が出るのか、予測も難しかったことから、当初の設計にはございません。しかし、入札前に質問がありましたので、水替工が必要になった場合は、現場確認の上、協議すると入札参加者に広く回答しております。また、工事着工後に、当初契約の目的物である雨水貯留槽、排水ポンプ槽、防火水槽、バックネット基礎及び流入ますの施工前に試掘を実施したところ、湧水が確認されました。そのため、当該工事の設置工事が困難となることが判明したため、工事を進める上で水替工が必要と判断し、実施いたしました。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 要するに入札前に協議をして、水が幾ら湧くか分からないということで、これは後で請負業者と相談しながら見積もりを出していただいてやりますよという話であるということ Understanding してよろしいでしょうか。その中で官積算と申しますか、県の積算に従って行ったと私は理解しておるわけですが、ご本人もこの文教福祉常任委員会に傍聴人として参加しているわけですが、こういうことというのは知っているはずなんですけれども、どういうわけか、これが理解できないのかどうか分かりませんが、こういうふうには本に書いてあるわけでございます。

次の質問ですけれども、本の中で、増額申請は当初からの作戦だったのでしょうか。これを受け庶務課長が最低価格での入札、増額申請のシナリオをでっち上げたと思われるが、実情はどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 最低価格での入札、増額申請のシナリオをでっち上げたところの質問でございます。先ほども申し上げましたが、入札前に水替工が必要になった場合は、現場確認の上、協議すると入札参加者に広く回答しておりますので、公正で適正なものであ

ります。また契約変更については、その必要が生じた時点で行うものですが、千葉県県土整備部の土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインでは、契約変更の手続きはその都度遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとするとしております。このことから、飯岡中学校校舎改築外構工事の変更契約は、変更内容が確定してから行ったものであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ですから、恐らく文教福祉常任委員会で、委員の林正一郎議員がこういうふうに言っているんですよ。これは相見積もりでやったということですねという話があります。こういう相見積もりとか、そういう部分が理解できないから、恐らくこういうふうに本に出したんだと思われまけれども、この工事を競争入札、電子入札でしたということだと理解しておりますけれども、財政課を通じて電子入札のほうを行ったと。旭市のほうは請負業者と追加見積もりは同じ業者で行わなければならないということで、この官積算をしながら見積もり94.何%かな、これで行った。当初の見積もりと同じ額で行ったと。ですから、請負業者とそれから次の競争入札というのはできないわけですね。同じ請負業者でやらなければいけないという規定がありますので、そういったことをこの委員会ではきちっと話してないんで理解ができなかったのかなと、こういうふうに思っております。

次の質問ですけれども、市の関係者が猫ばばするような行為は絶対に許されません。これは詐欺または横領に該当するのではないかと、このとんでもない過大請求を承知の上で虚偽の理由で議会に提案した庶務課長は議会を軽視しているとあるが、このことについて、軽視しているのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） ただいまの市の関係者が猫ばばするような行為という部分につきまして回答させていただきます。

これまでも説明させていただいておりますが、市は県の積算基準に基づいた適正な設計額により変更契約をしておりますので、市の関係者が猫ばばするような行為や詐欺や横領に該当するような事実はございません。また県の積算基準に基づいた設計額であることから、過大請求ということもございません。

変更契約の手続きにつきましては、県の設計変更ガイドラインにのっとり議会に提案さ

せていただきましたので、虚偽の理由で提案した事実もございません。また、このようなことから、市は議会を軽視しているようなことは決してございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ですから、水替工の入札の関係は分かったと思いますけれども、私はこれをちょっと読んでみて、だいたいこれは官積算で行って九十何%かな、見積もりを同じ見積もりでやったんだなというふうに思いました。ですから、頭の悪い私がすぐ分かるわけですから、理解できるわけですから、有田議員はもっと大学も行っておりますし、これを理解できないというのは考えられないと、このように思います。

3点目に入ります。飯岡海上連絡道路三川蛇園線建設について、この道路計画は25年前に飯岡町と海上町の町議会議員連絡協議会をつくって進めたものと伺っております。海上町側は排水対策として、道路の整備と合わせたものを要望しておりました。これは約50年前から雨水対策の要望があり、平成21年度から実施している事業により、この平成31年度に排水工事が完了する予定となっておりますけれども、飯岡町側は鹿島、小見川、干潟方面の各工業団地への通勤者が多く、特に北側に抜ける道路が必要で、道路整備の要望が多く寄せられておりました。特に鹿島の住金関係に勤める人が道路を利用して、網戸交差点と広原交差点が混雑しておりました。合併後、海上町と飯岡町が一つの町になり、急速に地域間連絡道路の整備が進んでまいりました。また新市建設計画にも盛り込まれております。

そこで、この道路建設が議会で承認された証拠はどこにもありませんと書いてあるが、この点について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議会の承認が得られた証拠はないという質問に対しまして、回答いたします。

新市建設計画におきまして、地域間連絡道路の整備として、海上町道0208号線道路整備事業と道路新設事業国道126号線・海上町道0207号線が主要事業として計画されておりましたが、新市建設計画を実施するに当たりまして、幾つかのルートを再検討し、将来を見据え当該路線を事業実施路線としたものであります。

なお、この経過につきましては、平成27年第3回定例会の建設経済常任委員会で説明も行われております。また平成22年第1回定例会におきまして、市道認定の議決を得ているもの

であります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 亡くなられた嶋田哲純議員が平成18年の第1回3月度定例会において、このことを取り上げて要望をしております。

それから、市長答弁にも当時伊藤市長が言われていた蛇園地域、それから広原地域の排水の問題、これをまず第一に考えて行うというような話がありました。ですから、この道路とそれから排水問題は一体のものとして行うというような話が当時から出ておりましたので、つけ加えさせていただきます。

次に、自分の会派の議員がまさに入り口に持っている塩漬けされた土地を市に買い取らせたといった一挙両得ということが書いてありますが、実際はこれはどうなのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、回答いたします。

塩漬けされた土地を市に買い取らせたといったというようなご質問がございました。回答いたします。

計画の経緯につきましては、合併前、旧飯岡町・海上町の議員さん方による連絡協議会において計画・立案された事業が新市となった時点でも引継がれたものであります。当該事業は平成21年度に調査・設計業務に着手し、平成22年度から社会資本整備総合交付金事業として採択を受け、事業が実施され、現在に至っております。また計画された路線沿線には議会関係者の土地も存在し、市に買い取らせたとの記述がありますが、これらにつきましては、法務局の登記簿を確認していただければ分かることで、事実無根であり、関係者の名誉を傷つけ、市民に対しましても誤解を与えるものであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この三川蛇園線ですけれども、伊藤市長は当時、哲純議員の質問に対して、当初海上は大坂を通過して上に上るような計画でありましたけれども、伊藤市長の答弁では、この哲純議員の答弁に対して、これは蛇園地域また鶴巻小学校の学校関係者から、子どもがここの上を通ると、車の交通量が増えて子どもに対して危ないというような反対意見があり、そしてJRのトンネルを抜けて、それで農道につなげるというふうに回答があった

わけでございますので、まるきりでたためではないということでもあります。この辺のところはよく調べていただければ分かる話でございますので、その辺はよく理解していただきたいと、このように思います。

次に、4点目、緊急避難タワーについてですけれども、本には建設費合計は1億4,927万円丸々復興資金から出ました。建設会社に1基造るのにどのぐらいかかるのか問い合わせしてみると、1,000万円ぐらいでできるとのことですが、その再質問ですけれども、海岸近くに建てられた避難塔にわざわざ避難する人は皆無でしょう。避難道路を整備すれば済む。津波対策としては、せいぜい避難道路を整備すれば済むことであると書いてありますけれども、市としては、どのような考えで建設したかを伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 23年3月に大震災が来まして、再びこういった被害を受けては困るといふようなことの中で、避難の問題が最重要な課題でありました。いろいろなところで会議も開きましたし、県の組織の中でもいろいろと話し合いました。ただ、一つの避難場所だけでは完全とは言えないということで複合の避難施設を造っていかねればと、そんなような話がどこの会議に行っても出ました。まずは避難タワーを国の復興交付金の中でやろうということで4基、当時2基でありますけれども、2基申請をし、その後2基避難タワーを造ったところでもあります。

そして、またそれと同時に、外階段付きの屋上への避難場所、恐らく全部合計しますと3,000人くらいはその屋上へ避難できると思います。それでも、余裕があると言ったら失礼ですけれども、時間的な余裕がある方はもっと北、もっと高い場所へ避難できる。そのような複合的な避難計画をしなければならぬと、県のほうの会議でも、いろいろな地域の専門家会議でもそういったことが叫ばれておりましたので、そういった部分で、まずは避難タワーということで始めた仕事でございますので、今は外階段付きの避難場所あるいはまた道路整備、いろいろこれからやっていく中で、そういった複合式の避難計画が進められているところでもありますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この年に沼津市に行って避難タワー、実際に視察して、実際に上がってみました。階段がきつくて、我々でも半分行くか行かないかでへばってしまいます。とても高齢者には上りきれないと感じました。ですから、市は震災の年に、災害時要支援者台帳

を作成して、一人でも多くの高齢者が逃げ遅れないように、上りやすくループを付けていただいたわけでございますので、無駄なものとは私は思っておりません。ですので、しっかりとこの辺も理解していただきたいと、このように思います。

次に、5点目、袋公園駐車場用地について、本では地権者所有の旧通帳、この部分ですね、再質問で、この件について、地権者から契約などに対して何らかの異議申し立てがあったのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまの伊藤保議員の再質問に対してお答えをいたします。

土地代金の支払い後、契約に関して地権者から市に対して異議等の申し出はございません。以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、本人の指定した口座に確かに振り込んだのは間違いないのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 本人の指定した口座に振り込んだのは間違いないかというご質問です。土地代金の振り込みにつきましては、本人が決めた口座、それを本人に届け出ただきまして、そちらのほうに振り込んでいるということですので、本人の指示によってその口座に振り込んでおります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 契約というのは、市の契約は、所有者以外の権利が抹消されなければ土地は取得できない、市は取得できません。また契約もできません。ですので、その時点で、契約時の時点で所有者以外の全ての権利が抹消されていることを確認してこの契約がなされたということを、もう一度伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） ただいまのご質問です。契約の時点で仮登記等の権利の抹消がされていたかということを確認したのかということですか。

これは契約が、5月15日に契約をしておりますけれども、その時点で仮登記の抹消を確認をした上で契約をしております。間違いございません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 先ほど伊藤保議員の第2回目の再質問の中で平成21年第3回定例議会を平成27年第3回定例議会と間違えて回答しました。正しくは平成21年第3回定例議会です。訂正して、おわび申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 引き続き、伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今までの質問をしましたがけれども、これは全くの、はがきや郵便物、それから著書に書いてあるのは全くのたらいである、このように言っておきたいと思えます。

次に、入学準備金について再質問をいたします。

要保護児童・準要保護児童の支給額を伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、要保護児童・準要保護児童の支給額はとのご質問についてお答えをいたします。

本市の就学援助の援助対象でございますが、援助の品目でございますが、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費でございます。このほかに新中学1年生の生徒についてはクラブ活動費を援助しております。要保護者の学用品費等については、生活保護費より支給されておりますので、修学旅行費のみが対象で、実費で支給となります。昨年度は年額で小学生2万4,000円程度、中学生4万

3,000円程度でございました。

次に、準要保護者への就学援助でございますが、小学生や中学生、また学年により異なりますが、年額で申し上げますと、小学生で新1年生は7万9,550円、ほかの学年は6万1,310円から6万4,930円です。中学生では新1年生11万60円、ほかの学年は7万8,740円から8万4,840円でございます。小学校及び中学校の新1年生は、新入学児童生徒学用品費等を含んでおりますので、ほかの学年より多い支給額となっております。このほかに修学旅行費や学校健康診断に伴う医療費などは別途実費が支給されております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この準要保護児童の保護者の平均年収というのは、基準があるのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 準要保護児童・生徒の保護者の平均年収の基準はあるかとのご質問についてお答えをいたします。

準要保護者の平均年収の基準については設けてはおりませんが、準要保護の認定基準については、生活保護基準額の1.3倍未満の方とさせていただいております。準要保護者の収入の認定基準の目安でございますが、先ほど社会福祉課長より答弁がありました母子世帯の場合で小学生と中学生の子を持つご家庭で、一月の最低生活費19万4,100円を例にとりますと、その1.3倍で、年額にしますと約300万円程度の収入が認定基準となります。

準要保護者の認定基準につきましては、各ご家庭の控除や年齢構成等で異なりますので、収入はあくまでも目安でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい300万円程度ということでございますけれども、要保護児童と準要保護児童では、だいぶ教材とかそういったので実費を出す機会が多いと思われましてけれども、教材費、小・中学校では幾らかかるのか伺います。年間でいいです。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 教材費が小学校、中学校で年額幾らになるかのご質問について

てお答えします。

授業で習得したことを児童・生徒に定着させるためのワーク、それから漢字、計算ドリルなどの教材費などは、各小学校の学年ごとの平均で年額7,000円から9,300円程度でございます。中学校では年額平均1万1,700円から1万7,000円程度となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、2点目、中学、高校の制服について伺います。

ほかに入学準備品に、先ほど金額を言っていましたけれども、どのぐらいかかるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、中学校へ入学する際、制服のほかに入学準備金は幾らぐらいかかるかのご質問についてお答えをいたします。

市内中学校の入学時に制服のほかに入学準備用品としては、生徒が共通で購入するものにジャージ、体操服、上履き、通学用バッグ、通学用ヘルメットがあり、そのほかにも自転車の購入費などを入れますと合計で約4万8,400円程度の負担があるものと思われま

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい中学校に入ると10万円は超えるということです。これは高校に入るときは全く補助がないような気がするんですけども、次の質問ですけれども、入学時の補助事業、旭市には何があるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 中学校へ入学する際の旭市の補助事業はあるのかというご質問についてお答えします。

市内中学校の入学時の補助でございますが、本市では中学校入学時のご家庭の負担軽減のため、通学用ヘルメットの補助がございます。通学用ヘルメットの補助率は購入費の2分の1で、生徒1人につき1回限り、各中学校を通じて補助しております。通学用ヘルメットは2,500円程度でございますので、1,250円ほどを補助させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 各市町村で違いが多少あるにしても、だいたいそのぐらいのものがあ
りますが、前回、平成21年の2月定例会で質問したときに、匝瑳市は自転車の4キロ以上、
自転車通学に対して自転車購入代ということで1万円を支給しているというお話がありまし
た。市町村で入学時の補助をほかに行っているところはあるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 他の市町村で入学時の補助事業を行っているところはあるかと
いうご質問についてお答えします。

近隣市の入学時の補助の状況ですが、匝瑳市では通学用ヘルメットの購入補助がございま
す。また先ほどお話にありました遠距離通学費の補助として、自転車購入費の補助、それか
ら公共の交通機関を利用する生徒には定期券代を補助しているとのことです。

香取市につきましては、通学用ヘルメットの購入補助と遠距離通学費として公共の交通機
関の定期代等を補助しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 匝瑳市がそのような形でありますけれども、鹿角市というところがあ
りますけれども、鹿角市でも補助をやっております。これは第3子以降の者ということで、
人数はそんなにはないと思うのですけれども、年額1万2,000円、中学校は年額2万4,000円
の補助をいたしております。入学時に対して非常に厳しい状況である家庭に対して、縛りをつ
けると言ったらおかしいですけれども、条件をつけて入学の補助をしていただきたいと思います、
このように思います。4回目ですので、次の質問に移らせていただきます。

次のヘルプマークですけれども、東京都が標準様式を定めたことを契機に、作成する市町
村が全国に広がっているとありましたけれども、現在実施している市町村はどのぐらいなの
か伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） ヘルプカード・ヘルプマークの県内の取り入れている状況です
けれども、千葉県内の自治体の取り組みといたしましては、市川市が平成27年度にストラッ

プ型のヘルプマーク660個を試験的に作成及び配布したほか、松戸市でも今年度1,000個作成する予定となっていると聞いております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 事業主体というのは県だと思えますけれども、市としての取り組みというのは今後考えているのかどうか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 旭市の取り組みということですが、千葉県では今年度ヘルプカード4万枚を作成し、バスや電車で席を譲るなどの配慮を呼びかける啓発用チラシと併せ、保健所や市町村の窓口で配布することとしております。

旭市といたしましても、千葉県の取り組みと歩調を合わせ、広報等を通じて広く市民に周知するとともに、必要な方へヘルプカードの配布を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 障害のお子さんを持っている人、また認知症の方々、かなり増えてきておりますので、ぜひ早目にやっていただきたいと思います。また告知もしっかりとやっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） 議席番号13番、伊藤房代です。平成29年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は3点の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、老人クラブについて、3点目、医療費の無料化について質問いたします。

まず、1点目、学校給食について。（1）第3子以降の学校給食費が無料化になりました

が、完全無料化にできないか質問いたします。

現在、群馬県渋川市は、4月から小・中学校の給食費を完全無料化した。市内には小学校が14校、中学校が9校あり、児童・生徒数は5,000人以上に上る。給食費は、これまで小学生は1人当たり年間5万1,400円、中学生は同5万9,000円で、そのうち3割を市が負担、第3子以降は無料になっていたが、今年度から、市が第1子から全額市が負担することにしたとあります。ある父兄は、給食費は月に約1万円ほどかかって大きな負担、無料化は本当に助かると話しているといえます。

我が旭市は給食費は月に幾らかかっているのでしょうか。旭市は市の中で自給自足、米、野菜、肉、果物など旭市で全部用意することができます。学校給食費無料が子育て支援や少子化対策につながるのではないのでしょうか。小・中学校の給食費を完全無料化にすることはできないのでしょうか、質問いたします。

2点目、老人クラブについて。(1) 高齢化が進む中、老人クラブを活発にし、強化できないか質問いたします。

高齢化がますます進んでいます。しかし、今年1月、日本老年学会などは、65歳以上の体の状態や知的機能は、10年から20年前に比べ5歳から10歳ほど若返っていると考えられると発表しています。仕事の退職直後はサンデー、毎日がゆっくりした日々を楽しんでいる人も、時間がたつと時間をもてあますようになり、やがて家でじっとして、あまり話もせず、認知が始まると言われています。

そんな時、そんな人に老人クラブを地域で発足させ、お茶を飲みながらおしゃべり会、昔の物語を読み合わせをしたり、学校の通学路の交通安全を手伝ったり、小学生たちに本を読み聞かせたり、体操したり、自分の体を責任持って最後まで頑張るために老人クラブを元気にさせ、皆さんが喜んで出席できるように、各地域でできるところから再発足することができないか質問いたします。

3点目、医療費の無料化について、(1) 高校3年生までの医療費を無料化にできないか質問いたします。

現在、中学3年生まで医療費は無料化になっています。東京では私立高校授業料無償化と決定され、12月から実施と聞いています。我が旭市は、私立高校はありません。その分、高校3年生までの子どもたちの医療費の無料化ができないのでしょうか、質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、1項目め、学校給食について、（1）番、第3子以降の給食費が無料化になりましたが、完全無料化にできないかのご質問についてお答えをいたします。

旭市の学校給食費でございますが、小学生が月4,190円、中学生が月4,720円となっております。本年4月より子育て世代を中心に、多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進を図ることから、第3子以降の給食費無料化を実施しているところでございます。第3子以降の学校給食費無料化の5月現在の状況でございますが、減免認定者数は206名、減免額は年間おおよそ950万円の見込みでございます。

ご質問の学校給食費の完全無料化となりますと、減免額は年間おおよそ2億3,200万円が見込まれるため、財政への大きな影響が懸念されます。本市における学校給食費の助成措置につきましては、県内及び近隣市町と比較しましても、遜色ない内容となっておりますので、学校給食費の完全無料化につきましては、近隣の動向や今後の推移等を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは2項目めの老人クラブについて、（1）高齢化社会が進む中、老人クラブを活発にし、強化できないかというご質問について回答いたします。

旭市では、現在58クラブ、1,838人の方が会員として活動されています。昨年は3クラブが新設されまして、クラブ数、会員数とも前年より増加しておりますが、経年を比較してみますと、高齢化により役員等の引継ぎができず、解散に至るケースも見られ、減少傾向にあります。

高齢化社会を迎えた中で、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の場として、ご質問のとおり、老人クラブの活動を活発にし、強化を図る必要がありますが、市では現在、老人クラブ連合会を通じて、各単位クラブに交付しております老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金に加え、今年度新たにすこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金を設け、交付いたします。この補助金は、新規設立クラブや会員増加クラブへの助成を主な目的としております。また今年度は勧誘パンフレットを作成し、各単位クラブの会員勧誘や新規クラ

ブの設立促進に活用していく予定であります。

今後、高齢者同士の支え合いや助け合いの地域のコミュニティの一つであります老人クラブはますます重要なものになると思われまます。未加入の高齢者の方が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるよう、市でも積極的に支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目3、医療費の無料化について、高校3年生までの医療費を無料化にできないかというご質問に関しましてお答えいたします。

現在、県の補助制度を受け、本市ではゼロ歳から中学3年生までを対象に、医療費のうち保険診療分の費用の全額または一部を助成しております。しかし、県補助制度の対象は、通院においては小学3年生までとされており、小学4年生から中学3年生までは市単独事業として助成しております。また世帯の負担能力に応じ、市民税所得割課税世帯については、通院1回300円、入院1日300円の負担をしていただいております。これを全て無料としますと、受診拡大が懸念され、財政負担への影響が増大されます。

平成28年度の子ども医療費に係る事業費は2億864万円で、そのうち1億3,337万円が一般財源からの支出となっております。安定した財源の確保に向けて、国へ子ども医療費制度の創設や県には補助対象者の拡充を要望してきております。今後も継続して要望するとともに、近隣市町の状況を把握しながら、慎重に検討してまいりたいと存じます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） それでは、1点目の学校給食について再質問させていただきます。

（1）の第3子以降の給食費が現在無料化になりましたが、完全無料化にできないか、市長にお伺いいたします。

学校給食費無料が、やはり子育て支援や少子化対策につながるのではないのでしょうか。ぜひ小・中学校の給食費を完全無料化にすることはできないのでしょうか、再度質問いたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、私のほうから答えさせていただきたいと思っております。

給食の完全無料化といいますと、先ほど課長のほうからお話ありましたように、2億円というような多額の資金を要するところがございます。確かに家庭、また少子化対策等効果があるかとは思いますが、そういう事情でありますので、その辺をご理解いただいて、

また、さらには今年度第3子以降スタートしたばかりでありますので、段階的に今後また時間をかけて検討していきたいというふうに思いますので、いましばらくお待ちいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 市長のお考えをお伺いしたいんですけれども、今すぐではなくても、もし予約でも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、担当課長、教育長のほうからご答弁がありました。私も本当に少子化対策、人口減少対策としては一つの方法ではあるかと思えますけれども、何せ市税の収入、ようやく最近は2、3億円増えてきているところでありまして、そういった税収のバランス、そういったものも考えながら、これから検討を加えていきたい。取りあえず300円の問題は、近いうちといいましようか、そういった部分では、300円は医療費でありました。今年から第3子給食費を無料化ということで始めましたので、もうしばらく様子を見たいと、そのように思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。旭市は自給自足ができて、全国に誇れる米から肉から果物から何でもありますので、やはり全国のこれは売りにできるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただければと思いますので、ぜひお願いいたします。

次に、2点目の老人クラブについて、これから高齢化がますます進みます。老人クラブを活発にし、強化できないかについて、やはり一度解散したところをぜひできるところから再発足することができないか、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 老人クラブの育成、組織拡充については、私も議員のときからそれこそライフワークといいましようか、そういった部分で取り組んでいたところでありまして、いろいろな政策を見ますと、障害者と言ったら失礼ですけれども、そういったものは国、県の補助事業、いっぱいあるわけでありまして、健全者、本当に今まで社会に貢献して、この社会をつくってくれた方々に対して、元気な高齢者の方々に対して、補助事業が少ない

ということは、本当に気にかけていたところでありまして、そういった部分では老人クラブが一番早く団体として、大きな団体でありますので、支援をしていかなければと、そのように考えておりまして、今年組織充実費ということで100万円を予算化したところでありまして、これからも老人クラブの会員の皆さん方の動向、これから新たな組織ができるのかどうか、そういった部分も十分精査し、把握をしながら老人クラブの組織拡充に支援をしていきたい。それが高齢化社会の行政における責任でもあろうと、そんなように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。私も老人クラブ、年が来ましたら先頭で引っ張って、会長になって頑張っていきたい、そんなような思いでおりますので、夢と希望の出る老人クラブをこれからつくっていききたいなというふうに思っておりますので、次の3点目の医療費の無料化について再質問させていただきます。

高校3年生までの医療費を無料化にできないかについて、再度質問いたします。

高校3年生までの子どもたちの医療費の無料化ができませんでしょうか、市長、お伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の再質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 医療費の無料化については、県の市長会、そういった部分でも各市から要望が出ておりまして、県は早く中学3年生までの無料化を実現してほしいというようなこと、県が医療費の補助事業を取り組んでいただければ、その2分の1くらいは県から出るということもありますので、実際、市の財政が軽減されるのかなと思います。現状のままでは先ほどありましたように2億864万円、そのうち1億3,300万円余りが市で負担をされるわけでありまして、そういった部分も考えますと、先ほどもちらっと言いましたけれども、300円の初診料についてそろそろ考えていかなければならないかなと、そんなような思いはありますけれども、これも担当課といろいろな近隣の動向を踏まえながら、検討を加えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひこの3点を検討していただいて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 磯 本 繁

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員、ご登壇願います。

（6番 磯本 繁 登壇）

○6番（磯本 繁） 議席番号6番、磯本繁でございます。平成29年第2回定例会におきまして議長より一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、私からは3項目の質問をいたします。

1項目として、旭市の古民家の活用についてお尋ねします。

千葉銀行は、千葉県または千葉県の隣接する地域で、古民家を活用した事業に特化した古民家事業支援融資制度の取り扱いを始め、地方部にある古民家は建物や土地の担保価値が低く融資が難しかったが、事業の成長性を評価することで融資を可能にし、各地に残る古民家を有効活用することで、地域経済につなげる狙いであり、融資対象は古民家を活用したビジネスを行う事業者が対象で、築50年以上経過した木造で、観光・歴史資源として価値があると認めた建物を古民家と定義し、旅館、研修施設などへの活用を想定した制度と聞いております。

また、千葉県信用保証協会では、中小企業を対象に運転設備資金として、一般枠と創業枠を用意し、一般枠は8,000万円、創業枠は2,500万円を限定に保証し、運転資金を最長10年、設備資金が22年と長目に設定し、事業の順調な滑り出しを後押しする古民家活用支援保証制度「ふるさとちば」を6月1日から取り扱うと発表しました。

この制度は、地方創生に向けた市の活性化にもつながると思われまして、若者だけではなく老若男女の人口減少にもつながると思われまして、この制度の活用と市民の方々にも積極的に情報発信するように、PRに努めていただきたいと思います。市の考えをお聞きいたします。

2項目として、保育の待機児童問題についてお尋ねします。

近年、少子化が進んでいる中、保育のニーズが高まってきています。出産のため一時仕事をやめ、産休・育休が終わってから再び就労するために子どもを保育施設に預ける共働き世帯が増えています。保育を実施している施設は、保育所だけでなく、認定こども園の認可を受けている幼稚園もあります。また、保育料は自治体によって異なり、入所申請をしたが入れなかった児童が多いのに、公表された待機児童数が少ない自治体もあると聞いております。そこで、本当の待機児童の定義と数え方をお聞きいたします。また、旭市での待機児童の実

態も併せてお聞きいたします。

3項目として、いじめ防止対策についてお尋ねします。

2015年11月に一部の同級生から「くさや」といじめを受け、いじめられたくない、死にたいなどと書かれた日記が見つかり、茨城県取手市の中学3年生の生徒、当時15歳が自殺しました。教育委員会ではいじめ防止対策推進法が規定する重大事態に該当しないとしましたが、それは、いじめの実態が確認できなかったとして、いじめに該当しないと議決したが、後日、配慮に欠けたと判断、遺族に謝罪するという報道がありました。

親御さんには自分の命より大切な我が子です。亡くなられた親御さんだけしかこの苦しみは分かりません。もっと早く気がついてあげればと、この後悔は一生ついて回ります。

大人でさえ産後の鬱、借金問題や過労等の人に言えない、家族にも相談できないなど、一人で悩んだ末に自殺の道を選んでいきます。日本の自殺率は割合の高い20か国でワースト6位、女性は3位、政府白書発表となっています。学校に頼るだけでなく、学校と家庭が一体となっていかなければなりません。

そこで、本市の場合、児童・生徒に対する目配り等を保護者や学校にどのようにお願いしているのか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、2回目以降の質問は、自席にて行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは1項目めの古民家の活用について、

(1)の市の支援について、古民家を活用しました制度のPRについてのご質問でございましたので、それについてお答えいたします。

現在、商工観光課では、古民家の活用の特化した制度はありませんが、中小企業や創業希望者への支援等、地域経済活性化のための各種制度を実施しております。一例を申し上げますと、市内で1年以上事業を営む中小企業者に対する資金の貸付及び利子補給制度がございます。この制度につきましては、古民家の活用を含めた事業についても活用できます。

また、昨年度から創業支援事業としまして、商工観光課にワンストップ窓口を設置し、創業希望者への相談に応じるとともに、商工会と連携しまして創業支援セミナーを開催しております。セミナーの受講者に対しましては、証明書を発行しまして、会社設立時の登録免許税の軽減、創業関連融資の保証枠の拡大などの優遇措置がございます。これらにつきまして

も、古民家を活用した事業を検討する方も利用できると思います。

また、商業者に対しましては、商店街の空き店舗を活用しました事業に改修費や賃借料の2分の1を助成しまして、商店街の活性化を図っております。

今後は、古民家を活用しました事業等の支援策につきまして、調査・研究してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目2、保育の充実について、待機児童問題についてのご質問に関しましてお答えいたします。

厚生労働省では、年間4月と10月、2回に保育所入所待機児童調査を実施しております。

まず、待機児童の定義と数え方ですが、調査日時点において、保育の必要性の認定がされ、保育所や認定こども園等の利用の申し込みがされているが、利用していない者とされております。そこで、旭市の待機児童の実態ですが、平成29年4月1日現在で、市内の公立保育所、私立保育所及び認定こども園の保育機能に関する定員数トータルで1,951人に対しまして、入所児童数は1,813人となっており、入所率93%で、待機児童は発生しておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、3項目め、いじめについて、（1）いじめ防止対策についてということで、本市の場合、児童・生徒に対する目配り等を保護者や学校にどのようをお願いしているかのご質問にお答えをいたします。

市教育委員会では、各小・中学校に対しましては、いじめを見逃すことのないよう、常日ごろよりお願いしているところでございます。市内の各小・中学校のいじめへの取り組みでございしますが、全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめは絶対に許されないという姿勢を持ち、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでおります。

各学校では、相談箱の設置、いじめについての児童・生徒へのアンケートや定期的な面談を通して、早期発見や早期対応に努めております。

また、未然防止の一つとして、教職員の定期的な研修などの実施とともに、児童や生徒に対しては、道徳の授業などを中心に人間性豊かな心の育成に努めているところでございます。

ご家庭に対しましては、各学校で保護者へのアンケートや保護者面談等の実施を通して、いじめを見逃すことがないよう、学校と保護者が協力し、児童・生徒への目配りを行っている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、磯本繁議員の一般質問を行います。

磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） それでは、古民家活用については、大多喜町で古民家の活用を考えるシンポジウムが、観光業者ら500人が参加し、近隣自治体などが集まり、有効活用を考えようと企画したようですが、旭市でも今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、待機児童について再質問いたします。

旭市では待機児童がゼロということですが、千葉市では待機児童対策の一つとして、保育士の境遇改善を挙げています。保育士不足の中、保育士の奪い合いが深刻だそうです。旭市ではどのようにして保育士を確保しているのかお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、旭市の保育士の確保の状況について、民間保育所の場合でお答えいたします。

旭市では、民間保育所の保育士の労働条件を改善し、入所児童の処遇向上のため、市が保育を委託している民間保育所に対しまして、保育士配置改善事業補助金を交付し、保育士の確保と質の向上に努めております。

また、県が最近報道発表いたしました民間保育所等に勤務する保育士に対しまして、給与助成を行う保育士処遇改善事業につきましては、詳細が分かり次第、実施の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。保育士の奪い合いで保育士の質の低下も懸念しなければならぬと思いますが、質の低下がないようお願いしたいと思います。

次に、いじめ防止問題について再質問いたします。

市内小・中学校のいじめについて、どのような状況把握をしているのか、再質問いたします。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の再質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 市内小・中学校のいじめに対して、どのような状況把握をしているかのご質問についてお答えをします。

市教育委員会としましては、毎月、各学校から報告される月例問題行動調査というのがあります。これらにより各校の状況把握に努めております。また市内全ての小・中学校へ毎年実施する学校訪問を通じて、ふだんの児童・生徒の生活の様子などを確認するとともに、各校へは、いじめのない学校生活の確保についてお願いしているところでございます。しかし、いじめは見えにくく、発見することは大変難しいです。大きな問題に発展する前に、小さな芽を見逃さずに積極的に認知しながら指導することが大切となってまいります。今後も各学校等と連携しながら、いじめの状況把握と防止に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。引き続き、児童・生徒のいじめの把握に努めるとともに、日ごろから十分な目配りや気配りをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典であります。平成29年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただきましたこと、議長には御礼申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大きく5点の質問をさせていただきます。

まず、1点目に、住宅用火災警報器についてであります。今月初めの住宅火災におきまして、消防署員、また消防団員の方々の懸命な活動にもかかわらず、中学生の女子を含む3名のとうとい命が失われました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。関係者各位におかれましては、最善を尽くされたものと思っておりますが、現場の寝室には警報器は設置されていなかったと聞いております。もしも設置されていれば助かった命、とうとい命が救われた可能性もあったのではないかと思います。これを教訓として、市内全戸への設置及び条例適合を強力に推進すべきと考え、質問いたします。

旭市では、消防法及び旭市火災予防条例の改正により、全ての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。この設置状況について、設置率と条例適合率の現状、どうなっているのかお伺いいたします。

また、新築住宅については、設置がこれは徹底されているとは思いますが、条例以前に建築された住宅についての設置率が低いのではないかと思います。現在、どのような方法で設置を推進しているのかお伺いします。

次に、旭市国民保護計画についてお伺いします。

現在、北朝鮮をめぐる情勢が緊迫の度を高めております。また世界各地においてテロが頻発し、不安が広がっている今、旭市において万が一の事態が発生した場合、対応はどうか。国では国民保護計画を策定、旭市でも平成18年度に旭市国民保護計画が策定されておりますが、あまり知られていないのではないかと思います。旭市国民保護計画の目的、概要についてお伺いします。また、国民保護協議会というものが開設されておりますが、この目的と人員構成についてもお伺いします。

次に、定住促進についてお伺いします。

市外からの住宅取得・定住に対し50万円を支給するという現状の定住促進奨励金は、一定の成果を上げていると思っております。今後さらに転入者を増やすためには、ほかより進んだ旭市の子育て施策等のPRに加え、旭でのライフスタイル、これを広くPRしていく必要があると思っております。基幹産業である農業と豊かな食、安定した気候、そして中央病院と、そうした魅力を定住につなげるための仕組みをさらに強化すべきと考え、質問いたします。

まず、本年度より旭市外から市内へ新規に転入し、農業を行おうとする方を対象に、新規転入農業者支援事業がスタートいたしました。この事業でどのような補助を行うのか伺います。

また、移住を決断するという事は、その人にとっては大きな人生の転機であります。家

庭があればなおさらであり、実際に住んでみなければ分からない不安といったものもあると思います。そうした中で、県内で取り組みが増えているお試し移住は、旭市での暮らしを実際に体験して検討、決断していただく上で効果が期待できると考えます。

せんだって視察した旭川市もそうでしたが、全国で本気の取り組みが進んでおります。県内においても、いすみ市が移住を検討する人に最長1週間、住居を無料で提供する体験プログラム、大多喜町では、先ほどもありましたが古民家での暮らし体験、銚子市でも今年から中古住宅をリフォームして無料で1か月の居住体験、こうした県内3市2町で、民間も含めますともっと多くで取り組んでおります。こうしたお試し移住を旭市でも今後検討すべきかと思いますが、ご見解をお伺いします。

次に、企業誘致についてお伺いします。

これまでの企業誘致は、工業団地内への製造業が中心のものとなっていると思います。しかし、これまでの一般質問等でもありましたとおり、空きがなくなってきた現状において、今後は工業団地以外へ企業の支社機能の移転やサテライト事業所などの誘致、そういった部分に施策をシフトしていくべきではないかと思ひ、質問します。

まず、旭市が行っている誘致企業への優遇措置、これについてどのようなものがあるか、また他団体と比較しての優位性についてお伺いします。

次に、総務省では地方創生の一環として、地方、ふるさとで暮らしながらも、ICTを活用することで都市部にいるのと同じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進しております。これにより、新たに働く場を創出することになり、市長の掲げるIターン、Uターンの推進の一助になるのではないかと思います。このふるさとテレワークの事業内容についてお伺いします。

最後、市長のデュッセルドルフ訪問についてお伺いします。

昨日の一般質問でもありましたが、私からは、今回の訪問の成果について、その現場の空気分、また詳細について改めて市長からお伺いしたいと思ひます。

再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋秀典議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、デュッセルドルフ訪問について詳しくその訪問の成果ということでお尋ねがありました。そのことについてお答えをしたいと思います。

きのうの一般質問でもお答えをいたしました。去る5月26日から31日まで、デュッセルドルフを訪問いたしました。訪問の成果についてでありますけれども、最初にデュッセルドルフ市長を訪問いたしました。大変友好、好意的な出迎えをいただきまして、そしてまたパートナー都市である千葉県へ卓球チームが行くことはとても喜ばしいと思う、国際卓球連盟やドイツ卓球連合の会長に私から後押しすると、最大限の協力を得ることができました。

またボルシア・デュッセルドルフチームの代表からも、ボルシア・デュッセルドルフと日本との関係は長く、これからも継続させていただきたい。このことは、交流事業で今、日独卓球交流事業、旭市の総合体育館で行っておりまして、それに来たということでありまして、そういった部分をこれからも長く継続していきたい。そして、その中で旭市のおもてなし、そういったものを特に感謝をしているということを提供いただきました。今回の誘致活動が成功することを心から願っているというお話もしていただきました。日独交流事業に対する感謝と卓球交流を今後も継続して実施していくことなど、意見交換をしたところであります。

最終日に世界卓球大会の会場において、ドイツ卓球連合の会長及びドイツ代表チームの監督から、日本で事前キャンプを実施するならば旭市で行うと、口頭ではありますが、約束をしていただきました。大変混雑している中、会場内の会長室へ通していただき、大変おもてなしをしていただきました。好意的に本当に好感の持てる会長、そして監督であったような気がいたします。

さらに、偶然ではありますが、世界卓球大会の練習会場で、日本代表チームの総監督からもドイツ連合の会長と代表監督に旭市を勧めていただき、事前キャンプを旭市で実施する際には、練習相手は日本卓球協会が用意するとの応援をいただきました。今回の訪問は、大変成果が上がったと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、住宅用火災警報器についての各戸設置状況についてお答え申し上げます。

平成18年6月1日、消防法改正に伴い、旭市火災予防条例が改正・施行され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅については施行日からの設置、既存住宅については平成20年5月31日までの設置猶予期間を設けました。

平成29年の調査結果につきましては、現在集計中でございます。平成28年の結果となります。平成28年6月1日時点での設置率は74%、条例適合率43%でございます。

旭市火災予防条例では、寝室及び寝室が上階にある場合は、階段の天井部分に設置が必要でございます。設置率とは、旭市火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分のうち、1か所以上設置されている世帯の割合でございます。

また、条例適合率とは、旭市火災予防条例で設置が義務づけられている住宅部分全てに設置されている世帯の割合となっております。

次に、(2)設置の推進についてでございますが、職員が戸別訪問する調査をはじめ、事業所での消防訓練、救急講習会及び産業まつり等の催し物開催時に広報活動をしております。そのほかには新聞へのチラシ折り込み、広報あさひ及び旭市ホームページへの掲載による設置の啓発及び推進等で市民の皆様に呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から、2の旭市国民保護計画について回答いたします。

まず、(1)計画の概要についての項目で、旭市国民保護計画の目的と概要についてお答えいたします。

旭市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法に基づき策定した計画であります。国民保護法においては、国は武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小とすることを目的としております。この目的に基づき、旭市においても平成18年度に旭市国民保護計画を策定したところでございます。

計画の概要といたしましては、弾道ミサイルなどの武力攻撃事態やテロ行為などの緊急対処事態を想定した備えと対処及び復旧について定めております。具体的には、市長を市国民保護対策本部長とした組織体制の確立や、防災行政無線等を使用して警報や避難指示などの情報を伝達する方法、弾道ミサイルにおいて、屋内や地下へ避難するなどを示した避難実施要領、被害を受けた施設及び設備の復旧などについて定めております。

続いて、(2)国民保護協議会について、国民保護協議会の目的とメンバーについてお答えいたします。

旭市国民保護協議会は、市の条例により設置されているものでありまして、市長が旭市国民保護計画を作成または変更するに当たり、幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見

を聞くため、国民保護法に基づき組織されたものであります。市長からの諮問の受け皿としての義務設置でございます。市長が会長となり、委員は、国の職員、自衛隊員、県の職員、中央病院や東電など関係機関の職員23名で構成されています。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産課からは、3番の定住促進についての（1）新規就農支援について回答させていただきます。

新規転入農業者の支援制度についてですが、この制度は、旭市外から市内に転入し、新たに農業経営を行う45歳未満の方を対象とする市の単独の支援制度です。

補助の内容は、農業経営に必要な農業機械の購入や施設を取得した場合に、かかった費用の2分の1以内で、50万円を限度として補助するほか、農地を借りた場合に10アール当たり2万円以内で、最大1ヘクタールまでの20万円を限度に補助するものでございます。

なお、この支援制度は、国が新規就農者向けに制度化しております農業次世代人材投資事業と併せて補助を受けることも可能でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから大項目3、（2）お試し定住についてのご質問にお答えいたします。

県内の状況を見ますと、人口減少が進んでいる県内3市2町がお試し移住事業に取り組んでおります。内容につきましては、一定の期間、移住希望者に貸し与え、移住生活を体験していただいて、市のよさを感じていただくというものでございます。

現在、市ではその受け皿となる空き家等の情報について把握しておりませんので、体験に適した空き家の有無やニーズ、事業の効果など近隣の状況も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは4項目めの企業誘致について、（1）と（2）についてお答えいたします。

初めに、進出企業への優遇措置について、ご質問のありました現在市で行っています企業

への優遇措置の状況並びに他団体と比較しての状況についてお答え申し上げます。

現在、市の制度としましては、旭市企業誘致条例に基づく奨励措置を行っております。市内全域を対象としまして、固定資産税の課税免除の措置が5年間ございます。主に製造業などが対象となっておりますが、鎌数工業団地につきましては、研究所施設も対象となっております。また鎌数工業団地やさくら台工業団地等につきましては、排水処理施設の設置、緑化事業に対する助成も行っております。

さらに、制度資金を活用しての利子補給制度も現在市で行っておりますので、それらも優遇措置と考えております。

県内では複数の団体で固定資産税の減免を行っております。しかし、該当要件が本市より高くなっております。従業員数や投下固定資産総額の最低額が高くなっており、本市の制度は有利と考えております。

続きまして、(2)のふるさとテレワークの推進について、ご質問のありましたふるさとテレワーク事業の事業内容についてお答え申し上げます。

ふるさとテレワーク事業につきましては、地方創生の重要課題でありますまち・ひと・しごと創生総合戦略において、2020年時点で東京圏から転出・転入を均衡させ、東京一極集中の流れをとめることを目標に、平成27年度に地域実証事業を行い、平成28年度からは補助事業としてスタートしております。

この事業を推進することによりまして、都市部から地方への人や仕事の流れの創出、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの向上や地域の活性化に貢献し、地方創生などの実現を目指すものでございます。

具体的な事業としましては、地方のオフィスに都市部の企業の従業員が移動し、都市部の業務をテレワークで行うことや、子育てや介護を理由に地方へ移住を希望する従業員や個人が、テレワークで都市部の仕事を行うことです。また都市部の一部を地方で行うことにより、地方での雇用の創出が考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、住宅用火災警報器についてであります。

まず、設置状況についてですが、お伺いしました。条例適合率で43%ということで、やはり進んでないのかなというふうに思いますが、旭市のこの現況ですが、全国平均と比べてど

うなのか、設置率、条例適合率ともにお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） ただいまの旭市の状況、全国平均と比べてどうかという質問に対してお答えいたします。

平成29年の全国調査結果はこれからとなります。ですので、平成28年の調査結果をご説明します。平成28年6月1日時点での全国の設置率は81.2%でございます。条例適合率は66.5%、千葉県の設置率は77.6%、条例適合率65.1%となっております。旭市は全国平均と比べまして、設置率で7%、条例適合率で約23%低い結果となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはりかなり進んでない現状なのかなというふうに思います。これは（2）番のほうに入りますが、こうした設置が進まない理由というのはどの辺りにあるのかお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） 設置が進まない理由についてでございますが、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから間もなく10年が経過します。アンケート等調査によりますと、住宅用火災警報器について、一般的な認知度が高いと言えます。しかし、設置するに当たり金銭的負担がある、自分の家は大丈夫、火災になったら逃げられるというような意見があり、火災に対する認識の低さが要因ではないかと思われまます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今回の火災でありますけれども、地域あるいは同級生の子どもたち、特に思春期の子どもたちでありますので、大きな動揺、ショックを与えております。ここでやはり大人が何らかの責任ある行動と結果を示す必要があるのではないかと改めて思います。改めて全家庭の警報器設置の必要を感じる次第であります。全国の例を見ますと、高齢者世帯への設置に対して市町村が補助するという事例はありますが、私は、一歩進めた上で、全戸設置に向けた補助制度、これを検討してはどうかと思います。市民の安全・安心の確保について、ほかにぬきんでるという意味でも市長、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 火災により昨年は5名の高齢者の方が亡くなりました。そしてまた、去る6月5日の火災では3名の方のとうとい命が犠牲になったところでもあります。私も三十数年という消防団活動をやってきたわけでありまして、こんなにも一度に亡くなったという事例は経験したことがなかったわけでありまして、本当に痛ましい、悲しい事実、現実を見せつけられた、そんなように思っているところでもあります。

住宅用火災警報器があれば、早期に発見して被害を最小限度にとどめることはもとより、とうとい命を火災から守るために本当に役に立ったのかなと、そんなような改めて感じているところでもあります。旭市における住宅用火災報知器の設置率が伸び悩んでいる背景には、諸般の事情があると思いますが、まず市民の皆さんに住宅用火災警報器の重要性を知っていただくことが大事だと、そんなように考えているところでもあります。

設置率の向上と住宅火災による犠牲者をなくすためにも、住宅用火災警報器設置に対する補助制度について早急に検討して、導入の方向に向けて考えていかなければと、今そんなふう考えているところでありまして、これからそういったものを準備していきたいと、そのように思っているところでもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。前向きな回答をいただけたなというふうに思っております。本当に命のことでもありますので、もしも全戸対象がすぐということが難しいのであれば、例えばですが、区や自治会等での共同購入に対して補助を設けると、そういったこともできるのかなと思います。各個人が点々と補助を使ったにしても、点々と導入、設置する場合に比べて、そのエリア、面でまとめて地域で防災力を高めることができると、そういった利点もあるのかと思います。前例はありませんけれども、そういった共同購入に対しての補助というのも一考かなというふうに思わせていただきます。いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにいろいろ補助の方法についてはあろうかと思いますが、その点も含めてよく検討しながら、区単位でやるのか、自治会、干潟地区の消防防災自治会というものもつくってありますし、そういった部分でやるのか、そういった方法としてはこれから十分検討しながら、最善の方法で補助事業として取り組んでいきたい、そのように思っております。

すので、よろしくお願ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。できるだけ早目の導入されますことをお願いいたします。

続きまして、大きな2番の国民保護計画について再質問させていただきます。

こうした市のレベルで計画を持って、危機事態を想定しているということ、これを知らない方というのは多いのかなと思います。いたずらに危機感をあおる必要はないとは思いますが、周知の必要はあると思います。計画において想定する危機の種別、また避難等の対応がどの部署が当たるのか、そこについてお伺ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、危機の種別ということでございますが、旭市国民保護計画においては、千葉県国民保護計画に準じて、ゲリラ、特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態と、多数の人が集合する施設での爆破や化学兵器を使用したテロ行為などの緊急処理事態の2点を想定しているところでございます。

また、対応はどの部署が当たるのかという質問でございますが、事態発生時における初動時の住民の避難につきましては、災害時と同様に、関係機関と連携しながら市や消防本部が指示を行い、対応することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 初期対応については、ふだんの防災体制と同じところだと思いますので、日ごろからの防災体制の強化というのは、そのまま危機事態にも対応できるのかなというふうに思います。

ところで、弾道ミサイルの発射など明らかな武力攻撃事態の場合と、原因がすぐに特定できないような場合、例えば一般的な災害あるいは事故なのか、武力攻撃やテロによるものなのか、そういった即時の判断が困難である場合というのものもあるかなと思います。そうした意味で、災害対策基本法あるいは防災計画との関係がどのようになっているのかお伺ひします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、その被害の原因が武力攻撃事態などによるものと明らかになる前でも、市では災害対策基本法、地域防災計画に基づく災害対策本部を設置して、住民の避難指示等の必要な応急措置を行うこととなります。その後、被害の原因が武力攻撃事態などによるものと政府において事態認定が行われた場合には、災害対策本部を廃止して、同時に国民保護法に基づく対策本部を設置して、国の方針に基づく措置、これは内閣府からの指示でございますが、国の方針に基づく措置を実施することとなります。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、日ごろからの防災力の強化というのが、またこういった時の対応にもつながってくるのかなと思いますが、昨日、林晴道議員の質問でJアラートの周知等を総合防災訓練の中で行うという答弁がありました。よく言われるとおり、訓練でできないことは本番でできないわけでありますので、万が一もないことを願うものではありますけれども、そうした危機事態に、あるいは武力攻撃事態に対応する訓練というのにも必要なのかと思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えをさせていただきます。

今、高橋議員からお話ございましたように、昨日、林議員へのJアラートについての質問でもお答えさせていただきましたが、今年度から総合防災訓練において、弾道ミサイルを想定した対処訓練を行ってまいります。具体的には国民保護に係る有事サイレンを再生し、自衛隊によるミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるための対処行動の説明やデモンストレーションなどを予定しており、今後、突然警報が流れた時に適切な対応ができるようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、3番の定住促進のほうに入らせていただきます。

全国6位の農業を維持、発展させる意味でも、農業の担い手不足対策として、一つには農

地集積による大規模化、効率化による1人当たり面積の拡大と、もう一つ考えられるのが、やはり市内外からの新規就農の促進であろうと思うわけですが、支援策とともに、新規就農者募集を市外、県外にPRすべきと思いますが、本年度の転入就農者の目標の設定、また今後どのようにPR、プロモーションを行っていくのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 新規転入農業者の目標値についてですが、平成29年度は3件を見込んでおります。

次に、外に向けてどのようにPRしていくかということでございますけれども、既に広報あさひ及び市のホームページには掲載をしているところです。今後は千葉市や都内で開催される新規就農者向けの相談会に参加してPRしたいと考えております。今までは房総地域や圏央道の内側が人気で、県の北東部はあまり人気がありませんでしたが、この新規制度をもって各地で開催される相談会に積極的に参加し、PRをしてまいりたいと考えております。またインターネット上の移住支援サイトに登録をいたしまして、広くPRしたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ積極的なPRを、旭市の魅力を発信していただきたいなと思います。県のほうでは新農業人・実践農場研修モデル事業ということで、地域の関係機関が協力して、空き農地あるいはハウス等を利用して、新規参入希望者の研修から就農定着までの一連の支援を行う、そうした場合の助成を行っているようであります。こうした就業希望者の技術、ノウハウ習得等についての補助事業について、実態がどうなっているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 就農予定者の技術習得等の補助事業であります新農業人・実践農場研修モデル事業の実態についてですけれども、県のほうに確認しましたところ、平成28年度にこの事業を行った市町村は、成田市、君津市、長南町で、海匝地域での実績はありませんでした。海匝地域でこの事業の取り組みが進まない理由の一つといたしまして、畜産も含め、作物の種類が多い中、新規就農者が希望する作物が分からない状況で、事前に研修用の

農地や施設を用意しておくことの難しさがあると思います。このようなことから旭市では、新規就農者がいらした場合には、海匠農業事務所を通じて、新規就農者が希望する作物を指導できる市内の千葉県指導農業士等を紹介させていただくことで、研修等の対応を行っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） やはり実際の就農に当たっては、ノウハウの習得が高いハードルになるのかなと思いますけれども、国・県の制度利用というだけではなくて、中には市独自で先輩農家での研修のマッチングを行うといった事例もあるようですので、この辺りの支援をさらに強化していただければと思います。

このまま（2）のお試し移住の再質問に入ります。

お試し移住、お試し定住と言われる時もあるみたいですが、これについてはこれから検討ということですが、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどの転入就農に絡むんですが、移住して新規に農業を行おうとすると、このハードルを少しでも低くするためには、お試し移住と農業体験、就業体験といったものを組み合わせることで、転入・就農へのステップになると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） お試し定住と農業体験の組み合わせについてですが、旭市では都市農漁村交流協議会が行う「幽学の里で米づくり交流」事業で、田植えや草取り、稲刈り等の農業体験を実施しておりますので、参加していただければ、これは初歩的なものなんですけれども、農業体験をしていただくことができます。また初歩的な農業体験につきましては、今後希望者が多くなるようでありましたら、農業団体等にも働きかけてまいりたいと思います。

次の段階といたしまして、就農に結びつく体験となりますと、お試し移住をしていただくにも、ある程度長い期間が必要となりますし、受け入れる側の農家につきましても、防疫を含め農家の負担を考える必要がございます。近年、新規就農された方につきましては、かなり高いレベルの就農意欲を持っておりまして、その意欲を買って専業農家が受け入れている状況がありますので、そういった面も含めて研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今申し上げたお試し移住と農業といった組み合わせ以外にも、例えばお試し移住とサーフィンですとか釣りといった旭市ならではのライフスタイル、そういったものを提案というのもできるのかなと思います。開設が予定されています旭市のプロモーションサイトなどでこうした発信を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） お答えします。

今年度、シティプロモーション専用のウェブサイトを構築する予定です。内容的にはまだ検討段階であります。市外の方が旭市に魅力を感じ、移住・定住に結びつけることのできるよう、市のさまざまな情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今年度ウェブサイトを完成ということにして、ぜひ結果の出せる、具体的な結果の出るサイトになることを期待します。

総務常任委員会でせんだって視察しました旭川市では、ネットでのPRに加えて、移住に関するワンストップの窓口を設けて、移住ツアーを組んでいます。そして市内の暮らし、商店や買い物、病院、レジャー、そうした案内を行っています。旭市では現状、旭市に住んでみたいという移住希望者にとって、相談窓口も明確になっておらず、どこに問い合わせればいいのかというのが分かりにくい現状なのかなと思います。少なくとも今後ニーズに応じた相談ができる担当窓口を設定すべきと思いますが、いかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） お答えします。

移住・定住の担当窓口についてのご質問ですが、現在、お試し移住の相談事業は行っていませんが、当面、企画政策課が中心となって検討してまいりたいと思っております。移住希望者のニーズ等ありますので、それに応じた相談が可能になるような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ窓口の設定をお願いしたいと思います。さまざまところのそういった定住促進策というのを見てまいった次第ですけれども、各市町村、本当に試行錯誤しているところだと思います。箱ものをつくってというのは非常にリスクも高いのかと思います。まず、例えば旭市でしたら、民宿等への茅野市で今行っていますような宿泊補助と市内のガイドツアーを組み合わせるとか、そういったことで新しく施設の必要もなく取り組むこともできるのかと思いますので、そういったことも含めて研究、検討を進めていただければと思います。

続きまして、4番の企業誘致についてでございますが、これも定住促進に絡むんですが、定住促進、またIターン、Uターンの促進を図る上で雇用の確保、これは必須の課題であると思います。現在の進出企業の業種別の企業数、面積、雇用者数について伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、工業団地への進出企業の状況、業種別の企業数、面積、雇用人数等についてお答えいたします。

初めに、あさひ鎌数工業団地につきましては、進出企業が40社、面積にしまして78万平方メートル、従業員数は約1,500人でございます。業種別の企業につきましては、製造業が16社、太陽光発電4社、食品等の加工業者が7社、貸し倉庫、配送センター、運送業が13社となっております。

続きまして、干潟のさくら台工業団地につきましては、進出企業が5社、面積は25万平方メートル、従業員数は600名でございます。業種別の企業数につきましては、製造業が4社、貸し倉庫業が1社となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） では、平成28年度の申請と実績のそれぞれの件数、また固定資産総額に対する免除額が幾らなのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、28年度の状況で申し上げます。

平成28年度におきましては、申請を受けた企業誘致奨励措置を行った件数につきましては、9件でございます。投下固定資産総額につきましては、約53億4,800万円でございます。平

成29年度の課税免除税額につきましては、約4,200万円となっております。また排水処理施設整備及び緑化事業に対する奨励金は3件で、770万円となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） このまま（2）番のテレワークのほうに入りたいと思いますが、ICTの発達によって、さまざまな働き方、あるいは事業所のスタイルというのは可能になってまいりました。必ずしもオフィスが都会になくても、同様の仕事が地方でも可能な時代になってきたわけですが、生活コストの安い、しかも食と環境に恵まれた旭に住みながら都内の企業に勤務する。こうしたことも仕事のスタイルによっては可能になってきたわけであります。このふるさとテレワーク、平成28年度の本市の状況、また全国の採択数についてお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、お答えします。

初めに、本市の状況についてお答えします。平成28年度事業で飯岡地区に1社の企業がこの制度を利用しまして業務を行っているところでございます。東京本社と飯岡オフィス間でビジネス・プロセス・アウトソーシング業務やシステムの開発業務などを行っております。

また、今後は観光関連の情報発信や最先端ITテレワークショールームの開設準備も進めていくと思われまます。

全国につきましては、昨年度23件が採択され、ふるさとテレワーク環境を構築し、地域の活性化に貢献していると思われまます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 国としては、今モデル事業を全国に立ち上げて、最終的には各地域で頑張っていきなさいよと、そういうふうになっていくのかなと想像できるわけですが、首都圏へのアプローチもそれほど不便ではない、こうした旭市のメリットだと思います。今後、ふるさとテレワーク推進に見られるような企業の支社機能あるいはサテライト事業の地方展開といったものに対して、積極的に誘致を進めていくべきと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 昨年度から実施しておりますが、ふるさとテレワーク推進事業を限定したものではありませんが、県の事業でございまして、昨年度幕張メッセで実施されましたマッチングカフェに参加してございます。これにつきましては、首都圏等に本社機能がある会社に、地方に進出意欲のある企業に対しまして、本市の豊かな自然と食材、医療福祉・住環境の充実を中心としたPR活動を積極的に行ったものでございます。

また、今年度も同様に県の事業に参加しまして、積極的に誘致活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 工業団地がいっぱいになってきた以上、次の策に移らなければいけないのかなと思いますけれども、現在の優遇措置そのものが、どちらかという製造業を中心としたものである、そのように受け止められます。ふるさとテレワークが想定するようなIT関連の企業とソフト系の事業にも対象を拡大できるような検討を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員おっしゃるように、現在本市の企業誘致につきましては、製造業を中心に行っております。先ほども議員の質問の中にありましたように、工業団地の分譲が終了したことに伴いまして、今後はふるさとテレワークなどの企業の一部の移転やソフト事業関連の進出が予想されることもありますので、国や県など他団体の状況を注視して研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ先手を打って、迎え入れられるような準備を進めていただきたいなと、そのように思います。

最後に、市長のデュッセルドルフ訪問についてであります。非常に現場の空気感、とても歓迎されたものであったなというふうな受け止められました。今後2020年に向けて、さまざまなクリアすべき段階があると思いますので、どのように話を進めていくのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の再質問に対して、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（加瀬英志）** 今後どのように進めていくかについてですが、まずはドイツ卓球連合との覚書を取り交わし、口頭だけでなく書面で約束を取り交わしたいと考えています。さらに、ドイツ卓球チームの事前キャンプの実施が本決定する際、選手人数や費用負担など詳細に記載した協定書、こちらの締結を進めていく予定です。

また、事前キャンプだけでなく、2020年を迎えるまでの間につきましても、従来の千葉県とデュッセルドルフ市のスポーツ交流における卓球競技の受け入れを今まで以上に内容を充実して実施したり、日本人オリンピックの講演会、こういったものを開催したりする予定です。さらには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、ドイツとの交流を継続していくことで、事前キャンプ地誘致を契機に、さらなるスポーツ交流、文化交流、また人的交流につなげていきたいと考えています。

以上です。

○**議長（佐久間茂樹）** 高橋秀典議員。

○**2番（高橋秀典）** やはり今回つないでこられたドイツとの人と人との絆というか、それが今後の基盤になってくるのかなと、そのように思わせていただきます。

ところで、世界ジュニア選手権の代表選手選考大会あるいは日独交流事業、これは確認ですが、今年度も予定どおり行われるのかお伺いします。

○**議長（佐久間茂樹）** 高橋秀典議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

体育振興課長。

○**体育振興課長（加瀬英志）** まずは世界ジュニア卓球選手権ですけれども、この世界ジュニア卓球選手権大会日本代表選手選考会というのは、先月ドイツで開催されました世界卓球選手権大会で大活躍しました張本智和選手、また平野美宇、伊藤美誠選手など、現在の日本代表選手が数多く出場している大会です。18歳以下の卓球競技における登竜門的な選考会となっています。過去の開催状況についてですけれども、旭市においては平成23年度から平成25年度の3回、こちらは女子の選考会、また平成26年度から28年度まで3回、男子選考会を旭市総合体育館にて開催しております。

今年度についてですけれども、男女の開催が決定しております。9月16日の土曜日、また17日の日曜日、この2日間に開催を予定しており、最大24名の選手が出場する予定です。

次に、日独交流事業です。日独交流事業は平成17年から続いている千葉県とドイツ・デュッセルドルフ市の交流事業の中の一つとして、卓球交流については千葉県における会場を旭

市で実施しているものです。この交流事業は、日本へドイツの子どもたちがやってきた次の年は、千葉県の子どもたちがドイツへ訪問し、相互交流を実施しているものです。

卓球交流について申し上げますと、平成20年度から始まり、旭市においては今までに平成21年度、平成26年度、平成28年度の3回受け入れを行いました。旭市で受け入れを行う際には、卓球だけではなく陶芸体験、折り紙体験など日本文化にも触れさせ、大変好評を得ているところです。

日本へやってくる子どもたちはボルシア・デュッセルドルフというクラブチームに属しており、このチームはドイツ代表選手も所属しているなど、ドイツ国内はもとより、ヨーロッパでも有数のクラブチームとなっております。千葉県の子どもたちがドイツへ訪問する際、このボルシア・デュッセルドルフにお世話になっております。これまでにドイツに訪問した旭市内の子どもは3名です。また今年度も1名ドイツへ訪問する予定となっております。

今回、ドイツ卓球チーム事前キャンプ地誘致の成果は、この日独交流事業において、ボルシア・デュッセルドルフから旭市を高い評価していただいていることも影響していると考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 非常に楽しみになってまいりました。ぜひ全市を挙げてウエルカムの体制をとっていきべきかなと思ひまして、お願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 1分

平成29年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成29年6月26日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 林 晴 道 | 2 番 | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番 | 有 田 惠 子 |
| 5 番 | 宮 内 保 | 6 番 | 磯 本 繁 |
| 7 番 | 飯 嶋 正 利 | 8 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 10 番 | 伊 藤 保 | 11 番 | 島 田 和 雄 |

12番 平野忠作
14番 林七巳
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介
22番 林正一郎

13番 伊藤房代
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
21番 高橋利彦

欠席議員（1名）

9番 太田將範

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	多田哲雄	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	加瀬寿勝	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 事務局長	高木昭治	農業委員会 事務局長	相澤薫

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳 事務局次長 花澤 義 広

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（佐久間茂樹） 議案第18号から議案第20号までの3議案及び請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、常任委員長報告。

これより総務常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第18号、専決処分の承認について、議案第19号、専決処分の承認について、議案第20号、専決処分の承認についての3議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長

ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第18号の主な質疑について申し上げます。

旭市税条例第33条第4項と第33条第6項のただし書き以降にある市県民税申請書と確定申告書のいずれも提出された場合における、これらの申告書に記載されたその他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときはこの限りではないとあるが、市長が認めるときとは、という質疑では、特定配当等の所得を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後市県民税申告書の申告で記載された事項をもとに課税できることが明確化され、申告者が有利な課税方式を選択できるようになったとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり3議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成29年6月26日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（佐久間茂樹） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 討論なしと認めます。

これより議案第18号から議案第20号までの3議案について採決いたします。

議案第18号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第18号は承認することに決しました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

議案第20号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第20号は承認することに決しました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇)

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月21日、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成29年6月26日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長（佐久間茂樹） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（佐久間茂樹） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第2号、請願第3号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 討論なしと認めます。

これより請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

続いて、請願第3号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号、「国における平成30（2018）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 俊介 登壇）

○議会運営委員長（林 俊介） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私より報告をいたします。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成29年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）、本日6月26日、月曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。以上のおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに

議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(佐久間茂樹) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(佐久間茂樹) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇)

○文教福祉常任委員長(伊藤房代) それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、

義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。

しかし、現在日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（佐久間茂樹） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（佐久間茂樹） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐久間茂樹) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐久間茂樹) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(佐久間茂樹) 続きまして、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年8月17日に満了になりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴う委員の選挙を行いたいと思います。

おはかりいたします。旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐久間茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員に斉藤馨氏、昭和27年8月29生まれ、旭市ニの2085番地1。向後保夫氏、昭和20年10月1生まれ、旭市幾世570番地。石田宏氏、昭和30年1月4生まれ、旭市三川3877番地。花香勝久氏、昭和15年10月19生まれ、旭市萬歳873番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました斉藤馨氏、向後保夫氏、石田宏氏、花香勝久氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員に宮内正己氏、昭和15年9月26生まれ、旭市後草2014番地5。鈴木一男氏、昭和18年8月22生まれ、旭市東足洗674番地。宮負武芳氏、昭和19年6月24生まれ、旭市清和甲56番地2。北村豪輔氏、昭和28年2月16生まれ、旭市飯岡2239番地1。以上の方を指名します。

おはかりします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました宮内正己氏、鈴木一男氏、宮負武芳氏、北村豪輔氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についておはかりいたします。補充の順序は、議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は指名した順序により、第1順位、宮内正己氏、第2順位、鈴木一男氏、第3順位、宮負武芳氏、第4順位、北村豪輔氏に決定しました。

◎日程第5 事務報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

1つ、アルミフレームテント3張を阿部建設株式会社様、株式会社千葉銀行様より3月22日受納いたしました。

1つ、金38万4,022円を萬歳1区老人クラブ共楽会様より、3月29日受納いたしました。

1つ、屋外用国旗2旗、屋内用国旗2旗、ゲームベスト40枚、カーブミラー一式及び池用水中ポンプ一式を株式会社小林商事様、株式会社千葉銀行様より4月28日受納いたしました。

1つ、電動自転車1台を東総食肉センター株式会社様、株式会社千葉銀行様より4月28日受納いたしました。

1つ、リヤカー2台を海上中学校第15回卒業生一同様より6月13日受納いたしました。

1つ、丸椅子35脚を有限会社P i g F e r t i l i z e松ヶ谷様、株式会社千葉銀行様より6月19日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成29年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 佐久間 茂 樹

副議長 向 後 悦 世

議 員 景 山 岩三郎